

令和 8 年度 第 3 回府中市福祉のまちづくり推進審議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午前 1 0 時から

場所：府中市役所おもや 4 階 第 1 特別会議室

1 議題

- (1) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について・・・【資料 1】
- (2) その他

【事前送付資料】

- (1) 資料 1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和 9 年度から令和 14 年度)(案)

【当日配布資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表
- (3) 令和 8 年度第 2 回福祉のまちづくり推進審議会議事録修正箇所一覧

第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会 議事録修正箇所一覧

通番	ページ	修正前	修正後
1	14 ページ	現状では、困りごと相談会を今年7月から市内11か所すべての文化センターで、週3日、 <u>午前9時から午後4時まで</u> 実施しており、地域福祉コーディネーターが常駐する場が開かれています。	現状では、困りごと相談会を今年7月から市内11か所すべての文化センターで、週3日、 <u>午前9時半から午後4時まで</u> 実施しており、地域福祉コーディネーターが常駐する場が開かれています。
2	14 ページ	今後は、 <u>単に数を報告するだけでなく、活動の内容を報告できるように</u> 、地域福祉活動計画の中でも、地域福祉コーディネーターがどのように機能していくのがよいかについて、内部で具体的に計画を立てているところです。以上です。	今後は、 <u>社協が作成する第5次</u> 地域福祉活動計画の中でも、地域福祉コーディネーターがどのように機能していくのがよいかについて、内部で具体的に計画を立てているところです。以上です。
3			
4			

府中市地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画

(令和 9 年度～令和 1 4 年度)

〔案〕

府 中 市

市長挨拶

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向.....	3
3 計画の位置付け.....	7
4 計画期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進.....	11
第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの 現状と課題	13
1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状.....	14
2 成年後見・権利擁護の推進の現状.....	36
3 再犯防止の推進の現状.....	37
4 一般市民調査の結果.....	38
5 11圏域別グループディスカッションの結果.....	58
6 前計画期間の取組について.....	59
7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題.....	63
第3章 計画の基本的考え方.....	71
1 計画の理念.....	72
2 計画の基盤となる考え.....	73
3 計画の基本目標.....	74
4 計画の体系.....	76
5 評価指標.....	80
第4章 基本目標に向けた取組.....	83
基本目標1 市民協働で進める地域づくり.....	84
基本目標2 包括的な相談支援体制の推進.....	89
基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり.....	92
基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり.....	96
基本目標5 福祉のまちづくりの推進.....	102
第5章 重層的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画） ...	107
1 事業の内容.....	108
2 事業の推進体制.....	127

第6章 計画の推進に向けて.....	129
1 計画の評価体制.....	130
2 計画の推進体制.....	132
資 料.....	133
資料1 福祉エリア別の現状・地域資源.....	134
資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会.....	147
資料3 地域福祉計画策定連携会議.....	150
資料4 用語集.....	151

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」（令和3年度～令和8年度）を策定、「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に掲げ、「尊厳の保持（自己決定の尊重）」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」を福祉施策の考え方として、新たな福祉11エリアで計画を推進してきました。

あわせて、「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向けて、地域福祉・福祉のまちづくり分野の計画として、「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度～令和8年度）」を策定、「みんなでつくる、共に生きるまち」を理念に、「住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決できる地域づくり」の推進と、ユニバーサルデザインの実現をめざす福祉のまちづくりを目指してきました。

地域共生社会の実現に向けた国の動きは、社会福祉法の改正による地域力の強化と包括的支援体制の構築へ、さらに重層的支援体制整備事業の創設へと進み、さらには地域共生社会を形成するための諸課題の解決へと展開しています。

本市においても、福祉総合相談窓口を中心とした相談支援の仕組みのもとで重層的支援体制整備事業がスタートし、地域包括支援センター担当地区の再編も行われ、市の地域共生社会の実現に向けた推進体制の構築が進んでいます。

また本市でも、少子・高齢化が進み、一人暮らし高齢者の増加、地域での孤立等をはじめ、複雑化・複合化しつつある地域生活課題を解決していくために、一層のつながり・支え合いが必要となっており、さらに多様な主体と連携した、地域づくりが必要となっています。また、福祉を取り巻く新たな課題として人材の確保・育成・定着支援、ICTの活用等へも対応していくことが求められています。さらにユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含め、すべての人が安心・快適に生活できるまちを目指すことが必要となっています。

これらの背景、前提を踏まえ、本市の「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、市民の新たなニーズを把握し、現状と課題を整理し、地域福祉を進めていくための新たな連携体制、仕組みづくり、施策の評価を進めることが課題です。

以上のことから本市では「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を、新たに保健福祉分野計画の上位計画に位置づけ、高齢者、障害者、こども、健康分野の計画とも整合のもとに策定することとしました。また本計画に「府中市成年後見制度利用促進基本計画」、「府中市再犯防止推進計画」及び、新たに「府中市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、市の福祉を総合的に進めるための方針を明らかにします。

2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向

(1) 地域福祉分野の動向

① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月順次施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気かけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

- ① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

出典：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要／厚生労働省

② 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組を踏まえて、令和5～9年度までを計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されています。

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典：第二次再犯防止推進計画（概要）／法務省

③ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、7つの基本理念を定めるとともに、各種施策を通じて認知症への誤解・偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人や家族が心ゆたかに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

1. 認知症の人が自らの意思によって生活できる
2. 国民が認知症に関する正しい知識を持つ
3. 認知症の人の障壁になるものを除去する
4. 適切な保健医療サービスを提供する
5. 認知症の人及び家族に適切な支援を行う
6. 認知症の研究を推進する
7. 認知症に対する総合的な取組を行う

出典：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について／厚生労働省

④ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されています。

同法に基づき、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が令和6年6月に策定され、同計画が令和7年5月に一部改定されています。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の基本理念

1. 孤独・孤立双方への社会全体での対応
2. 当事者等の立場に立った施策の推進
3. 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

出典：孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント／内閣府

⑤ 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和9年4月施行）

「社会福祉法等の一部を改正する法律」は、介護保険法や老人福祉法など複数の法律を束ねた制度改正であり、主に人口減少地域や小規模自治体を対象とした改正案ですが、「頼れる身寄りのない高齢者」の支援のための事業を第二種社会福祉事業とし、日常生活支援、入院・入所時の手続き支援、死後事務支援までを制度化し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業とするとともに、成年後見制度や地域における権利擁護事業の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の設置がうたわれたことが大きな改正です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充
2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援
3. 支援基盤の強化等

出典：社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要／厚生労働省

⑥ 成年後見制度の見直し（令和8年6月法改正・施行準備中）

成年後見制度は平成12年の開始から25年を経て制度の複雑さや運用上の課題が指摘されていました。そこで令和8年2月、法制審議会により成年後見制度の利用促進を目的とした改正案の骨子が示されました。改正案では、成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」類型を「補助」に一本化し、終身制を廃止するなど、必要な事項に限って代理や同意をしてもらえる仕組みへの転換が行われます。

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度				
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている				
対象者の能力	不十分		若しくは不十分		欠く常況
制度	補助		保佐		後見
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
見直し後の制度	適用範囲の拡大			廃止	
対象者の能力	不十分				欠く常況
制度	補助				廃止可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則		
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し		
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判		
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人		
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為		

出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第33回会議（令和8年1月27日開催）

(2) 福祉のまちづくり分野の動向

① 改正バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） （令和7年6月施行）

高齢者や障害者を含むすべての人が安全・快適に移動・施設利用できる社会を目指すため、平成18年度にハートビル法と交通バリアフリー法を統合して成立しました。

令和7年度の改正では、多目的トイレの各階設置義務、駐車場や劇場の車椅子スペース拡充など、実際の利用者に配慮した基準が強化されています。

② 「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」 （令和6年3月見直し）

全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定されています。

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）／東京都

3 計画の位置付け

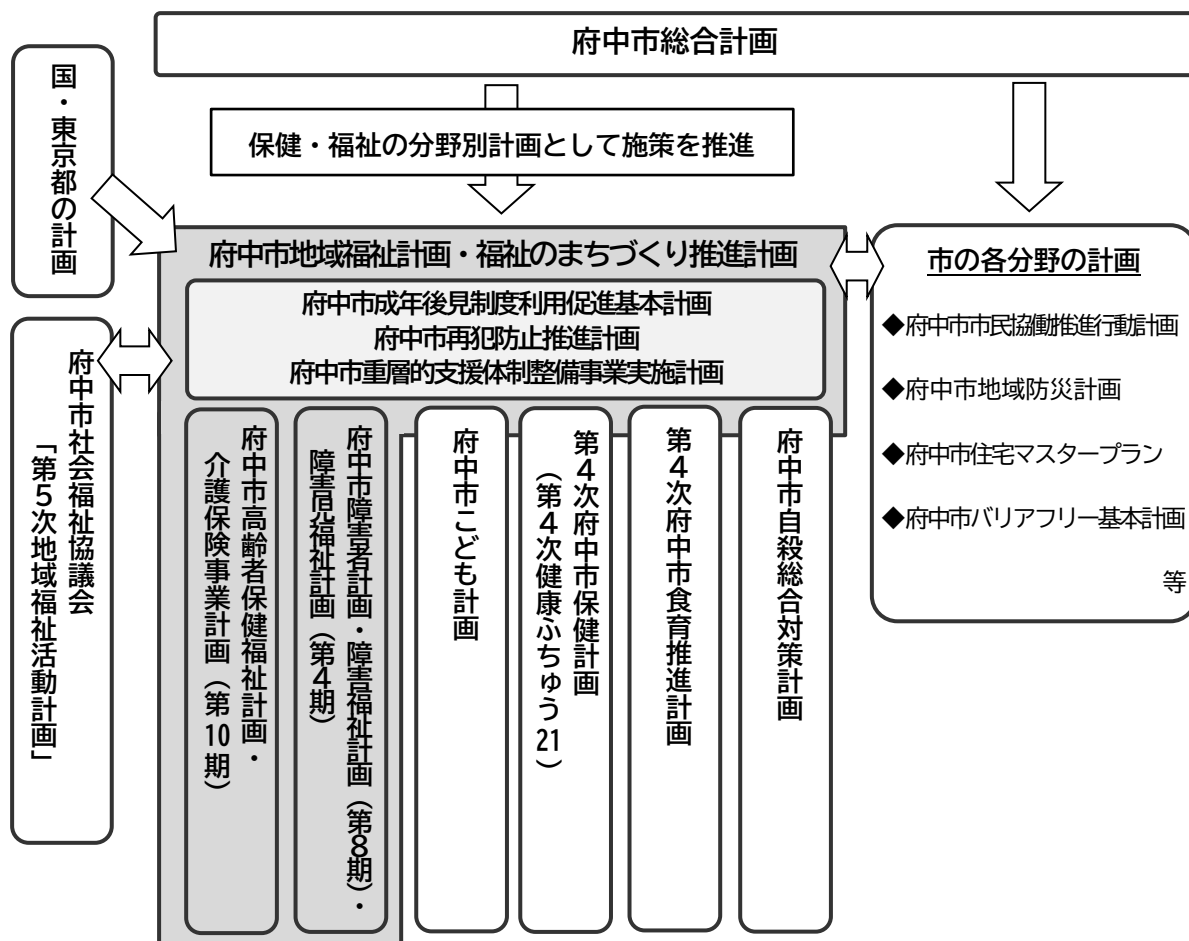
「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下本計画といいます。）」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容（市町村成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する内容（地方再犯防止推進計画）、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込んでいます。

図表1-1 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和１４年度までの６年間です。

図表１－２ 計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
府中市総合計画	第6次		第7次府中市総合計画							第8次府中市総合計画 (仮)		
福祉計画	福祉計画						理念や役割を継承					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 (社会福祉法) (府中市福祉のまちづくり条例)等	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (老人福祉法) (介護保険法)	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第8期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第9期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第10期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第11期)					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 (障害者基本法)	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (障害者総合支援法) (児童福祉法)	障害福祉計画(第6期) ・障害児福祉計画 (第2期)		障害福祉計画(第7期) ・障害児福祉計画 (第3期)		障害福祉計画(第8期) ・障害児福祉計画 (第4期)		障害福祉計画(第9期) ・障害児福祉計画 (第5期)					
【子ども・子育て支援】 こども計画 (こども基本法) (子ども・子育て支援法)等	第2次子ども・子育て支援計画				こども計画				第2次こども計画 (仮)			
【保健・食育分野】 保健計画(健康ふちゅう21) (健康増進法)	第3次保健計画						第4次保健計画					
食育推進計画 (食育基本法)	第3次食育推進計画						第4次食育推進計画					
自殺総合対策計画 (自殺対策基本法)	自殺総合対策計画		第2次自殺総合対策計画				第3次自殺総合対策計画(仮)					

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、審議会、連携会議での検討、郵送によるアンケート調査、11圏域別グループディスカッションの実施、パブリックコメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 福祉のまちづくり推進審議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

(2) 地域福祉計画策定連携会議での検討

福祉のまちづくり推進審議会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会、保健計画・食育推進計画協議会、障害者計画推進協議会、子ども・子育て審議会から選出された委員で構成される「地域福祉計画策定連携会議」において計画の内容、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項を検討・協議しました。

(3) アンケート調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握することを目的とする。 また、高齢者福祉分野、障害者福祉分野で実施した調査と共通質問を設定する。
対象	令和7年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収（督促礼状1回送付）
調査時期	令和7年10月17日（金）～11月4日（火）
回収数・回収率	配布件数 3,000件 回収数（回収率） 1,509件（50.3%） ※うちWEB回収697件 有効回収数（有効回収率） 1,501件（50.0%）

(4) 11 圏域別グループディスカッション

目的	地域で活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域力の強化の方向性を検討する。また、府中市全体の課題と圏域別の課題を整理し、圏域別の取組を検討することを目的とする。
対象者	地域で活動している方（わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センター等）
実施手法	①文化センター圏域ごとの2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
日程・会場・対象圏域	開催日時：10月26日（日）10：00～12：00 会場：西府文化センター 対象圏域：西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、四谷文化センター圏域 開催日時：10月26日（日）15：00～17：00 会場：中央文化センター 対象圏域：中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）10：00～12：00 会場：片町文化センター 対象圏域：片町文化センター圏域、住吉文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）15：00～17：00 会場：白糸台文化センター 対象圏域：白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域、是政文化センター圏域
テーマ	「今ある地域の“ちから”（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」 話し合い① 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） 話し合い② 地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

(5) パブリックコメント手続の実施

令和8年11月から12月に実施する予定です。

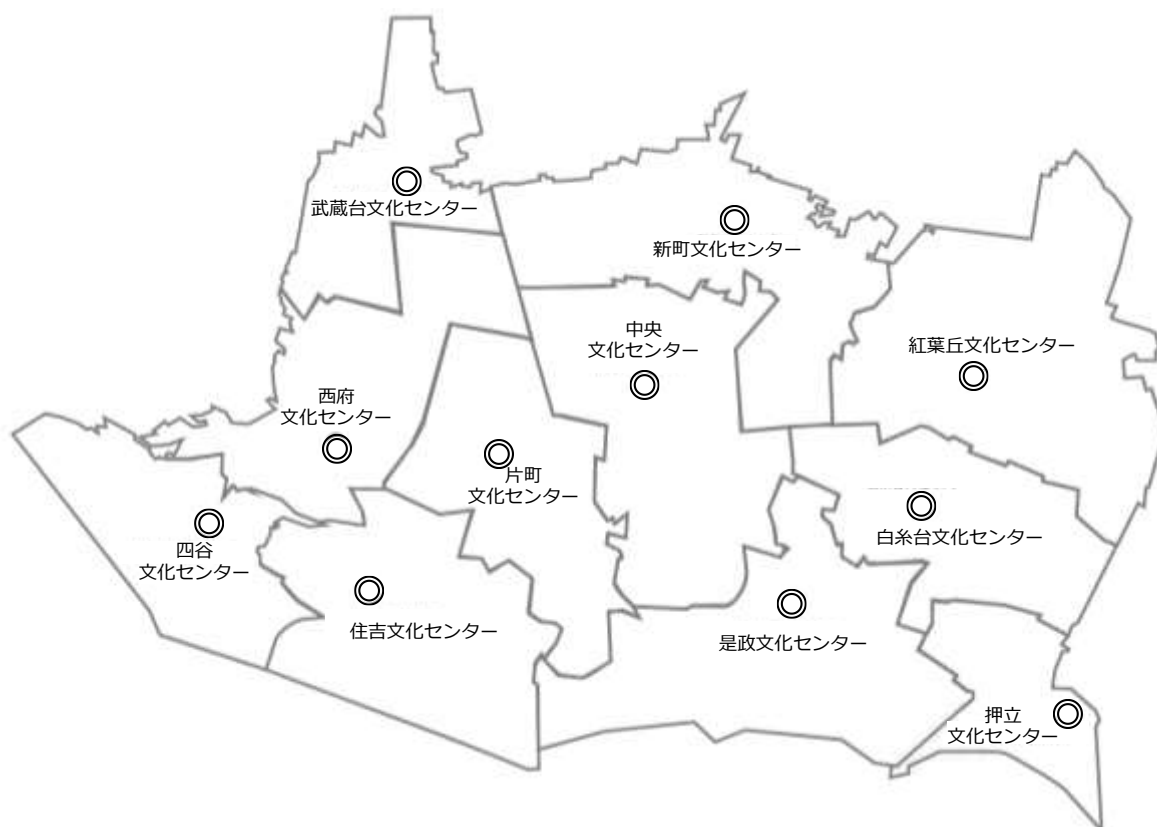
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定しています。

令和3年度より、福祉エリアは11のエリアに再編されました。その福祉エリアを基盤に、令和6年度には地域包括支援センターの担当地区再編、令和7年度には民生委員・児童委員協議会の地区変更等を行い、一体的な対応や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築を進めてまいりました。

今後も福祉ニーズの複雑化・複合化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について、福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。

図表1－3 福祉エリア（日常生活圏域）



第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの 現状と課題

第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

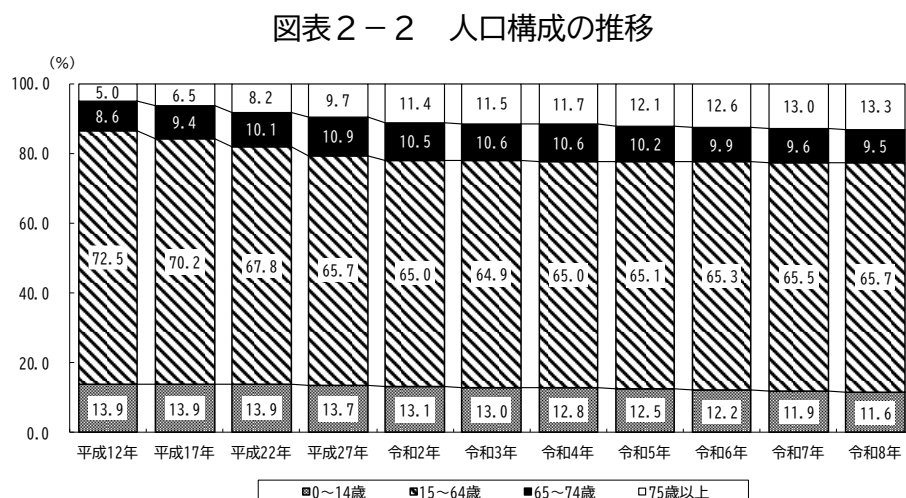
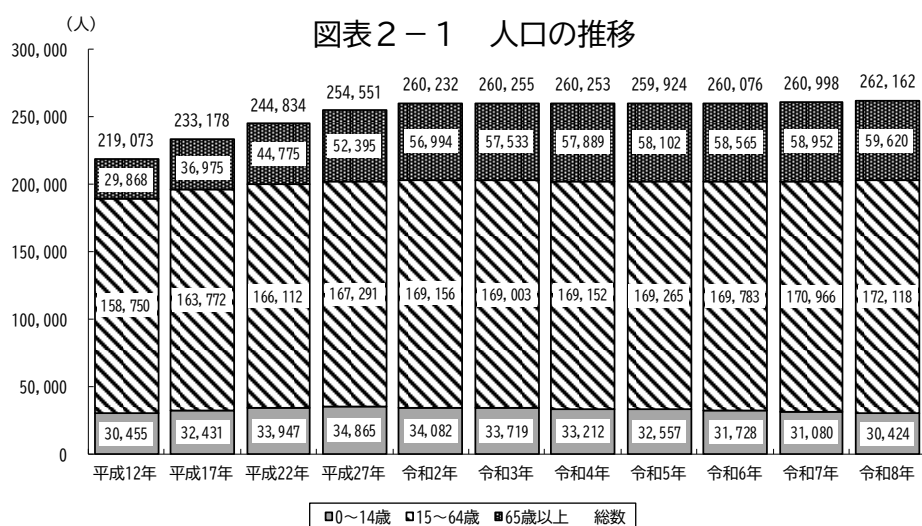
1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状

(1) 人口・世帯の現状

- ・人口減少、高齢者人口の増加、年少人口の減少が今後も予測されている。
- ・小世帯化が進行、世帯構成も単独世帯の割合が上昇傾向である。

① 人口

本市の人口は令和2年以降26万人程度で横ばいであり、令和8年1月1日時点の人口は、26万2,162人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万9,620人で、令和2年から令和8年までの6年間で2,626人増加しています。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,244人で、令和2年以降減少傾向にあります。

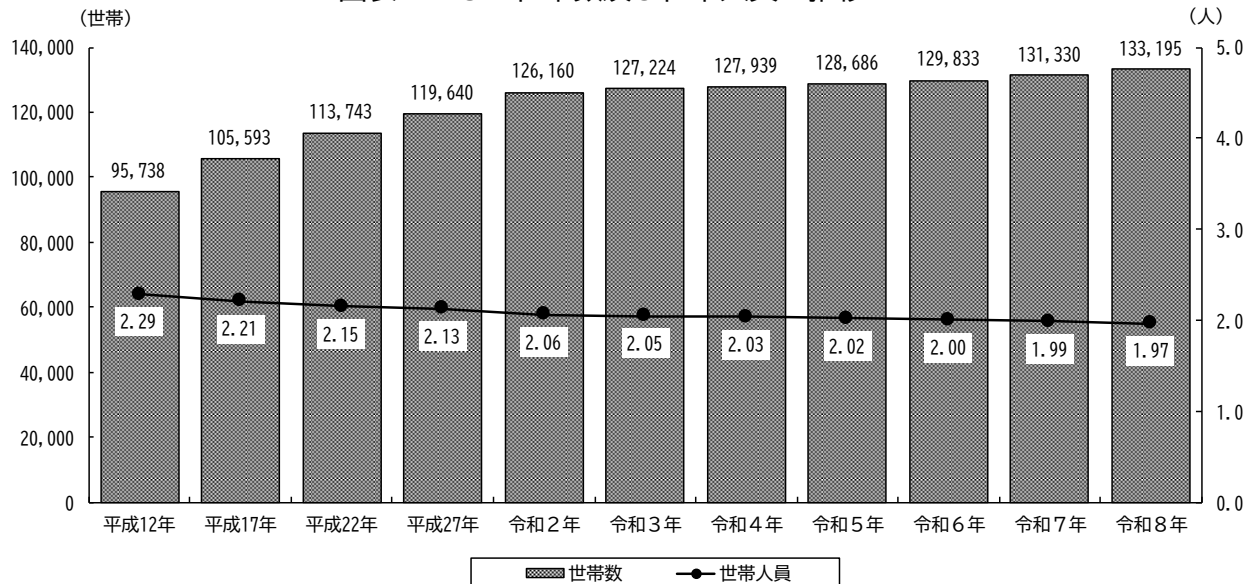


※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。
出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 世帯数及び世帯人員

世帯数は、増加を続けており、令和8年1月1日時点の世帯数は13万3,195世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

図表2-3 世帯数及び世帯人員の推移

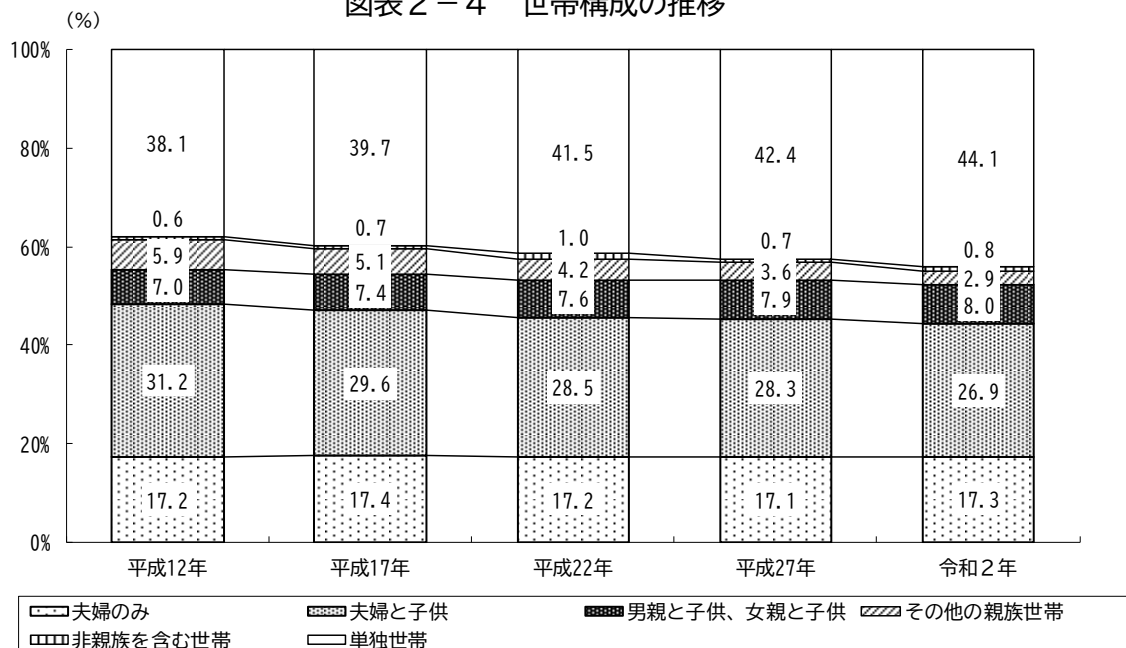


出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

③ 世帯構成

世帯構成は単独世帯の割合が高くなっており、令和2年には全世帯の44.1%を占めています。

図表2-4 世帯構成の推移



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

④ 昼間・夜間・流入・流出口

平成12年から令和2年までの20年間で昼間人口は約2.8万人、夜間人口は約3.6万人増加しています。令和2年の市外から市内へ通勤・通学をする流入人口は、6万1,968人であるのに対し、市内から市外へ通勤・通学をする流出人口は、7万6,264人と、市外へ通勤・通学をする市民が多いことが分かります。

図表2-5 昼間・夜間・流入・流出口の推移

区分	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)	昼間人口指数 (夜間=100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
平成12年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成17年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成22年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96
平成27年	245,693	64,445	58,020	6,425	80,151	69,198	10,953	260,274	94
令和2年	249,891	61,968	56,425	5,543	76,264	66,933	9,331	262,790	95

※ 通学者は、15歳未満の通学者を含みます。

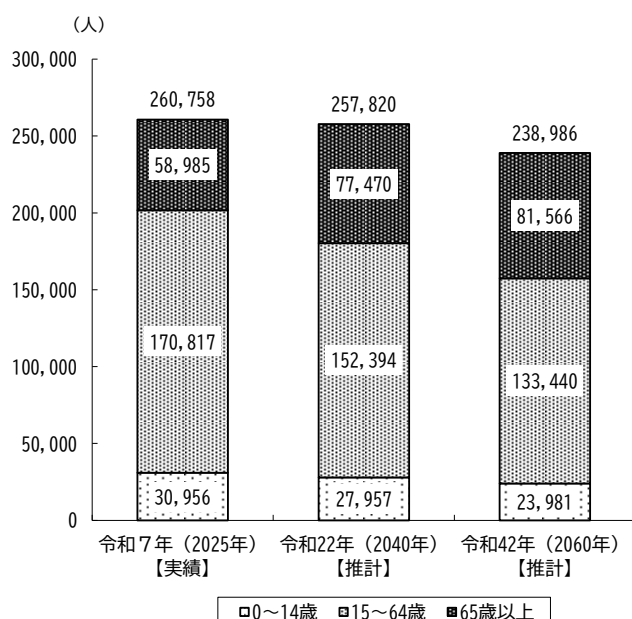
出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

⑤ 人口推計

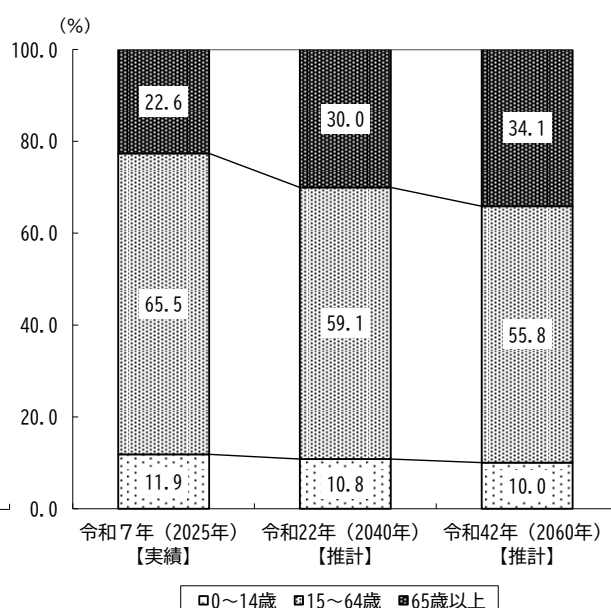
第7次総合計画(後期)人口推計によると、本市は、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、高齢人口(65歳以上)が増加することが予測されており、総人口では減少が進むと予測されています。高齢化率は、令和22年には団塊ジュニア世代が高齢者となり急激に進み30.0%、令和42年には34.1%となることが予測されています。

図表2-6 人口推計(第7次総合計画(後期)人口推計結果)

【3区分別人口】



【3区分別人口の割合】



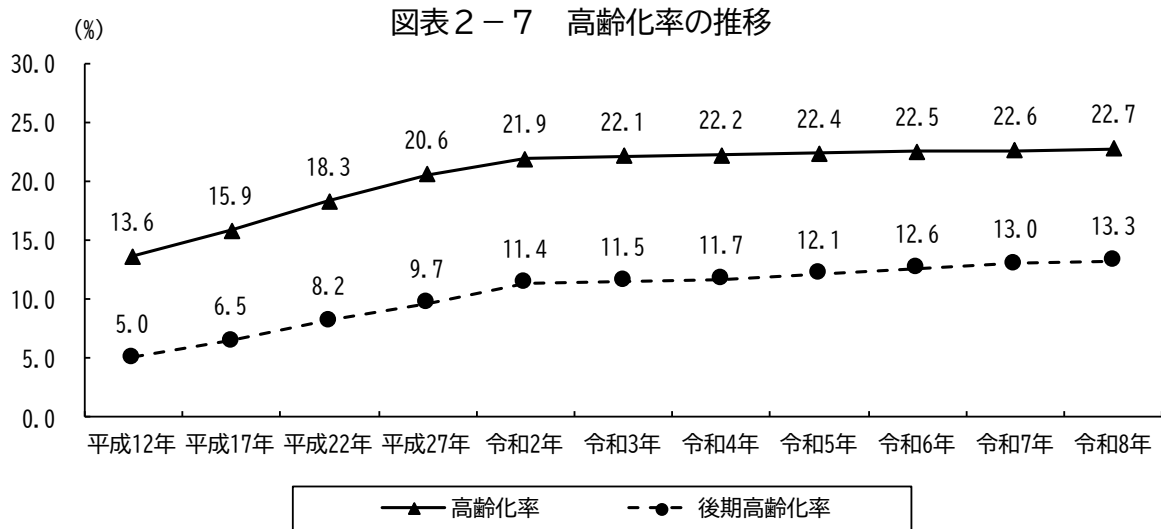
出典：「第7次総合計画(後期)人口推計結果」

(2) 高齢者に関する現状

- ・高齢化率は上昇傾向、65歳以上の単身世帯・夫婦のみ世帯も増加傾向である。
- ・要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向である。

① 高齢化率・後期高齢化率

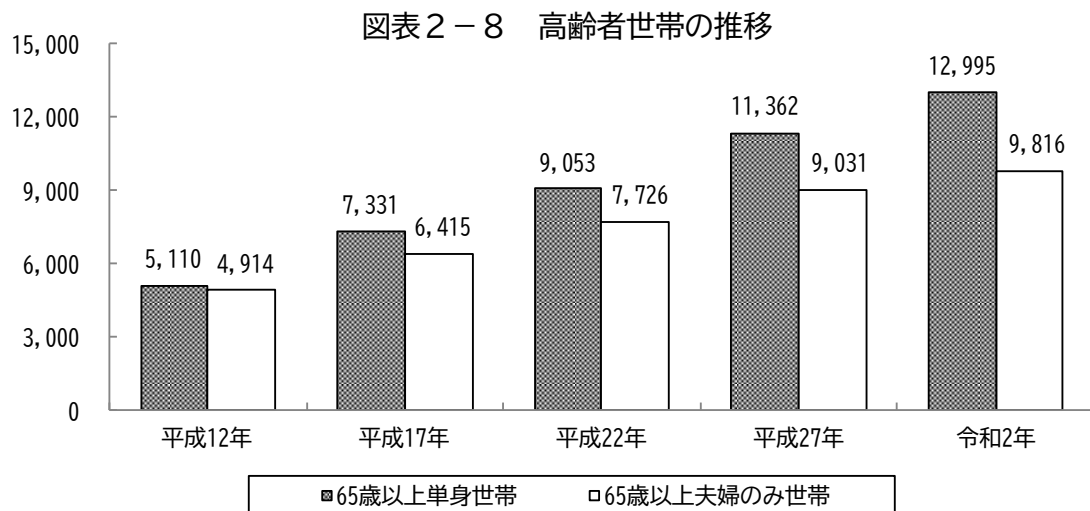
本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和8年時点の高齢化率は、22.7%で、75歳以上の後期高齢化率は、13.3%です。



出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 高齢者世帯

本市の65歳以上の単身世帯は増加傾向にあり、令和2年には1万2,995世帯となっています。65歳以上の夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、令和2年には9,816世帯となっています。

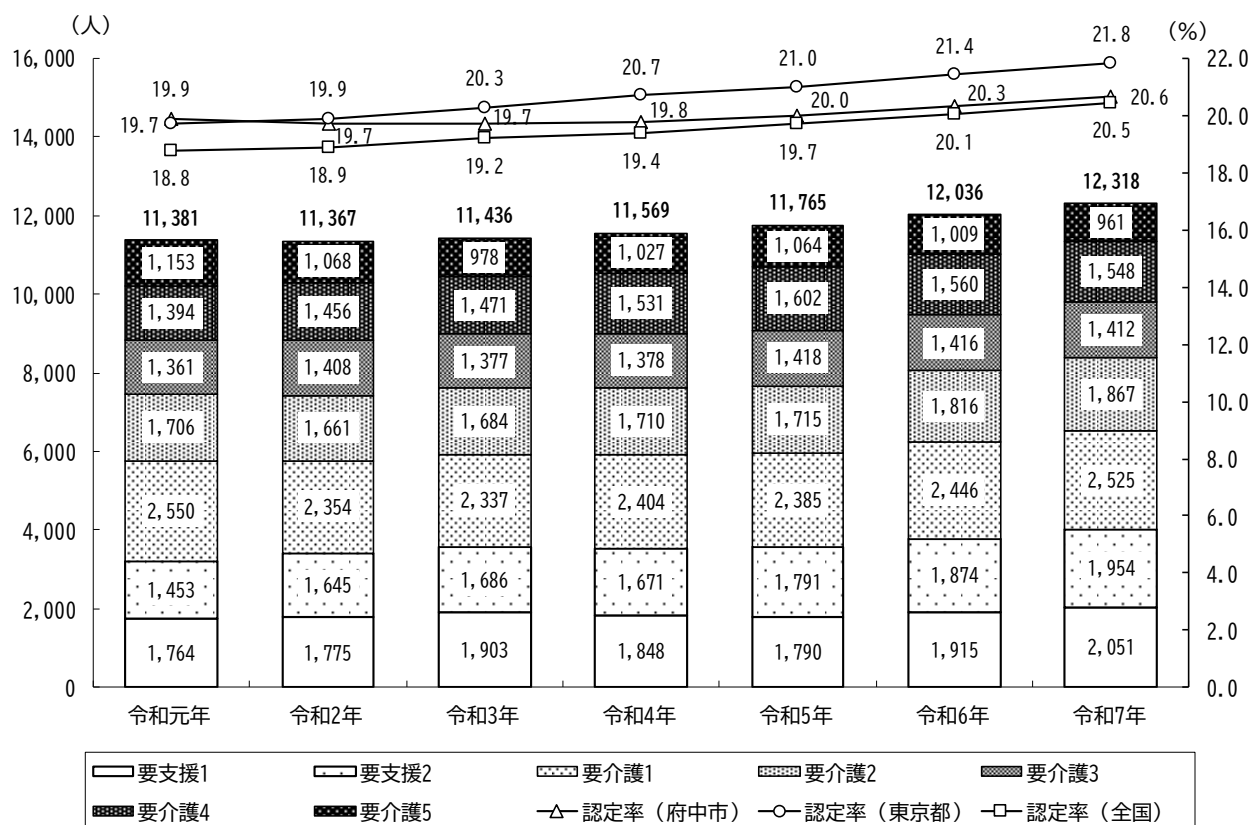


出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

③ 要介護認定者

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向であり、令和7年には12,318人（認定率：20.6パーセント）となっています。

図表2－9 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移（第1号・第2号被保険者）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（各年9月末現在）

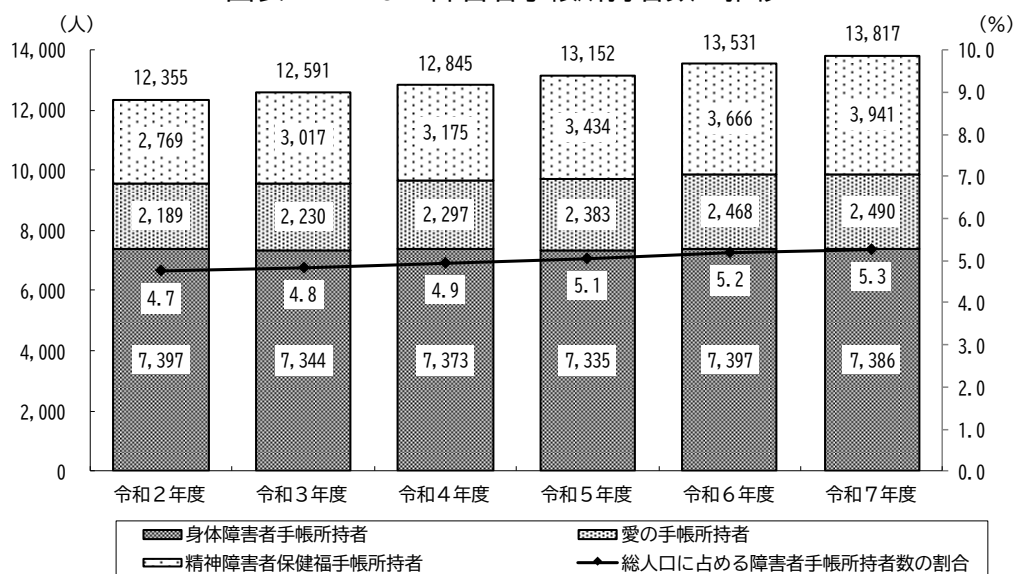
(3) 障害のある人に関する現状

・ 障害者手帳所持者、難病患者（特殊疾病認定患者）数は増加傾向である。

① 障害者手帳所持者

本市の令和7年度末（令和8年3月31日時点）の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万3,817人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、5.3パーセントとなっています。

図表2-10 障害者手帳所持者数の推移



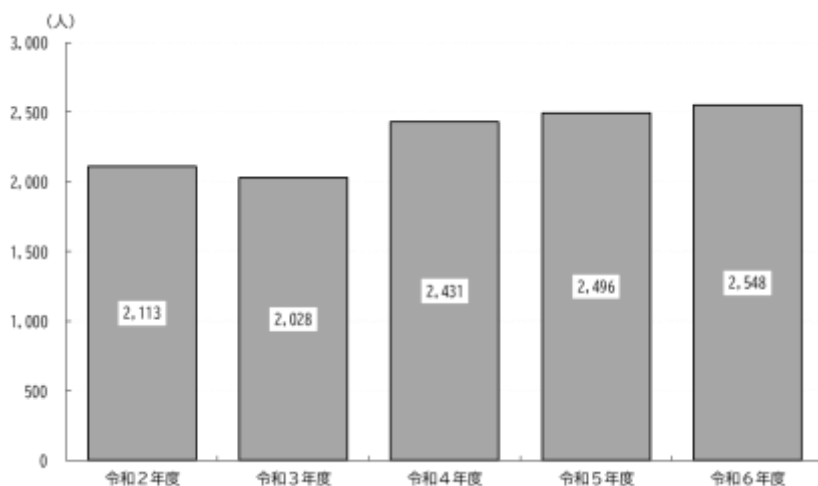
※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数となります。

出典：府中市「事務報告書」（各年度3月31日）

② 難病患者（特殊疾病認定患者）

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、令和2年度から令和6年度までは増加傾向が続いています。令和6年度末（令和7年3月31日現在）は2,548人となっています。

図表2-11 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移



出典：府中市資料（各年度3月31日）

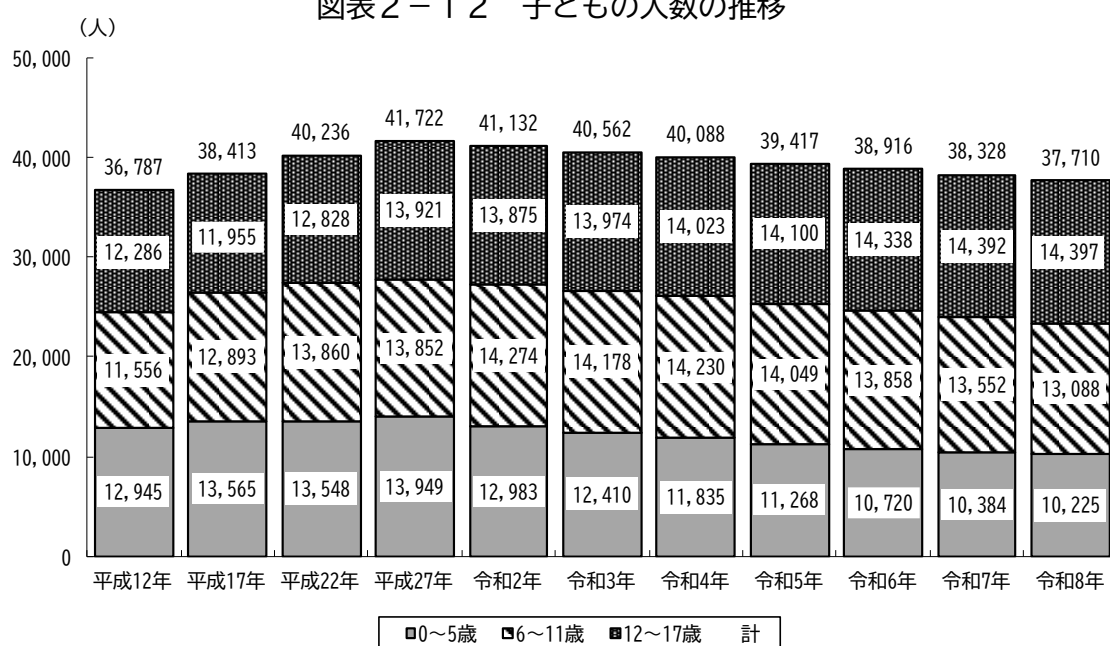
(4) 子どもに関する現状

・子ども（０～１７歳）の人数は減少傾向、そのうち０～５歳の乳幼児の減少が顕著である。

① 子どもの人数

子ども（０～１７歳）の人数は平成２７年以降、減少傾向にあり、令和８年１月１日時点では、３万７，７１０人です。そのうち、０～５歳の乳幼児は１万２２５人であり、令和２年から令和８年までの６年間で２，７５８人減少しています。

図表２－１２ 子どもの人数の推移

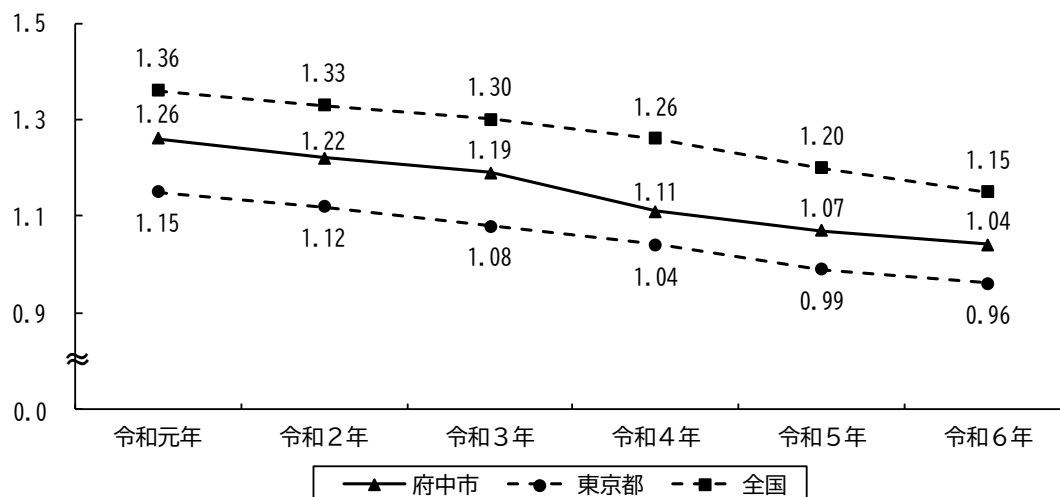


出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

② 合計特殊出生率

本市の令和6年時点の合計特殊出生率は、1.04です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると低い値で推移しています。

図表2-13 合計特殊出生率の推移（府中市、東京都及び国）

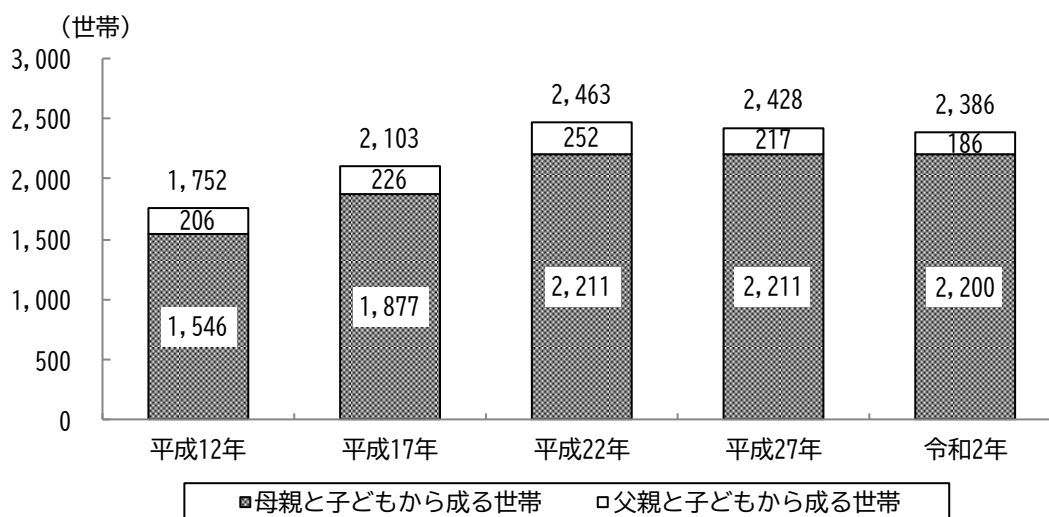


出典：東京都「人口動態統計」

③ ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけては減少しています。令和2年時点のひとり親の世帯数は、2,386世帯で、その内訳は、母親と子どもから成る世帯が2,200世帯、父親と子どもから成る世帯が186世帯となっています。

図表2-14 ひとり親世帯数の推移



※18歳未満親族のいる一般世帯

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

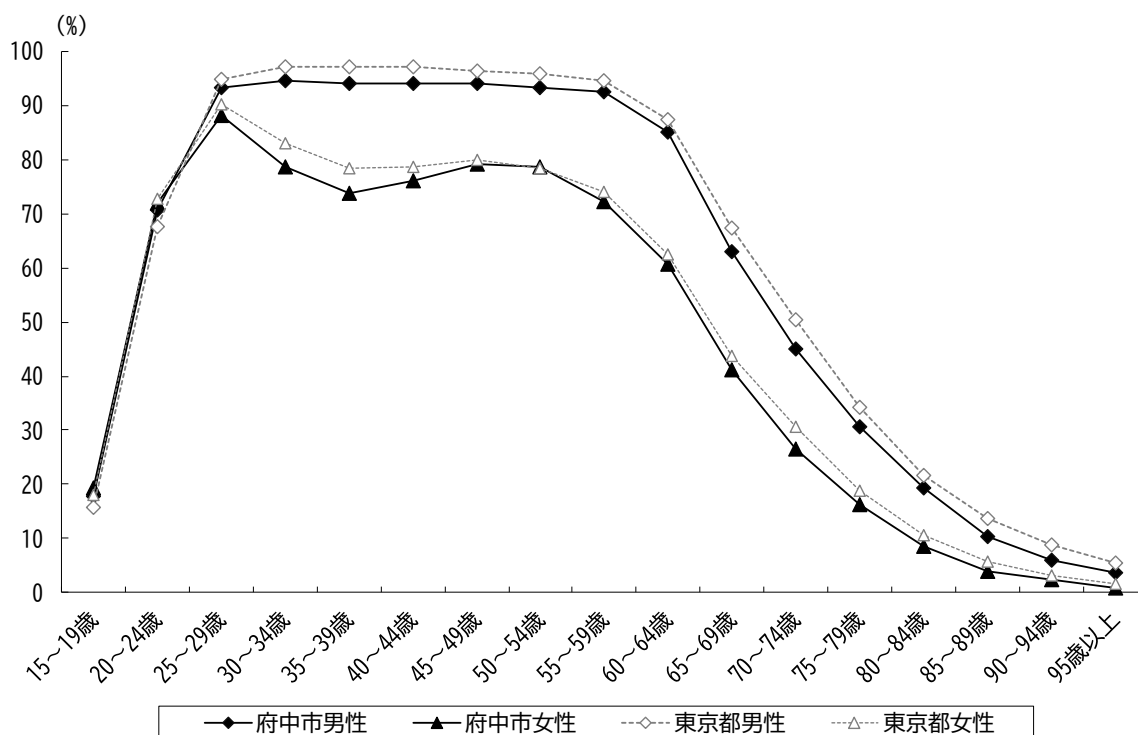
(5) 市民生活に関する現状

- ・生活保護世帯数及び人員は、令和３年以降微減傾向である。
- ・外国人住民は令和４年以降増加傾向である。
- ・自治会加入割合は年々減少し、令和７年に５０％未満となっている。
- ・市民活動センター「プラッツ」の登録団体数及び来館者数並びに文化センターの利用者数は令和２年度以降増加傾向である。

① 労働力率

本市の男性の労働力率は、２５歳から５９歳では９割を超えています。女性の労働力率は３０歳代で低下し、４０歳代で上昇するいわゆるＭ字カーブを描いています。東京都の平均値と比較すると、本市のＭ字の谷の方が深くなっています。

図表２－１５ 令和２年の男女別１５歳以上年齢階級別労働力率



(単位：％)

区分		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
府中市	男性	17.8	70.8	93.3	94.6	94.0	94.0	94.1	93.4	92.5
	女性	19.4	72.0	88.1	78.7	73.7	76.1	79.2	78.6	72.2
東京都	男性	15.7	67.7	94.8	97.1	97.2	97.1	96.5	95.8	94.5
	女性	18.1	72.7	90.3	83.0	78.4	78.6	79.9	78.5	74.1

区分		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	90～94歳	95歳以上
府中市	男性	85.1	62.9	45.0	30.7	19.4	10.2	6.0	3.7
	女性	60.6	41.2	26.6	16.2	8.5	3.9	2.3	0.7
東京都	男性	87.5	67.3	50.5	34.3	21.6	13.6	8.7	5.4
	女性	62.5	43.8	30.6	18.8	10.5	5.6	3.3	1.6

出典：総務省「国勢調査」(令和２年１０月１日)

② 生活保護世帯及び人員

本市の生活保護世帯数及び人員は、令和3年以降、微減傾向です。令和7年3月31日時点の生活保護世帯数及び人員は、3,952世帯及び4,847人で、保護率(※)は、18.5%です。

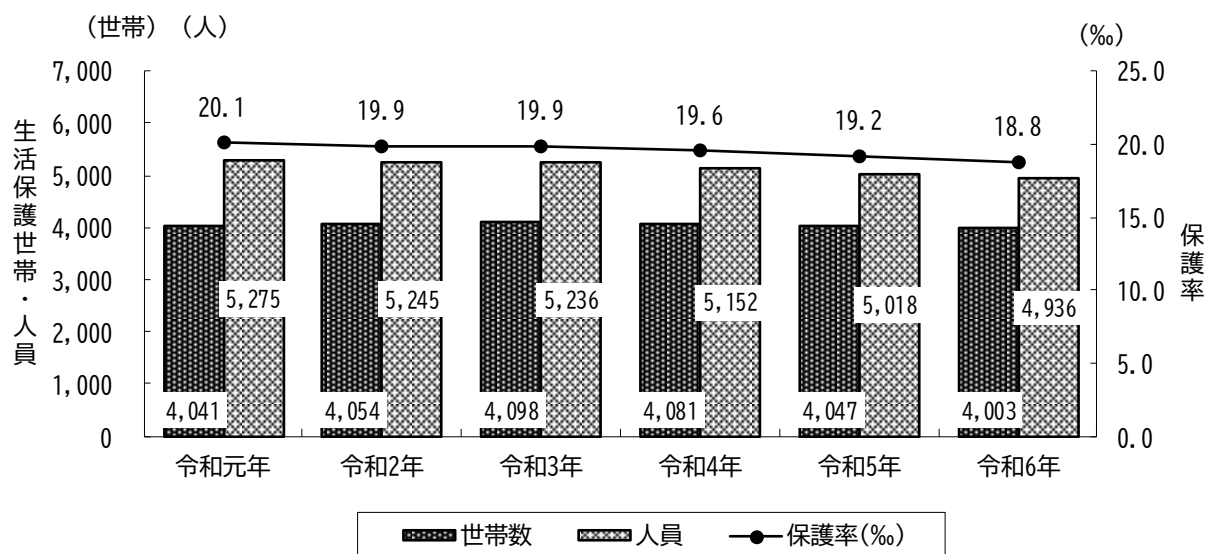
世帯類型別被保護世帯は、一貫して高齢者世帯が最も多い状況です。

※ 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員/推計人口) × 1,000 (単位 %))

図表2-16 生活保護世帯数及び人員の推移

随時更新予定



出典：府中市「統計書」(各年3月31日)

図表2-17 世帯類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者世帯	1,916	1,943	1,926	1,922	1,947	1,930	随時更新予定
母子世帯	306	285	276	249	231	218	
傷病者世帯	538	499	462	447	413	394	
障害者世帯	382	378	386	368	358	362	
その他世帯	859	898	1,004	1,058	1,060	1,060	

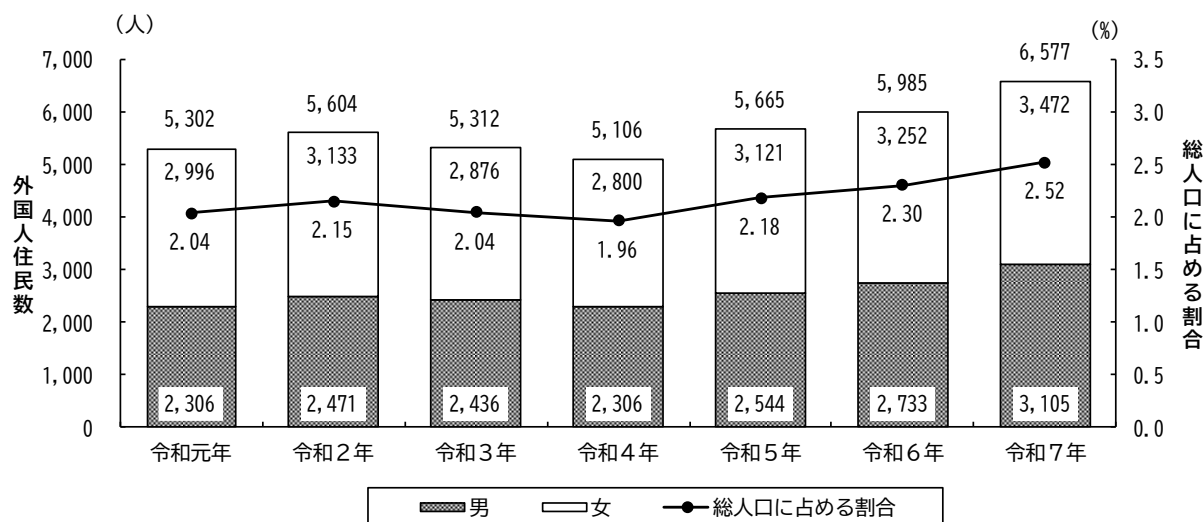
※ 停止世帯を除く

出典：府中市「事務報告書」(各年3月31日)

③ 外国人住民

外国人住民は、令和2年から令和4年にかけて減少しましたが、令和4年以降は増加傾向にあり、令和7年1月1日時点では、6,577人で、総人口に占める割合は2.52%です。

図表2-18 外国人住民の推移



出典：府中市「統計書」（各年1月1日）

④ 自治会・町会等

本市には、令和7年4月1日時点で379の自治会があり、6万5,244世帯が加入しています。加入世帯数を総世帯数で割った加入割合は、49.6%と50%未満となっています。

図表2-19 届出自治会数・加入世帯数の推移

区分	届出自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
令和元年度	396	70,318	125,089	56.2%
令和2年度	393	69,452	126,607	54.9%
令和3年度	391	68,819	127,832	53.8%
令和4年度	390	68,045	128,288	53.0%
令和5年度	386	66,845	128,763	51.9%
令和6年度	383	66,081	130,070	50.8%
令和7年度	379	65,244	131,430	49.6%

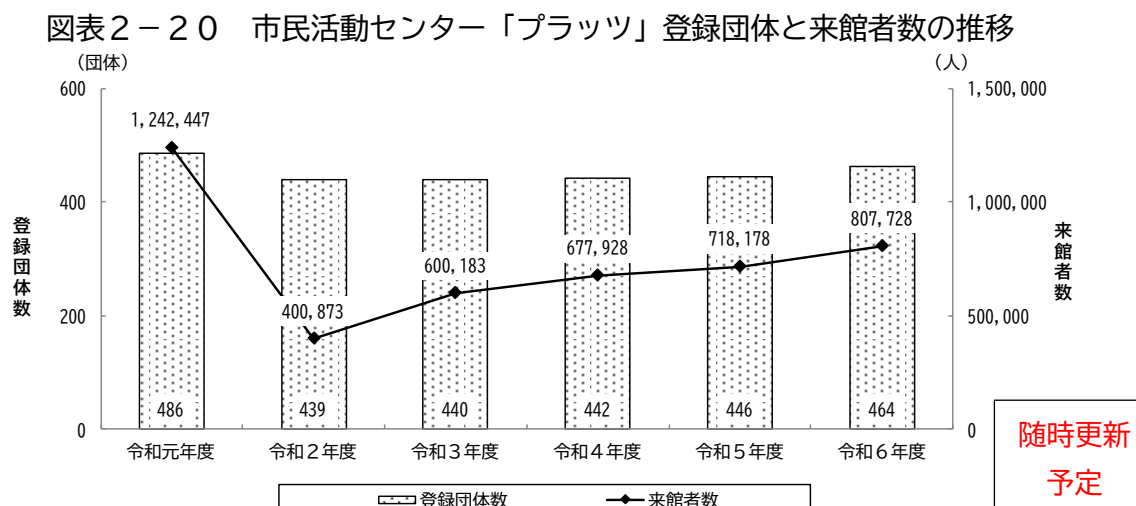
出典：府中市「事務報告書」（各年4月1日）

※世帯数は府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

⑤ 市民活動

◆市民活動センター「プラッツ」の登録団体、来館者数

市民活動センター「プラッツ」の登録団体数、来館者数は、令和元年度から令和2年度にかけて減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。令和6年度では、登録団体数は464団体、来館者数は80万7,728人です。



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

◆NPO法人

市内のNPO法人数は、令和7年11月末現在で94法人であり、活動の分野は、「保健・医療・福祉」及び「NPO団体への助言・援助」が最も多くなっています。

図表2-21 府中市内のNPO法人数の推移 (単位：法人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
NPO法人数	93	91	95	101	97	97	94
活動の分野							
保健・医療・福祉	50	49	53	60	58	57	54
社会教育	51	50	53	57	53	52	52
まちづくり	28	28	29	31	29	31	32
観光	4	5	5	5	5	5	5
農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	2	2	2
学術・文化・芸術・スポーツ	37	37	39	40	36	33	33
環境保全	17	17	17	18	17	18	19
災害救援	6	7	7	8	7	6	5
地域安全	11	12	13	14	13	12	11
人権擁護・平和推進	15	14	16	18	18	20	18
国際協力	20	20	20	22	22	21	19
男女共同参画	7	8	9	12	11	12	11
子どもの健全育成	50	50	54	59	57	56	54
情報化社会	15	16	15	13	12	11	5
科学技術	3	4	3	3	3	2	2
経済活動活性化	14	15	12	13	12	11	10
職業能力開発・雇用機会拡充	29	30	31	32	30	26	24
消費者保護	5	6	5	5	5	5	6
NPO団体への助言・援助	54	54	57	59	58	57	59

※ 活動の分野は複数選択を可としています。

出典：「多摩・島しょ地域データブック～多摩・島しょ地域主要統計表」

東京都生活文化スポーツ局資料「認証NPO法人一覧」（東京都生活文化局ホームページ確認）より
（公財）東京市町村自治調査会作成（令和6年以外は11月末現在、令和6年は12月末現在）

⑥ 文化センターの利用状況

11文化センターの合計の児童館利用者数及び高齢者福祉館利用者数は、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。施設稼働回数は令和4年度以降55,000回前後となっています。

令和6年度の各文化センターの高齢者福祉館利用者数、施設稼働回数は中央文化センターが最も多くなっています。児童館利用者数は、住吉文化センターが最も多くなっています。

随時更新予定

図表2-22 文化センターの利用状況

年度	中央文化センター			白糸台文化センター			西府文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	22,107	24,726	12,341	21,788	23,168	5,511	35,901	19,587	4,837
令和2年度	2,147	2,227	5,695	3,017	1,588	2,662	1,541	506	2,334
令和3年度	3,661	1,689	7,455	5,305	731	3,678	5,843	1,051	3,210
令和4年度	3,639	3,300	10,821	6,649	1,719	4,936	6,856	2,627	4,460
令和5年度	5,833	3,660	11,405	7,991	1,929	5,219	9,185	2,408	4,749
令和6年度	6,183	4,847	11,471	9,273	1,989	5,041	11,068	1,833	4,559
令和7年度									

年度	武蔵台文化センター			新町文化センター			住吉文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	18,626	22,941	4,165	13,438	14,539	4,616	14,339	10,978	5,647
令和2年度	2,593	586	2,002	1,282	688	2,651	2,856	1,281	2,724
令和3年度	4,884	905	2,790	1,964	958	3,294	4,663	1,306	3,911
令和4年度	4,781	2,165	3,872	2,061	2,437	4,328	7,946	4,154	5,310
令和5年度	5,716	2,274	3,855	3,511	2,598	4,259	10,116	4,761	5,481
令和6年度	7,418	2,685	3,766	5,397	3,164	4,349	11,291	4,258	5,386
令和7年度									

年度	是政文化センター			紅葉丘文化センター			押立文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	19,780	12,616	4,583	18,661	20,481	5,592	18,392	8,005	3,420
令和2年度	2,245	892	2,059	2,690	425	2,594	1,323	630	1,770
令和3年度	4,132	1,326	2,893	5,090	401	3,582	2,476	708	2,420
令和4年度	5,475	2,864	4,071	6,893	690	5,323	2,739	1,720	3,206
令和5年度	6,676	3,110	4,340	9,136	671	5,430	2,829	1,675	3,377
令和6年度	7,588	3,348	4,402	8,310	731	5,165	3,627	1,281	3,504
令和7年度									

年度	四谷文化センター			片町文化センター			合計		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	12,854	6,099	2,618	22,343	20,717	6,595	218,229	183,857	59,925
令和2年度	2,302	787	1,210	1,793	920	3,071	23,789	10,530	28,772
令和3年度	3,547	1,020	1,782	3,926	997	4,301	45,491	11,092	39,316
令和4年度	3,204	2,316	2,359	4,063	1,937	6,098	54,306	25,929	54,784
令和5年度	3,843	2,919	2,508	4,575	1,316	6,156	69,411	27,321	56,779
令和6年度	5,065	3,890	2,582	4,977	1,249	6,033	80,197	29,275	56,258
令和7年度									

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般開放施設（児童館・高齢者福祉館）並びに予約貸出施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

(6) 相談及び支援等に関する現状

- ・令和4年度に開設した福祉総合相談では、障害者福祉関係の相談が多い。
- ・障害者虐待、児童虐待の相談件数は増加傾向である。
- ・地域福祉コーディネーターの増員に伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加している。

① 福祉総合相談

福祉総合相談窓口は、令和4年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、生活福祉課に再編され、令和5年8月からの新庁舎業務開始後は、市役所おもや1階に設置されています（令和8年度からは地域福祉推進課所管）。福祉に関する制度や困りごとの種類にかかわらず、様々な不安や困りごとをいったん受け止め、内容に応じて適切な支援機関や相談窓口につなぐとともに、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う窓口です。相談件数は令和5年度が482件、令和6年度が286件、令和7年度が297件となっており、内訳をみると、障害者福祉関係の相談が多くなっています。その他の分野としては、高齢者福祉・介護保険や地域福祉に関する相談など、多岐にわたる相談に対応しています。

図表2-23 福祉総合相談件数の推移

分野	令和5年度 (8月～)	令和6年度	令和7年度
地域福祉	69	57	38
生活困窮・生活保護	50	17	25
高齢者福祉・介護保険	36	36	46
障害者福祉	163	66	90
その他	164	110	98
合計	482	286	297

② 高齢者

◆総合相談

高齢者支援課の総合相談への相談者数は、令和4年度から令和6年度までにかけては減少傾向にありましたが、令和6年度から令和7年度にかけては増加し、令和7年度の相談者数は、4,510人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「介護サービス事業者・高齢福祉関係機関」と続いています。

また、令和7年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者日常生活相談」、「成年後見制度」と続いています。高齢者虐待に関する相談件数は、令和7年度は1,716件で、令和元年度以来、最も多くなっています。

図表２－２４ 総合相談業務の相談件数の推移（相談者の内訳）

（単位：人）

相談者区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本人	609	804	813	563	758	445	523
同居親族	260	404	416	513	400	256	258
別居親族	403	398	486	683	452	249	307
近隣・知人	90	67	62	81	88	89	94
地域包括支援センター	1,061	1,148	1,994	2,072	1,432	1,392	1,620
ケアマネジャー	147	89	58	51	105	174	113
介護サービス事業者・ 高齢福祉関係機関	158	179	185	169	228	145	386
社会福祉協議会	87	89	71	273	42	196	19
成年後見人	35	21	17	12	183	42	182
民生委員・児童委員	11	10	2	6	3	2	6
障害者関係機関（施設）	13	15	18	20	21	17	101
地域関係機関 （銀行・商店等）	55	59	11	32	3	12	16
医療機関	132	149	213	81	177	154	231
市関係課	222	233	148	225	111	319	350
警察・消防	35	131	63	145	109	117	169
その他官公庁	62	56	89	79	31	79	66
その他	31	88	33	12	9	36	69
合計	3,411	3,940	4,679	5,017	4,152	3,724	4,510

出典：府中市「高齢者支援課資料」

図表２－２５ 総合相談業務の相談件数の推移（相談内容の内訳）

（単位：件）

相談区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者日常生活相談	207	484	448	606	866	671	363
高齢者住宅相談	179	165	193	105	169	130	138
高齢者施設相談	426	580	624	344	366	260	250
介護（保険）サービス	229	153	113	424	325	335	268
高齢福祉サービス	122	144	311	169	312	218	234
介護予防・地域支援事業	6	12	0	3	27	39	73
在宅療養	10	26	85	64	45	33	13
医療機関	201	67	11	61	22	138	158
認知症	279	369	544	409	285	210	239
精神疾患	266	127	112	105	52	93	207
高齢者虐待	520	758	980	1,420	922	1,126	1,716
成年後見制度	199	210	269	291	237	226	334
消費者被害	8	13	3	9	2	3	10
熱中症に関すること	11	28	4	143	18	3	17
生活保護	153	85	24	86	61	263	193
障害者福祉施策	33	18	6	18	22	26	50
ひとり親家庭・DV・子ども	33	23	26	7	2	6	29
見守り相談	85	368	550	253	422	160	106
緊急対応・安否確認	91	205	297	266	147	67	138
震災関係	8	0	1	30	3	0	0
その他相談	211	381	226	155	180	174	169
合計	3,277	4,216	4,827	4,968	4,485	4,181	4,705

出典：府中市「高齢者支援課資料」

◆高齢者虐待

地域包括支援センター等関係機関との連携による高齢者虐待の通報・相談件数について、養護者による高齢者虐待は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例が令和元年度から令和7年度の7年間で計426件となっています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待の事実が認められた事例が令和7年度は6件と多くなっています。

図表2-26 養護者による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
通報・相談件数	78	110	117	136	141	131	185
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	48	69	44	38	36	69	122
虐待ではないと判断した事例	1	4	8	4	12	3	11
虐待の判断に至らなかった事例	29	35	65	94	93	39	40
事実確認中の事例						20	12

※高齢者虐待に準ずるもの（セルフ・ネグレクト、被虐待者が65歳未満）は除く。

図表2-27 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
通報件数	2	6	8	14	9	8	10
虐待の事実が認められた事例	1	1	1	0	1	2	6
虐待の事実が認められなかった事例	0	3	1	0	0	1	2
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	2	0	1	3	4	1
事実確認中の事例			6	13	5	1	1

③ 障害者

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和7年度の相談件数は、1万8,025件です。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は令和7年度が90件で、令和5年度以降は90件前後で推移しています。

図表2-28 委託相談支援事業（相談件数）の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	16,626
令和2年度	15,592
令和3年度	13,673
令和4年度	12,546
令和5年度	17,286
令和6年度	20,817
令和7年度	18,025

出典：府中市「障害者福祉課資料」

図表2-29 障害者虐待に関する相談件数の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	25
令和2年度	18
令和3年度	27
令和4年度	66
令和5年度	95
令和6年度	87
令和7年度	90

出典：府中市「障害者福祉課資料」

※令和2年度以降：府中市障害者計画推進協議会資料「障害者計画進行管理一覧表」から

④ 子ども・子育て

市の総合相談事業における新規相談受理件数は令和3年度をピークに減少傾向にあります。相談の内訳をみると、一貫して養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。なお、児童虐待の件数は増加傾向です。

図表2-30 子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受理件数の推移

(単位：件)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童虐待	376	401	487	389	503	502	随時更新予定
養育困難	548	985	1,087	1,004	931	794	
育児相談	142	131	88	110	95	74	
育成	62	56	58	61	69	58	
不登校	12	9	4	18	15	3	
障害等	8	19	4	14	13	11	
保健相談	43	32	21	19	8	8	
非行等	3	3	1	1	1	0	
その他	53	31	22	30	33	33	
合計	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668	1,483	

出典：府中市調べ

⑤ 生活困窮者

生活福祉課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしやしごとの困りごとについて相談支援を実施しており、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習・生活支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

令和6年度の2, 169件の相談のうち、487件が新規の相談です。

図表2-31 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
暮らしとしごとの相談コーナー	相談件数 (うち新規)	2,176件 (624件)	3,283件 (1,243件)	2,078件 (670件)	2,183件 (527件)	2,178件 (481件)	2,169件 (487件)	随時更新予定
	就労支援利用 件数	116件	300件	335件	192件	99件	114件	
家計改善支援事業	延相談件数	599件	800件	642件	563件	434件	408件	
	利用件数	56件	117件	98件	59件	55件	70件	
子どもの学習・生活支援事業	登録者数	77人	68人	60人	46人	56人	60人	
住居確保給付金支給事業	申請件数	16件	641件	135件	57件	16件	4件	
	支給月数	延べ49月	1,739月	451月	173月	56月	12月	
一時生活支援事業	利用件数	6件	9件	7件	4件	4件	6件	
就労準備支援事業	利用者数	21人	22人	20人	23人	24人	19人	
	延相談件数	471件	735件	476件	751件	662件	595件	
	延セミナー等参加者数	107人	76人	91人	165人	227人	201人	
ホームレス巡回相談	相談件数	2,834件	1,721件	1,980件	2,344件	2,043件	1,426件	
	年度末人数	13人	11人	17人	14人	11人	11人	
自立支援金支給事業	支給件数	—	—	175件	36件	—	—	
	再支給件数	—	—	41件	43件	—	—	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	支給件数	—	—	18,131件	8,129件	—	—	
価格高騰緊急支援給付金	支給件数	—	—	—	24,868件	—	—	
住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金	支給件数					24,055件	—	
住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金	支給件数					23,728件	21,932件	

出典：府中市「事務報告書」「統計書」

⑥ 女性問題相談

男女共同参画センター「フチャール」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（DV）、生き方等の女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和6年度の相談件数は、1, 113件です。

図表2-32 女性問題相談の相談件数の推移

(単位：件)

年度	総数	面接相談	電話相談
令和元年度	1,098	287	811
令和2年度	928	91	837
令和3年度	1,294	132	1,162
令和4年度	1,492	282	1,210
令和5年度	1,283	257	1,026
令和6年度	1,113	269	844
令和7年度			

随時更新予定

出典：府中市「事務報告書」「統計書」

⑦ 民生委員・児童委員による支援

本市の民生委員・児童委員の定数は、191人（令和7年12月1日～）です。令和7年度の相談・支援件数は、2,385件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「子どもの地域生活」、「子どもの教育・学校生活」、「生活環境」と続いています。

図表2-33 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移（内容別）

(単位：件)

相談・支援内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在宅福祉	131	97	104	136	98	87	147
介護保険	93	67	51	69	52	63	55
健康・保健医療	287	198	341	197	205	218	164
子育て・母子保健	102	96	108	82	83	64	75
子どもの地域生活	156	105	83	90	112	134	227
子どもの教育・学校生活	146	135	156	119	140	185	225
生活費	67	69	53	62	72	55	139
年金・保険	21	12	8	8	2	20	2
仕事	17	12	11	11	12	19	19
家族関係	148	124	171	155	188	157	134
住居	62	69	69	60	57	66	63
生活環境	167	145	154	151	130	225	192
日常的な支援	346	338	276	325	252	332	358
その他	860	587	489	610	574	641	585
合計	2,603	2,054	2,074	2,075	1,977	2,266	2,385

出典：府中市「事務報告書」

⑧ 地域福祉コーディネーターによる支援

令和3年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しています。そして、令和7年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名の22名体制となっています。

それに伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加傾向にあります。

図表2-34 地域福祉コーディネーターの配置数

	人数	備考
平成28年度	2名	2圏域に各1名
平成29年度	3名	3圏域に各1名
平成30年度	4名	4圏域に各1名
令和元年度	6名	6圏域に各1名
令和2年度	6名	6圏域に各1名
令和3年度	11名	11圏域に各1名
令和4年度	12名	統括1名、拠点11名
令和5年度	16名	統括1名、エリアリーダー1名、拠点14名
令和6年度	19名	統括1名、エリアリーダー2名、拠点16名
令和7年度	22名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名

図表2-35 地域福祉コーディネーター活動実績

(件)

	個別支援									
	相談経路					相談内容				
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	個別支援	連絡調整	計	
令和元年度	999	3,749	-	740	5,488	494	3,447	2,036	5,977	
令和2年度	868	3,967	-	640	5,475	346	3,894	1,586	5,826	
令和3年度	1,642	4,616	1,177	1,663	9,098	568	6,300	2,624	9,492	
令和4年度	2,322	4,866	1,598	1,985	10,771	1,200	6,932	3,500	11,632	
令和5年度	2,294	4,468	1,012	2,105	9,879	433	7,415	2,828	10,676	
令和6年度	2,907	5,202	838	2,355	11,302	611	9,004	3,285	12,900	
令和7年度	2,403	5,871	1,207	3,136	12,617	1,132	9,708	3,442	14,282	

(件)

	地域支援									
	相談経路					相談内容				
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	立上支援	運営支援	連絡調整	計
令和元年度	1,910	2,150	-	361	4,421	604	383	2,124	1,731	4,842
令和2年度	1,088	3,392	-	343	4,823	171	442	1,931	2,553	5,097
令和3年度	1,918	2,276	3,221	631	8,046	159	120	5,342	2,765	8,386
令和4年度	2,303	2,121	2,588	607	7,619	477	98	5,113	2,586	8,274
令和5年度	3,108	1,672	1,776	944	7,500	139	42	5,690	2,068	7,939
令和6年度	3,783	1,283	2,174	811	8,051	363	60	6,080	3,025	9,528
令和7年度	5,022	1,777	3,208	1,205	11,212	654	49	8,067	4,462	13,232

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

図表2-36 地域福祉コーディネーター相談実績

(人)

	実相談対象者数
令和元年度	687
令和2年度	649
令和3年度	930
令和4年度	1,169
令和5年度	1,482
令和6年度	1,835
令和7年度	2,027

(件)

	相談対象者分類				
	高齢者	障害者	子ども	その他一般	計
令和元年度	1,909	1,388	166	664	4,127
令和2年度	1,800	1,124	173	960	4,057
令和3年度	2,983	1,411	575	1,272	6,241
令和4年度	3,635	939	1,006	1,117	6,697
令和5年度	2,921	1,767	1,741	1,047	7,476
令和6年度	3,620	1,857	784	1,895	8,156
令和7年度	4,599	2,369	140	2,567	9,675

(件)

	相談内容分類										
	暮らし	環境	家族関係	近隣関係	保健・医療	権利擁護	ひきこもり	ボランティア	制度・サービス	その他	計
令和元年度	1,633	94	165	237	446	54	58	707	340	373	4,107
令和2年度	1,845	124	166	254	452	41	68	479	407	270	4,106
令和3年度	3,622	215	202	288	534	104	89	1,052	459	567	7,132
令和4年度	4,288	159	225	382	345	47	114	1,103	1,018	980	8,661
令和5年度	3,535	387	347	305	695	121	139	1,319	2,262	443	9,553
令和6年度	4,239	720	403	321	1,021	145	130	1,285	2,546	393	11,203
令和7年度	5,449	659	448	395	995	139	135	1,728	1,089	663	11,700

図表2-37 困りごと相談会対応件数

(件)

	開催回数	延べ相談件数	相談実人員
令和元年度	233	577	273
令和2年度	214	530	242
令和3年度	547	1,380	429
令和4年度	863	1,832	580
令和5年度	1,310	2,909	609
令和6年度	1,869	4,165	847
令和7年度	2,351	6,462	1,219

※半日を1回で集計

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

2 成年後見・権利擁護の推進の現状

・ 市民後見人受任者数は令和４年度以降増加している。

本市は、地域における権利擁護を担う中核的な機関として、権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度を始めとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるように支援しています。

なお、本市の成年後見制度利用者数は、令和２年以降３７０～３８０件台で推移しています。成年後見関係事件の申立件数は、令和２年以降６０～７０件台で推移しています。また、市民後見人受任者数は、令和４年度以降増加し、令和７年度は２５人となっており、市民後見人が活躍しやすい環境を整えています。

図表２－３８ 成年後見制度の利用者数（府中市）

（単位：人）

年	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年	281	53	15	9	358
令和２年	304	49	16	9	378
令和３年	294	59	13	8	374
令和４年	295	62	12	8	377
令和５年	293	71	16	7	387
令和６年	284	76	19	9	388
令和７年	282	73	19	8	382

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表２－３９ 成年後見関係事件の申立件数（府中市）

（単位：件）

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
令和元年	40	5	5	1	51
令和２年	52	9	1	0	62
令和３年	52	12	2	0	66
令和４年	56	13	3	1	73
令和５年	53	7	3	0	63
令和６年	47	10	3	3	63
令和７年	57	9	2	2	70

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表２－４０ 市民後見人受任者数の推移（府中市）

（単位：人）

年度	合計
令和元年度	9
令和２年度	11
令和３年度	10
令和４年度	10
令和５年度	12
令和６年度	18
令和７年度	25

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

3 再犯防止の推進の現状

・令和6年の本市の再犯者率は東京都（警視庁）及び全国を下回っている。

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和2年から230～250件台で推移しています。再犯者率は令和2年から令和5年までは50%でしたが、令和6年は44.4%となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

図表2-41 初犯者・再犯者別検挙人員の推移

【府中警察署】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	254	122	132	52.0%
令和3年	241	117	124	51.5%
令和4年	237	114	123	51.9%
令和5年	235	110	125	53.2%
令和6年	252	140	112	44.4%

【警視庁】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	20,943	10,325	10,618	50.7%
令和3年	19,086	9,277	9,809	51.4%
令和4年	18,931	9,273	9,658	51.0%
令和5年	19,725	9,968	9,757	49.5%
令和6年	20,948	10,982	9,966	47.6%

【全国】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	164,678	81,294	83,384	50.6%
令和3年	159,692	79,883	79,809	50.0%
令和4年	154,033	77,783	76,250	49.5%
令和5年	163,870	83,683	80,187	48.9%
令和6年	169,552	87,857	81,695	48.2%

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

出典：法務省矯正局提供資料

4 一般市民調査の結果

(1) 地域と近所づきあい

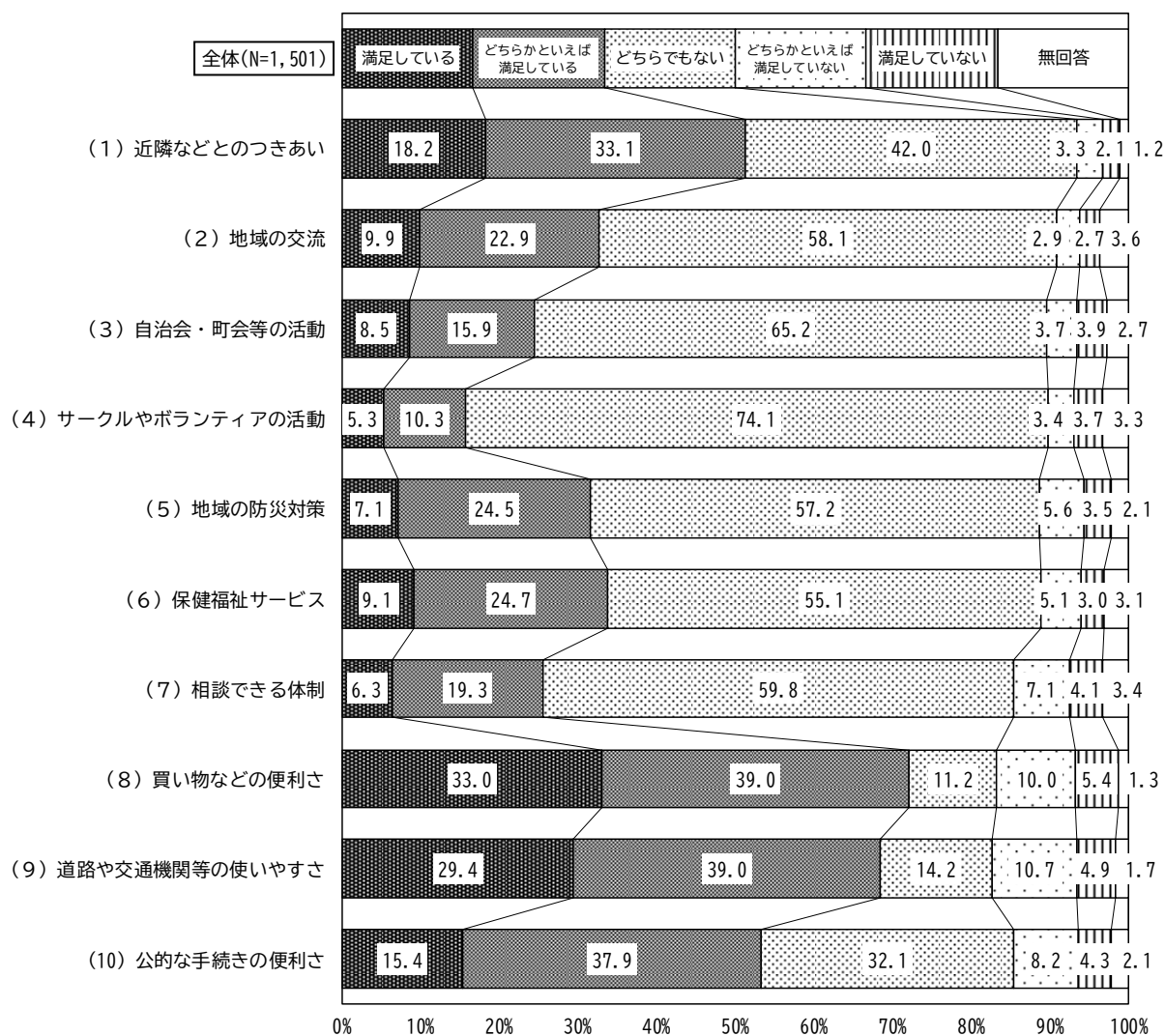
① 居住地域の満足度

居住地域の満足度は、《満足》の割合が『(8) 買い物などの便利さ』(72.0%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(68.4%)で高くなっている。一方、《不満》の割合も『(8) 買い物などの便利さ』(15.4%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(15.6%)で高くなっている。

※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

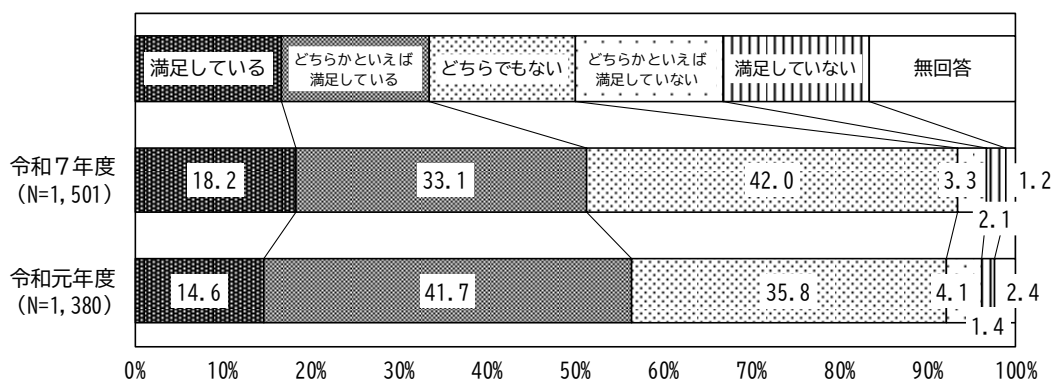
図表2-42 居住地域の満足度（全体）



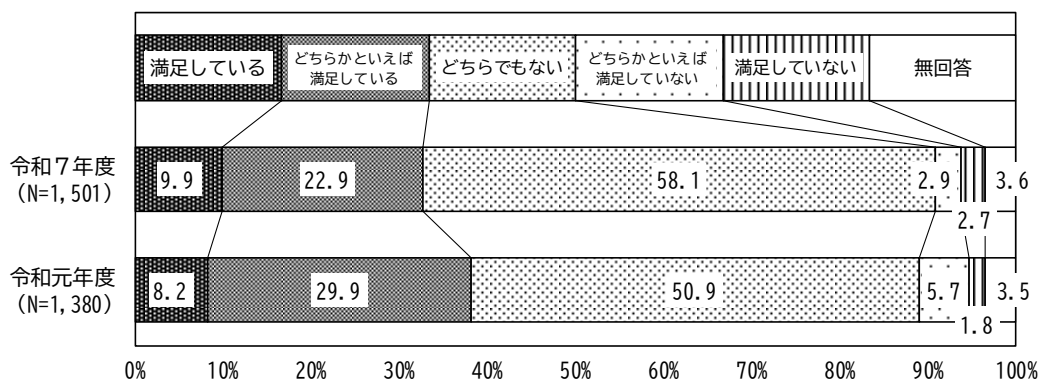
居住地域の満足度について、前回調査と比較すると、『(3) 自治会・町会等の活動』、『(2) 地域の交流』、『(1) 近隣などとのつきあい』で、『満足』の割合がそれぞれ9.5、5.3、5.0ポイントと、5ポイント以上低くなっている。一方、『(10) 公的な手続きの便利さ』では、『満足』が4.4ポイント高くなっている。

図表2-43 居住地域の満足度（全体）【前回比較】

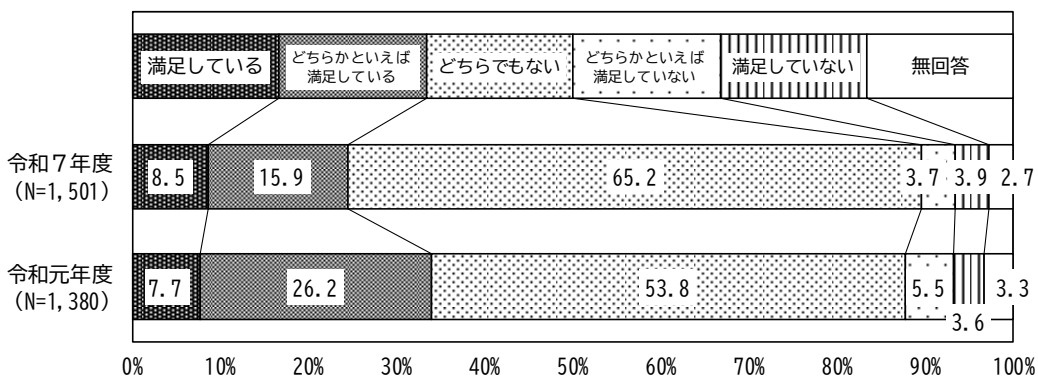
(1) 近隣などとのつきあい



(2) 地域の交流



(3) 自治会・町会等の活動

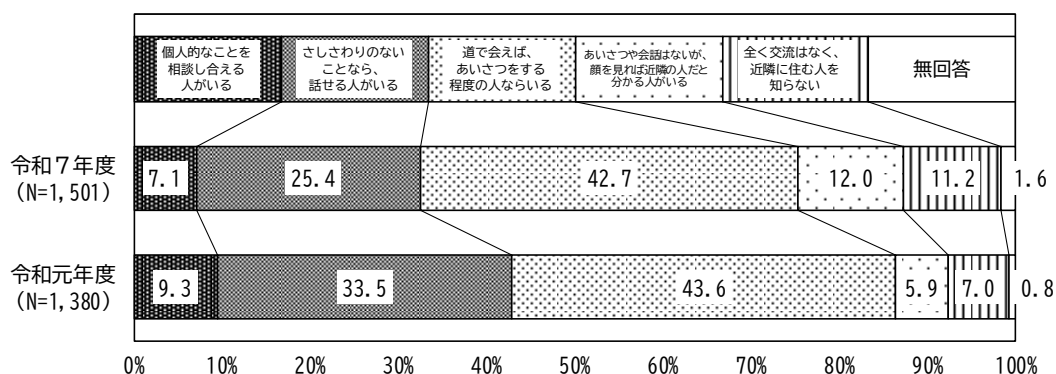


② 近所づきあいの現状

近所づきあいの現状は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が42.7%で最も多く、次いで「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が25.4%、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」が11.2%と続いている。

前回調査と比較すると、親しく近所づきあいをしている「個人的なことを相談し合える人がいる」（今回：7.1%、前回：9.3%）と「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」（今回：25.4%、前回：33.5%）は、いずれも割合が低くなっている。

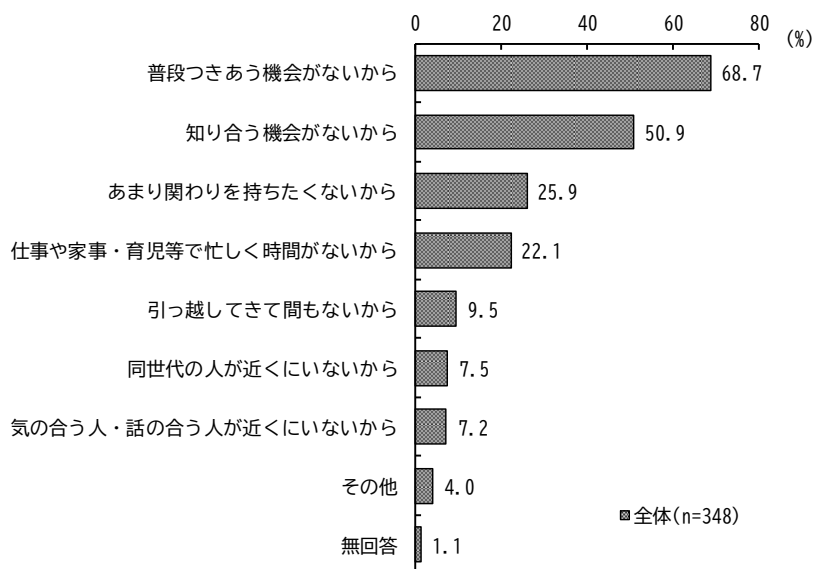
図表2-44 近所づきあいの現状（全体）【前回比較】



③ 近所づきあいのない理由

近所づきあいを（ほぼ）していない人の近所づきあいのない理由は、「普段つきあう機会がないから」（68.7%）が最も多く、次いで「知り合う機会がないから」（50.9%）、「あまり関わりを持ちたくないから」（25.9%）と続いている。

図表2-45 近所づきあいのない理由（近所づきあいを（ほぼ）していない人：複数回答）



<課題>

・地域住民が日ごろから交流する機会、きっかけづくりが必要である。

→関連施策：(ページ)

(2) 地域活動・ボランティア活動

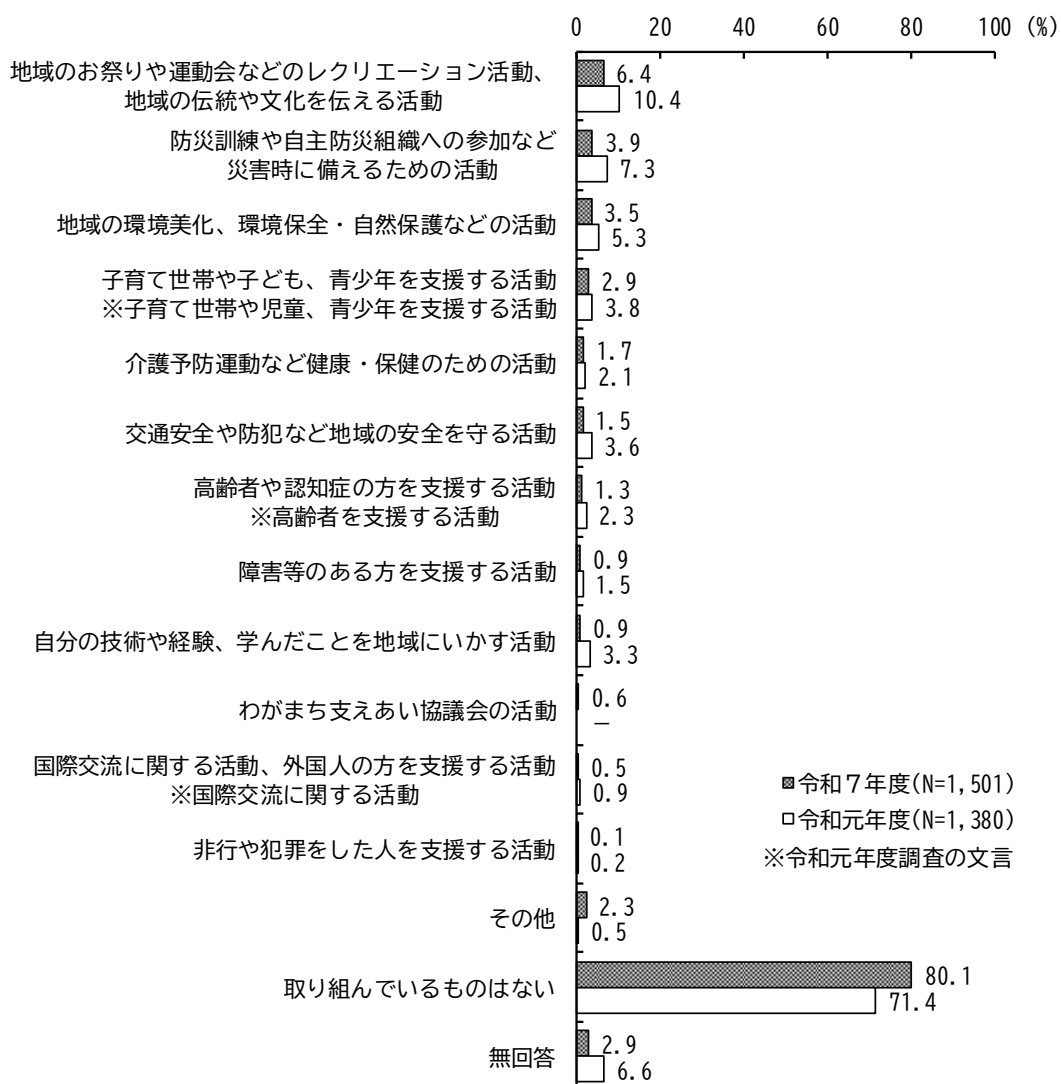
① 地域活動・ボランティア活動の取組状況

17.0%の人が地域での活動やボランティアに取り組んでいる。

取り組んでいる内容としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」(6.4%)が最も多く、次いで「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」(3.9%)、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」(3.5%)と続いている。

前回調査と比較すると、すべての活動で取り組んでいる割合は前回調査より低くなっており、「取り組んでいるものはない」は71.4%から80.1%と8.7ポイント上昇している。

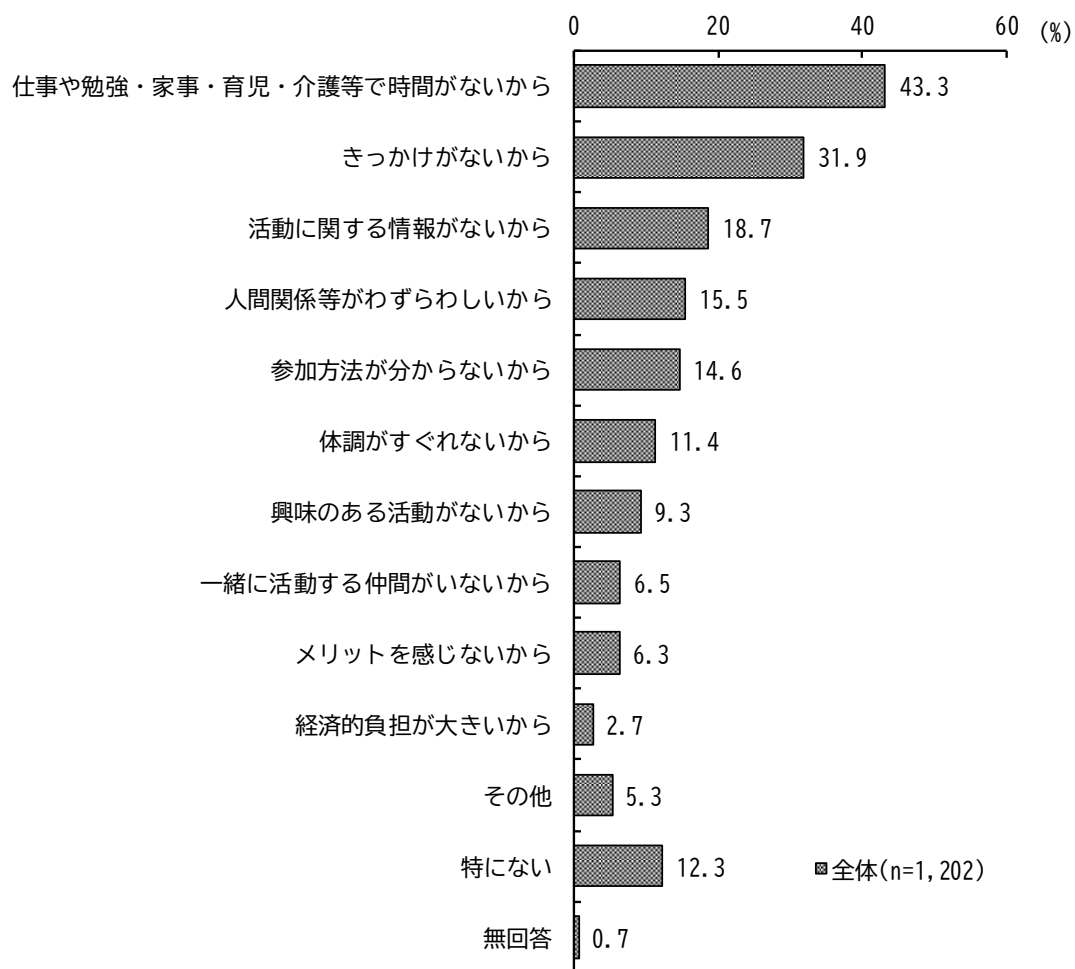
図表2-46 地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容）
（全体：複数回答）【前回比較】



② 地域活動・ボランティア活動をしていない理由

地域活動・ボランティア活動をしていない人の活動をしていない理由は、「仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから」（43.3％）が最も多く、次いで「きっかけがないから」（31.9％）、「活動に関する情報がないから」（18.7％）と続いている。

図表２－４７ 地域活動・ボランティア活動をしていない理由
（地域活動・ボランティア活動をしていない人：複数回答）

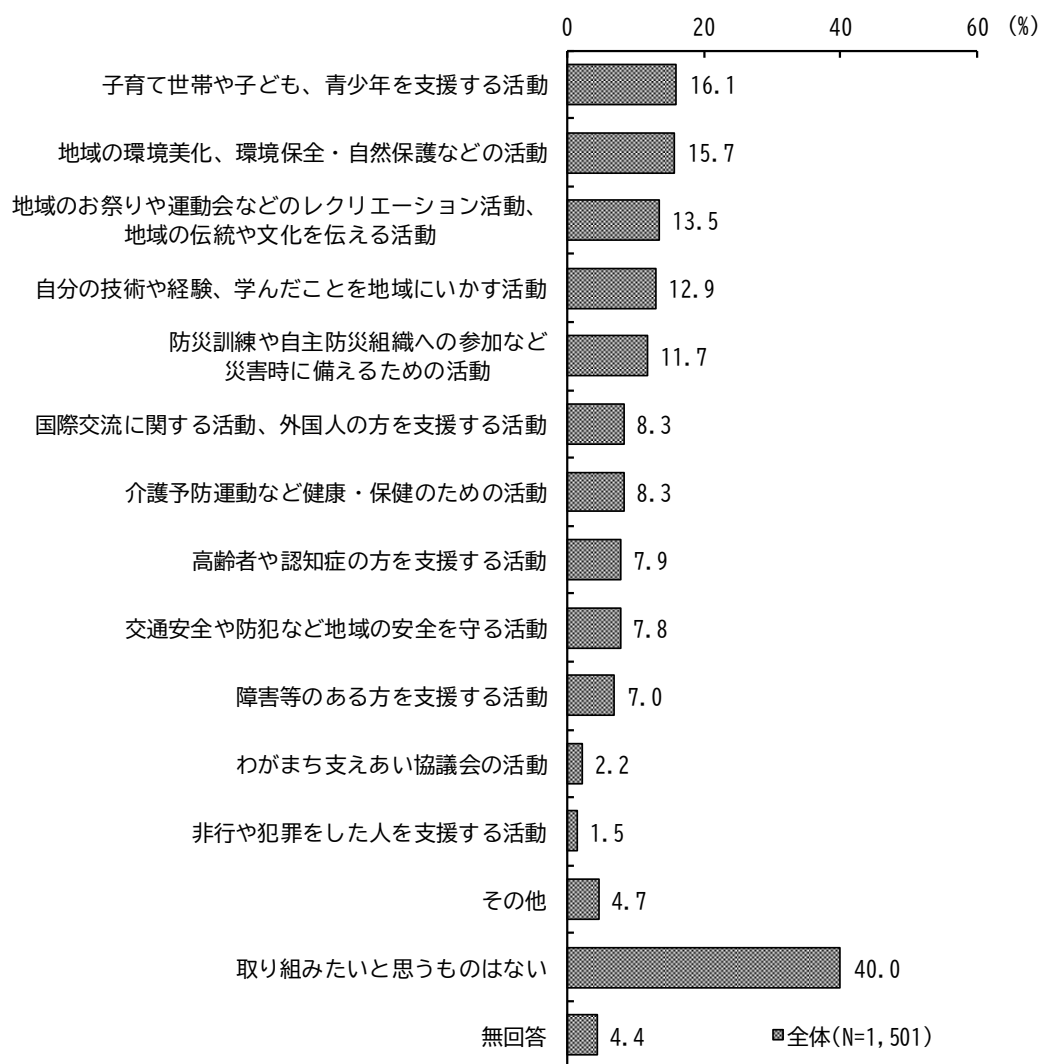


③ 地域活動・ボランティア活動の取組意向

地域活動・ボランティア活動の取組意向は、55.6%の人が今後、何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っている。

活動では「子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動」(16.1%)が最も多く、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」(15.7%)、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」(13.5%)と続いている。

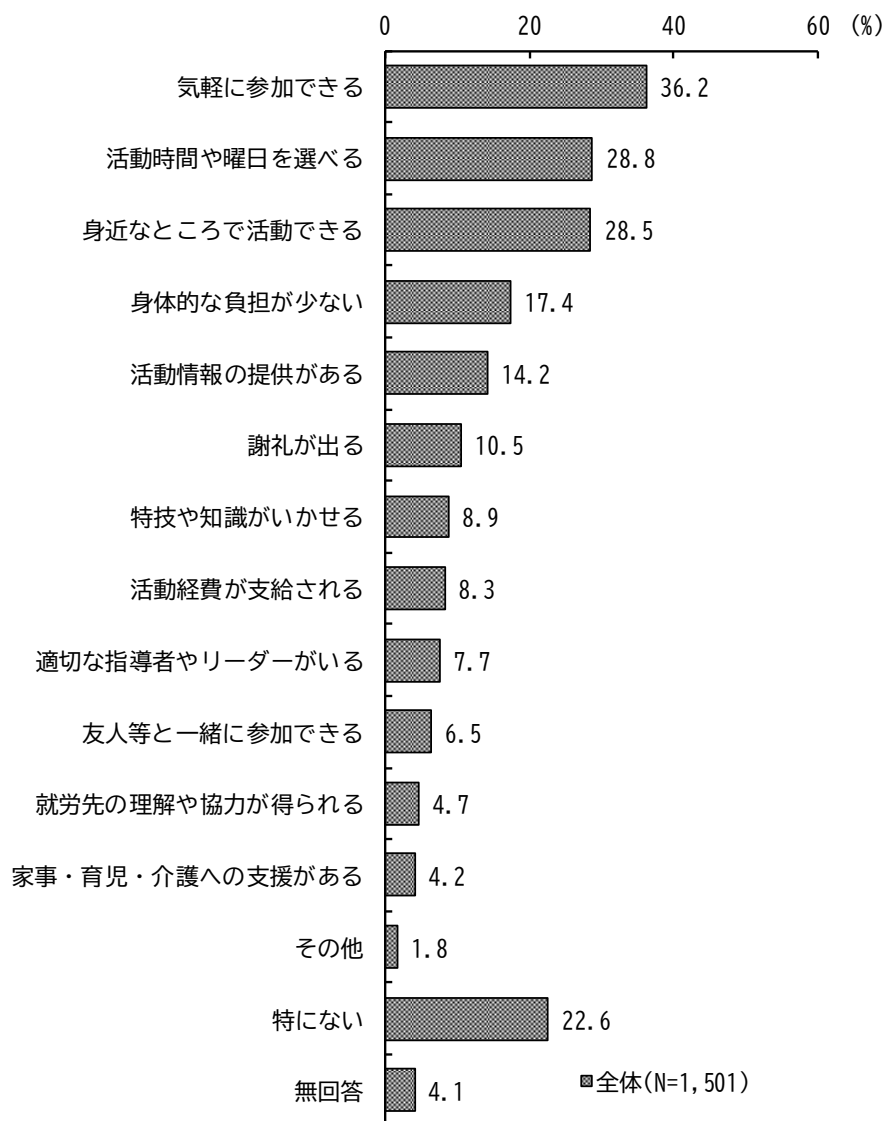
図表2-48 地域活動・ボランティア活動の取組意向（活動内容）（全体：複数回答）



④ ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる」(36.2%)が最も多く、次いで「活動時間や曜日を選べる」(28.8%)、「身近なところで活動できる」(28.5%)と続いている。

図表2-49 ボランティア活動等に参加しやすい条件（全体：複数回答）



<課題>

・半数以上の人が何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っているものの、実際に取り組んでいる人は17.0%であるため、市民が地域活動・ボランティア活動に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりづくりが必要である。

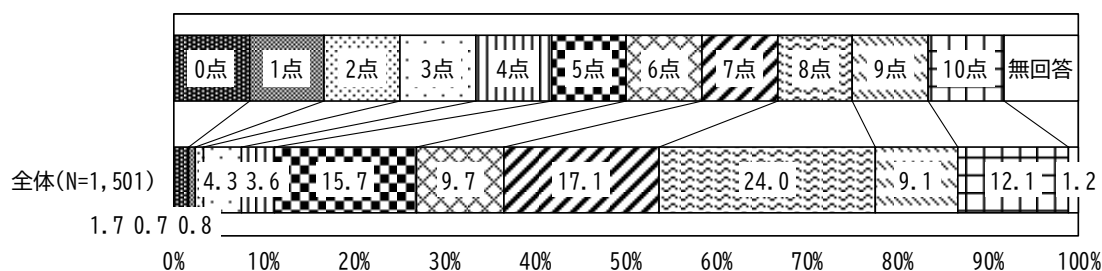
→関連施策：(ページ)

(3) 日ごろの生活と悩み

① 主観的幸福度

主観的幸福度は、「8点」(24.0%) が最も高く、次いで「7点」(17.1%)、「5点」(15.7%) と続いている。平均点は6.9点となっている。なお、4点以下の割合は11.1%となっている。

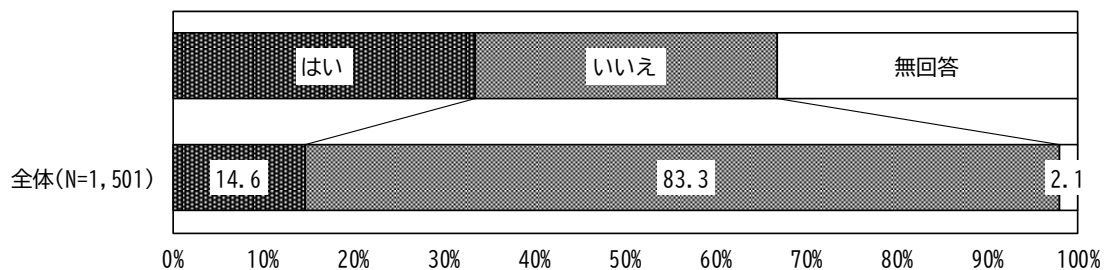
図表2-50 主観的幸福度（全体）



② どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか

どこに相談したらよいか分からない悩みはあるかは、「はい」が14.6%、「いいえ」が83.3%となっている。

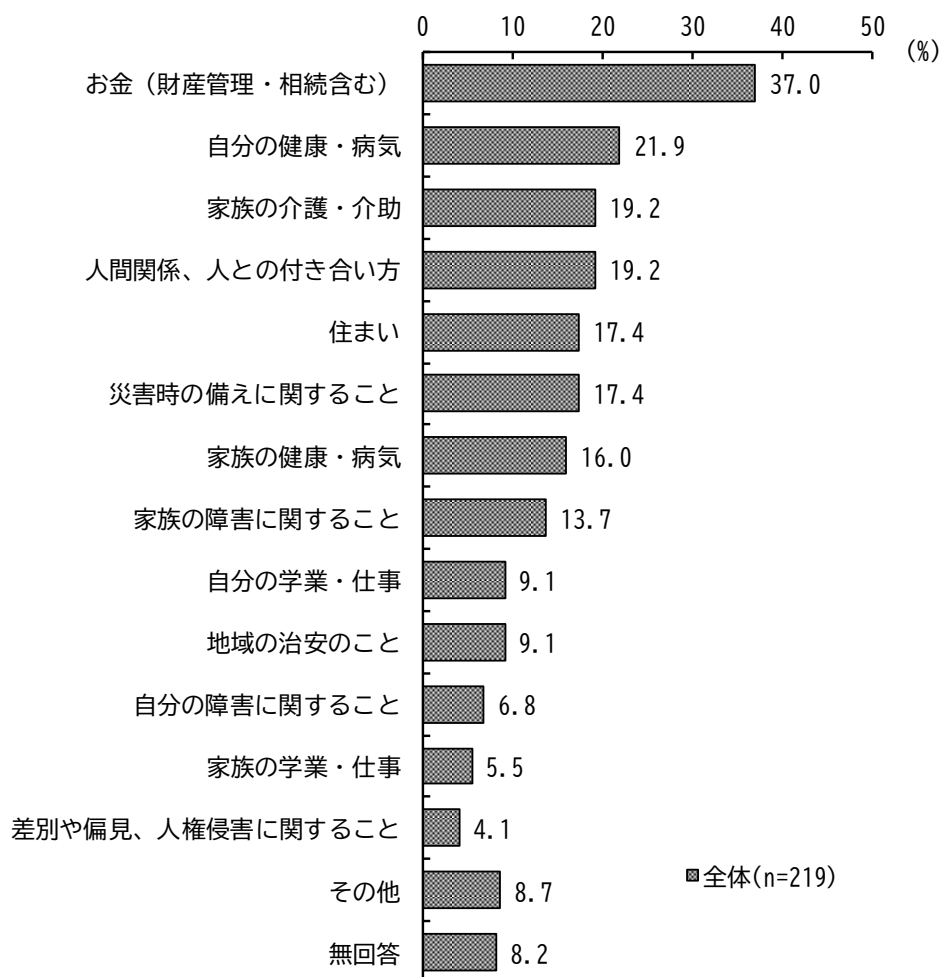
図表2-51 どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか（全体）



③ 悩みの内容

どこに相談したらよいか分からない悩みがある人の悩みの内容は、「お金（財産管理・相続含む）」（37.0%）が最も多く、「自分の健康・病気」（21.9%）、「家族の介護・介助」（19.2%）・「人間関係、人との付き合い方」（19.2%）と続いている。

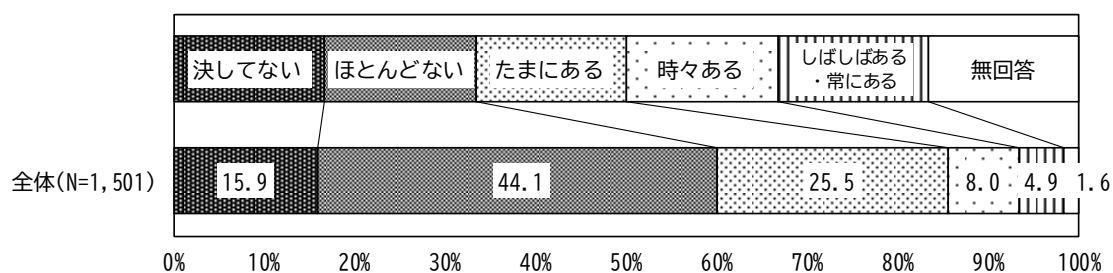
図表2-52 悩みの内容（どこに相談したらよいか分からない悩みがある人：複数回答）



④ 孤独を感じる程度

孤独を感じる程度は、「たまにある」（25.5%）、「時々ある」（8.0%）、「しばしばある・常にある」（4.9%）を合計した《孤独を感じる》は38.4%となっている。

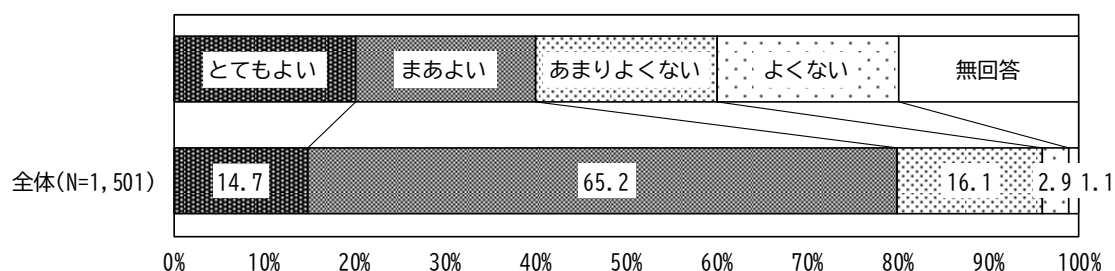
図表2-53 孤独を感じる程度（全体）



⑤ 主観的健康観

主観的健康観は、「とてもよい」（14.7％）と「まあよい」（65.2％）を合計した《よい》が79.9％、「あまりよくない」（16.1％）と「よくない」（2.9％）を合計した《よくない》が19.0％となっている。

図表2－54 主観的健康観（全体）

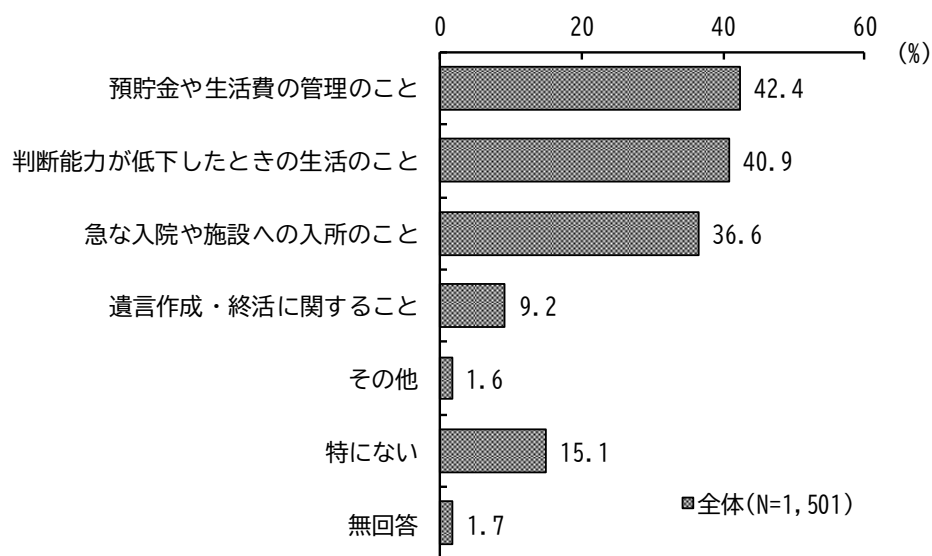


⑥ 将来の備えへの不安

83.2％の人が将来の備えに不安を感じている。

不安の内容は、「預貯金や生活費の管理のこと」（42.4％）が最も多く、「判断能力が低下したときの生活のこと」（40.9％）、「急な入院や施設への入所のこと」（36.6％）と続いている。

図表2－55 将来の備えへの不安（全体：複数回答）

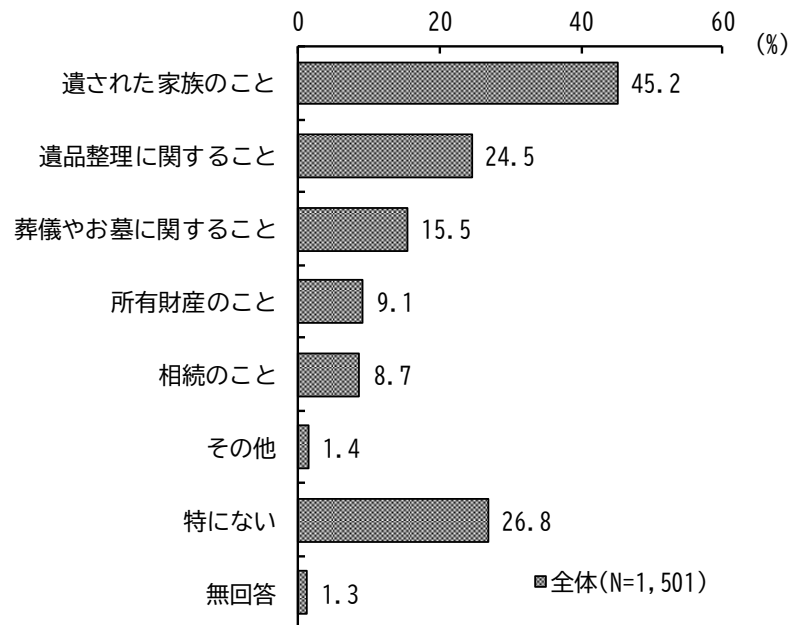


⑦ 亡くなった後のことでの不安

71.9%の人が亡くなった後のことで不安を感じている。

不安の内容は、「遺された家族のこと」(45.2%)が最も多く、「遺品整理に関する
こと」(24.5%)、「葬儀やお墓に関すること」(15.5%)と続いている。

図表2-56 亡くなった後のことでの不安（全体：複数回答）



<課題>

- ・38.4%の人が孤独を感じており、14.6%の人がどこに相談したらよいか分からない悩みがある。また、将来の備えに不安を感じている人、亡くなった後のことで不安を感じている人も多い。身近な地域で個人や家族が抱える様々な悩みを受け止められるとともに、アウトリーチができる仕組みが必要である。

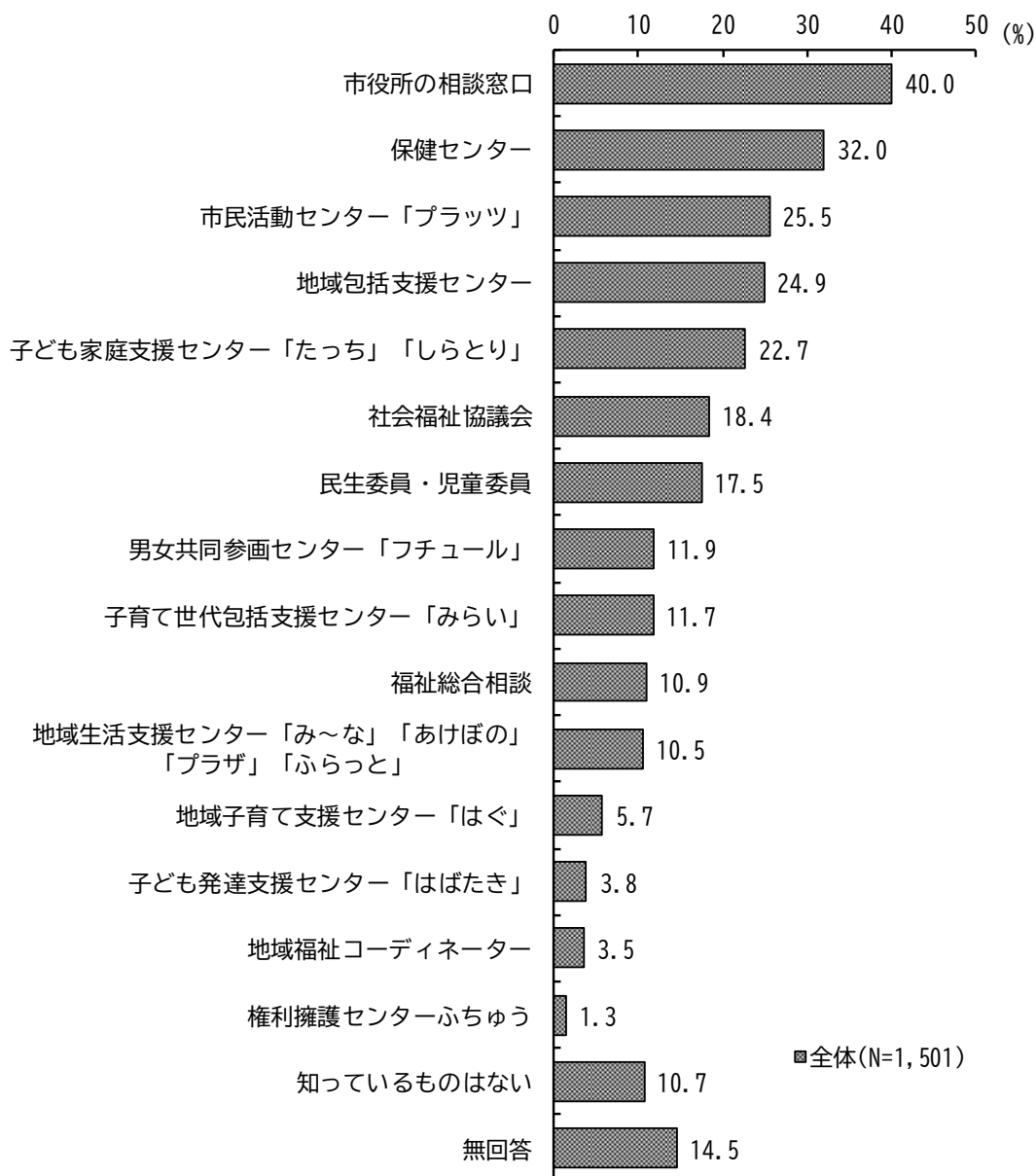
→関連施策：(ページ)

(4) 相談と情報

① 本市の相談窓口の認知度

本市の相談窓口の認知度は、「市役所の相談窓口」(40.0%)が最も多く、次いで「保健センター」(32.0%)、「市民活動センター「プラッツ」」(25.5%)と続いている。「知っているものはない」は10.7%となっている。

図表2-57 相談窓口の認知度(全体:複数回答)

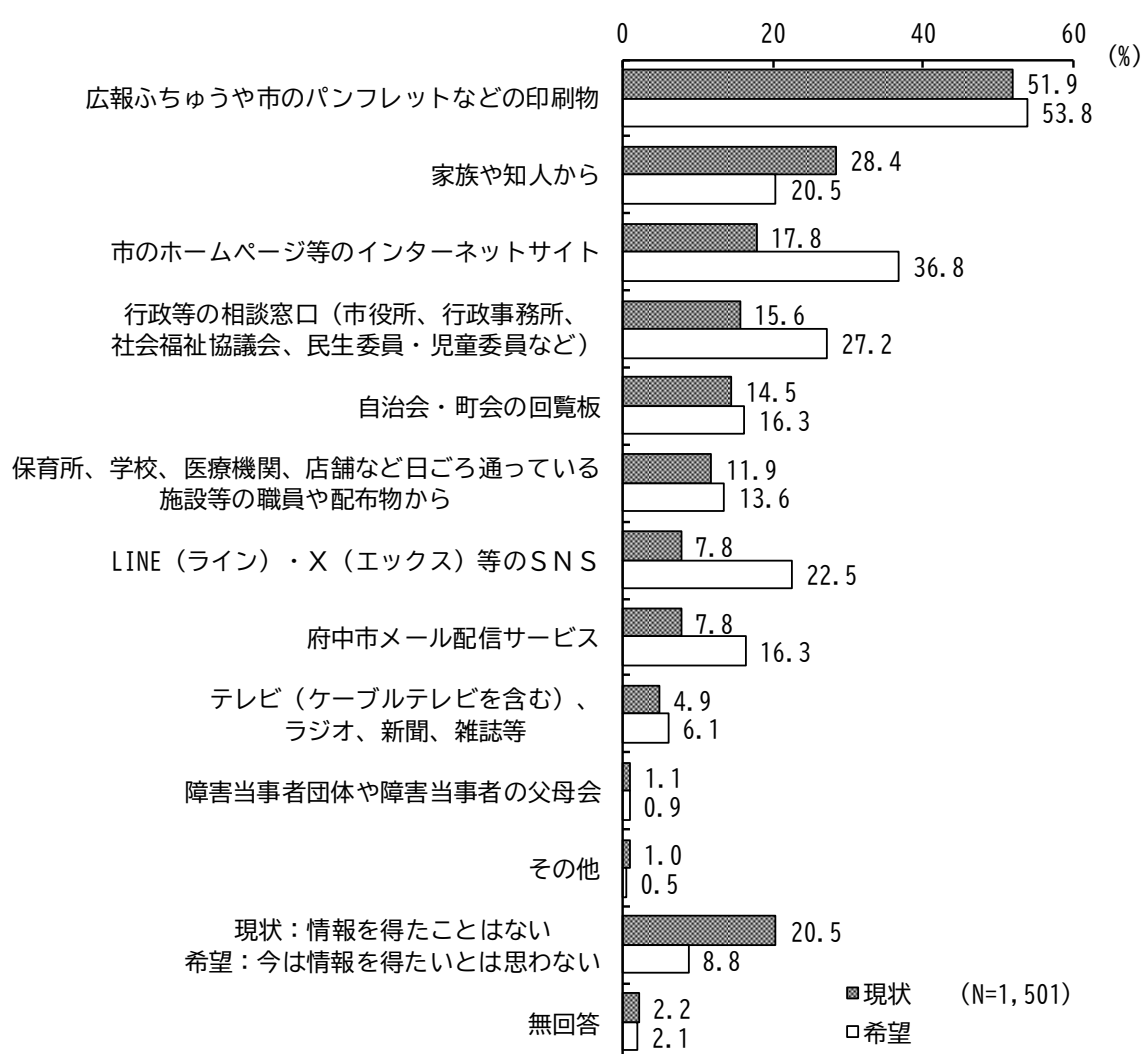


② 市の福祉に関する情報の入手先

市の福祉に関する情報の入手先の現状は、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５１．９％）が最も多く、次いで「家族や知人から」（２８．４％）、「市のホームページ等のインターネットサイト」（１７．８％）と続いている。

希望では、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５３．８％）が最も多いことは現状と同様だが、「市のホームページ等のインターネットサイト」（３６．８％）、「行政等の相談窓口（市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）」（２７．２％）と続いている。

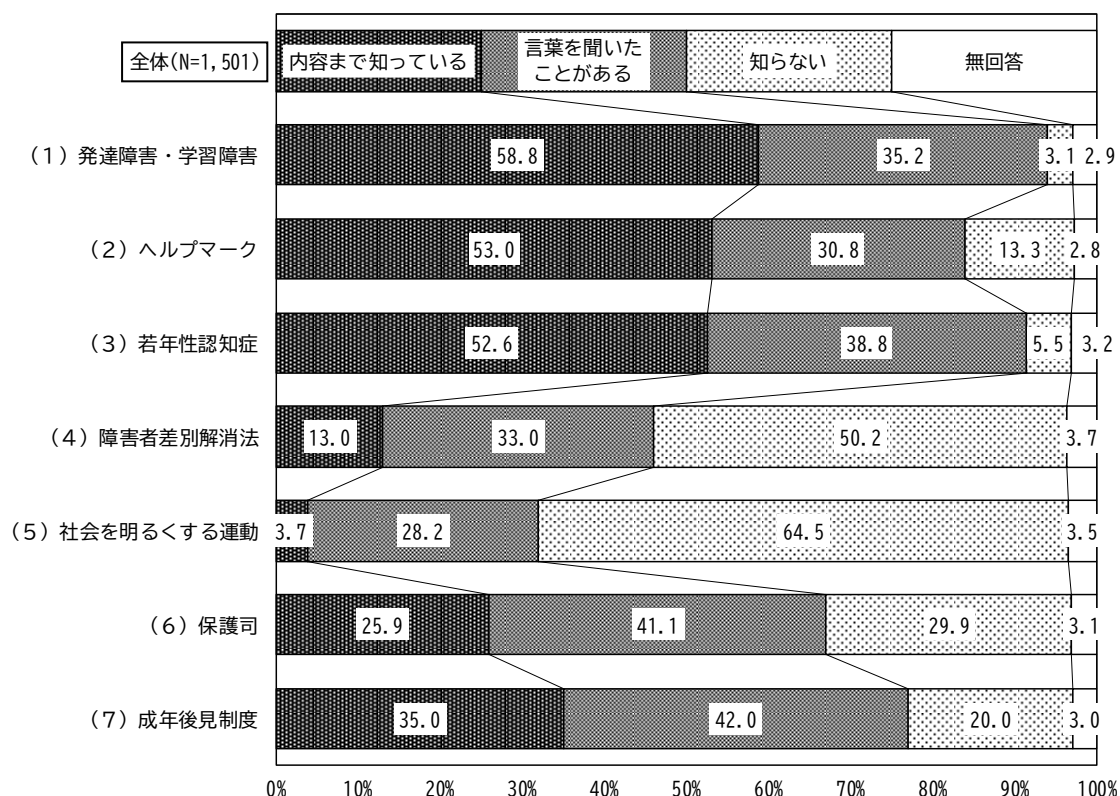
図表２－５８ 市の福祉に関する情報の入手先の現状と希望（全体：複数回答）



③ 福祉に係る用語の認知度

福祉に係る用語の認知度は、「内容まで知っている」が『(1) 発達障害・学習障害』は58.8%、『(2) ヘルプマーク』は53.0%、『(3) 若年性認知症』は52.6%と50%を上回っている。一方、『(4) 障害者差別解消法』は13.0%、『(5) 社会を明るくする運動』は3.7%と低くなっている。

図表2-59 福祉に係る用語の認知度（全体）



<課題>

・多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図る必要がある。

→関連施策：(ページ)

(5) 福祉のまちづくり

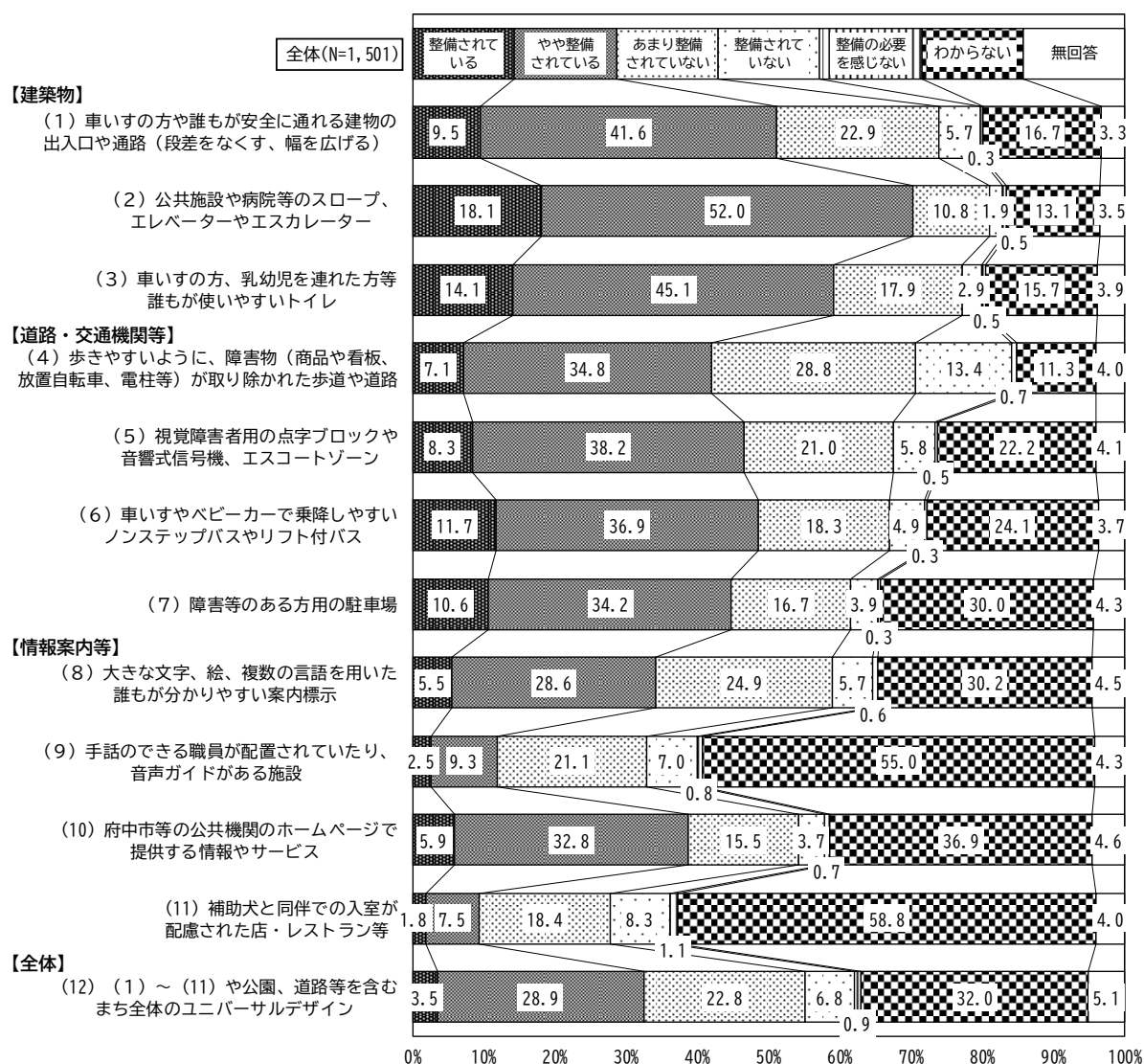
① 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況

福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況は、『整備されている』の割合が【建築物】の『(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』は70.1%、『(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』は59.2%、『(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げる）』は51.1%と高くなっている。一方、【情報案内等】の『(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設』は11.8%、『(11) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等』は9.3%と低くなっている。

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計

※《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

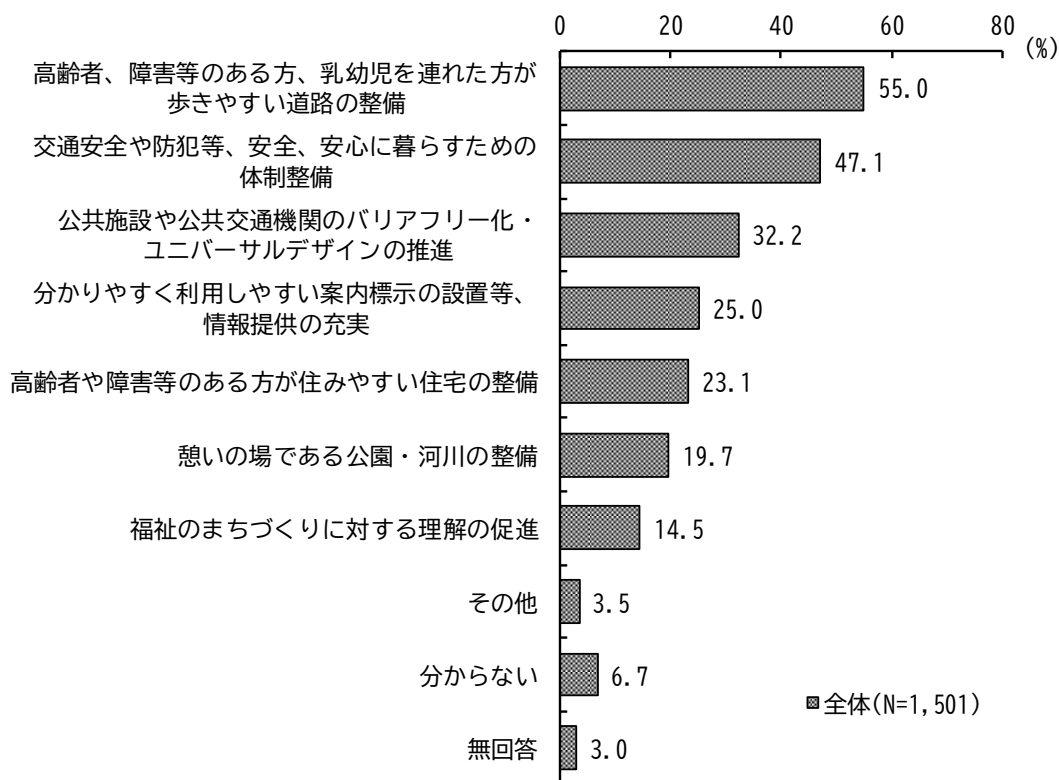
図表2-60 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況（全体）



② 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと

福祉のまちづくりのために優先的に取り組むことは、「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」（55.0％）が最も多く、次いで「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」（47.1％）、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」（32.2％）と続いている。

図表2-61 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと（全体：複数回答）



<課題>

・道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

→関連施策：(ページ)

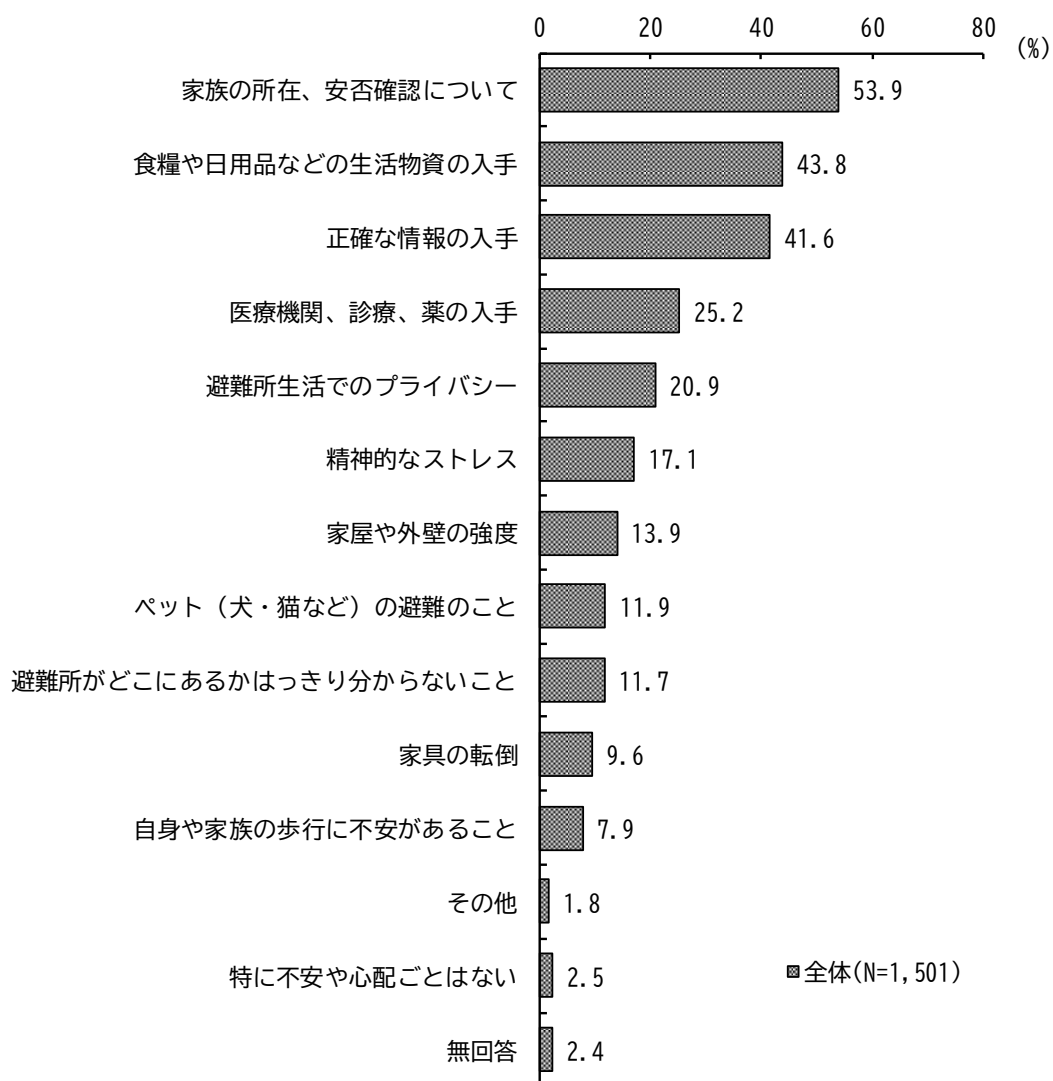
(6) 災害時の支え合い

① 災害時の不安や心配ごと

95.1%の人が災害時の不安や心配なことがある。

不安や心配なことの内容は「家族の所在、安否確認について」(53.9%)が最も多く、次いで「食糧や日用品などの生活物資の入手」(43.8%)、「正確な情報の入手」(41.6%)と続いている。なお、「特に不安や心配ごとはない」は2.5%となっている。

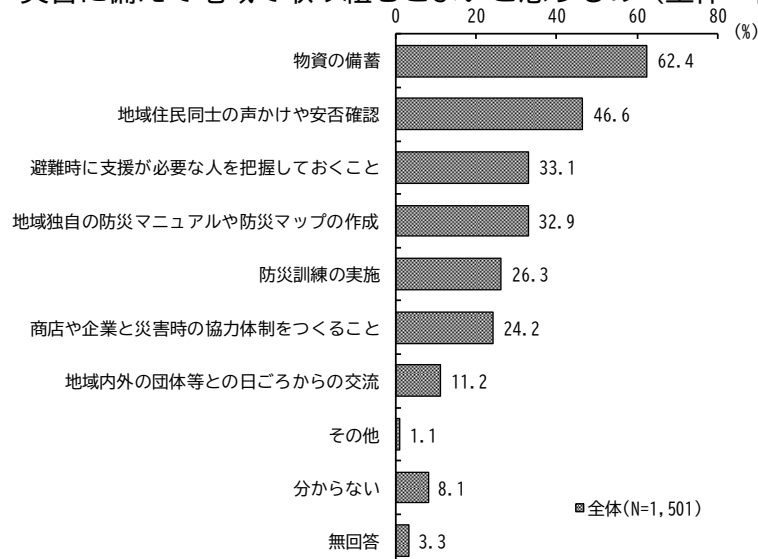
図表2-62 災害時の不安や心配ごと（全体：複数回答）



② 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの

災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものは、「物資の備蓄」(62.4%)が最も多く、次いで「地域住民同士の声かけや安否確認」(46.6%)、「避難時に支援が必要な人を把握しておくこと」(33.1%)と続いている。

図表2-63 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの(全体:複数回答)

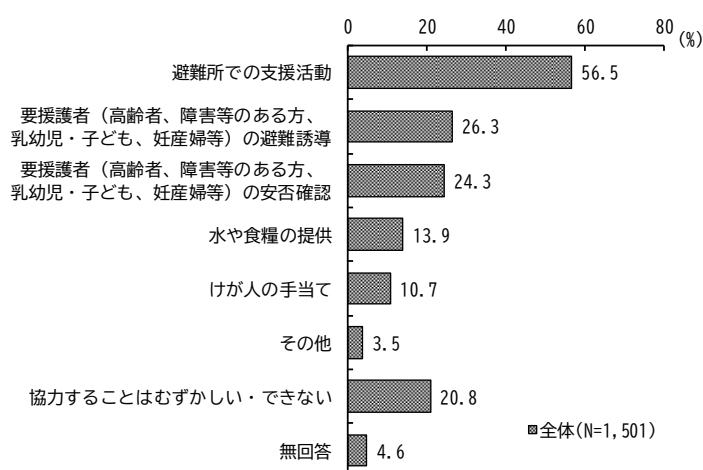


③ 災害時に手助けが必要な方にできること

74.6%の人が災害時に手助けが必要な方にできることがある。

「避難所での支援活動」(56.5%)が最も多く、次いで「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の避難誘導」(26.3%)、「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の安否確認」(24.3%)と続いている。

図表2-64 災害時に手助けが必要な方にできること(全体:複数回答)



<課題>

・多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要である。

→関連施策:(ページ)

(7) 福祉に対する考え方

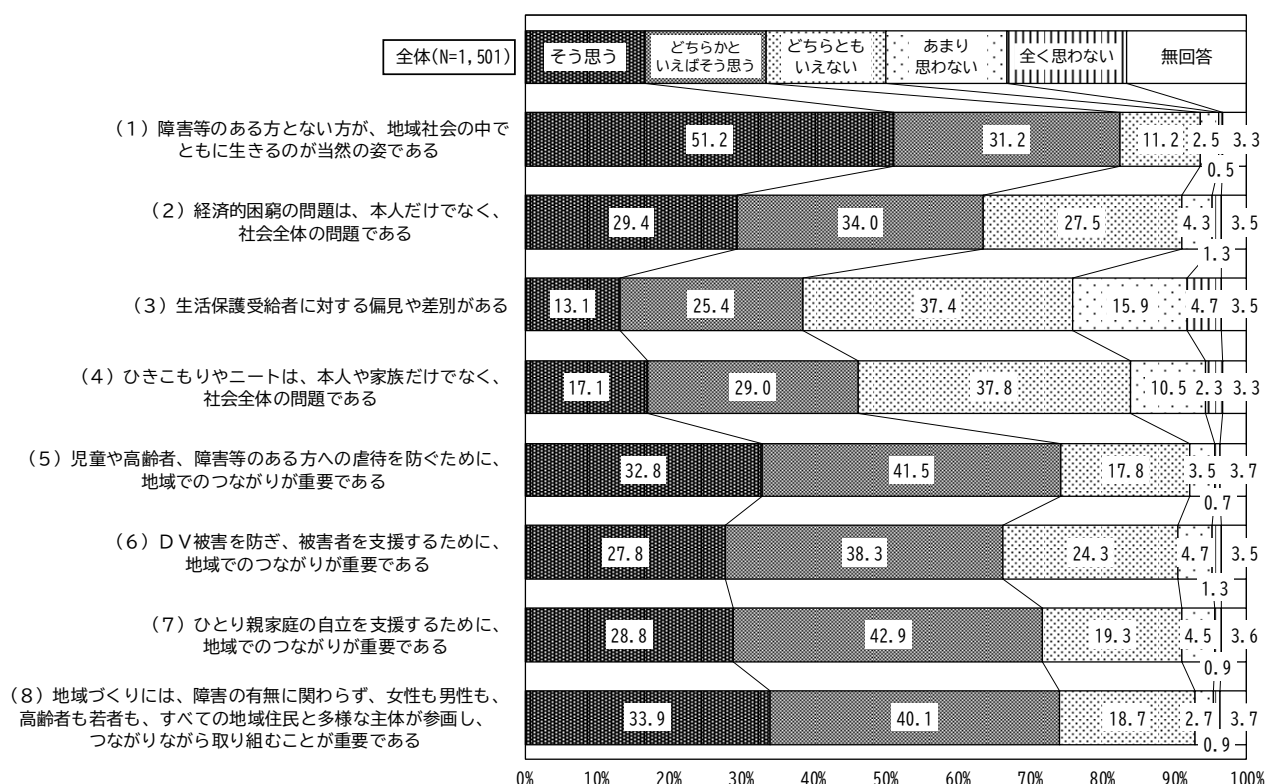
① 福祉に関する考え方

福祉に関する考え方は、《そう思う》の割合が『(1) 障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である』(82.4%)、『(5) 児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』(74.3%)、『(8) 地域づくりには、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である』(74.0%)、『(7) ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である』(71.7%) で高くなっている。一方、『(4) ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である』(46.1%)、『(3) 生活保護受給者に対する偏見や差別がある』(38.5%) で低くなっている。

※ 《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※ 《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

図表2-65 福祉に関する考え方(全体)



<課題>

・多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図る必要がある。

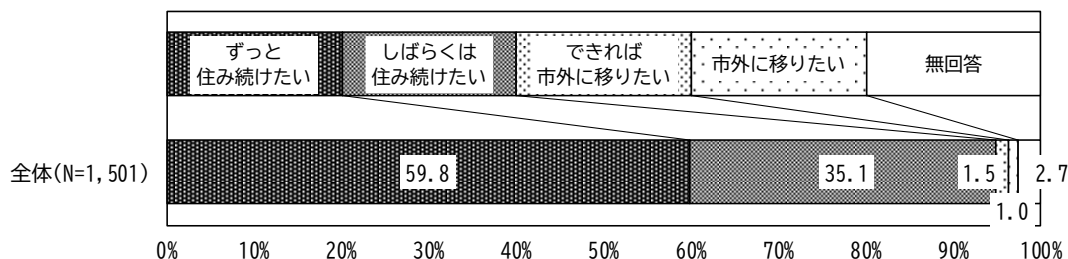
→関連施策：(ページ)

(8) 府中市の福祉施策

① 今後の府中市への居住継続意向

今後の府中市への居住継続意向は、「ずっと住み続けたい」(59.8%)と「しばらくは住み続けたい」(35.1%)を合計すると、94.9%に居住継続意向がある。

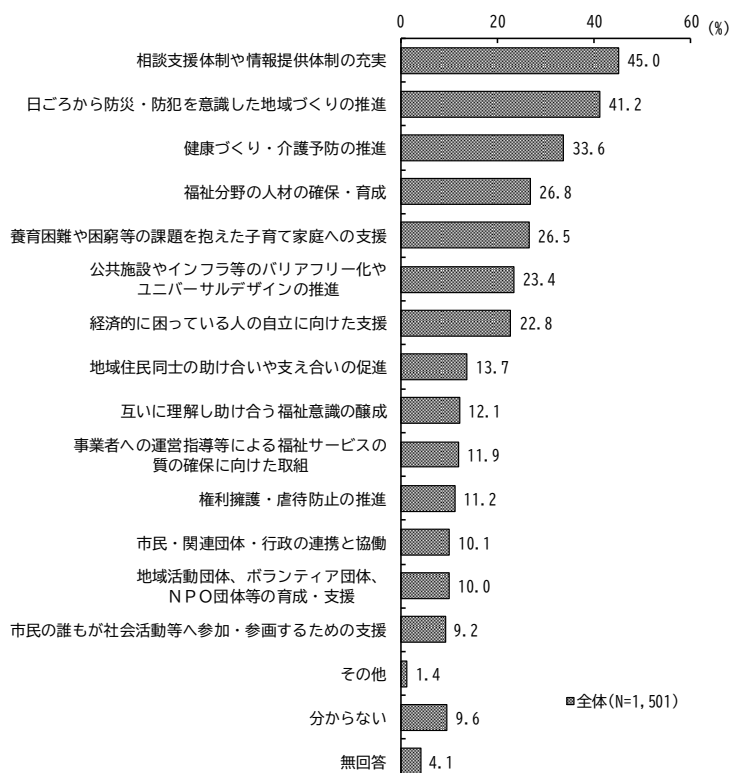
図表2-66 今後の府中市への居住継続意向（全体）



② 優先的に取り組むべき福祉施策

優先的に取り組むべき福祉施策は、「相談支援体制や情報提供体制の充実」(45.0%)が最も多く、次いで「日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進」(41.2%)、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)と続いている。

図表2-67 優先的に取り組むべき福祉施策（全体：複数回答）



<課題>

・相談支援体制や情報提供体制の充実、日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進、健康づくり・介護予防の推進が求められている。

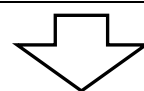
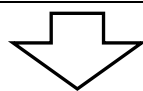
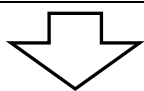
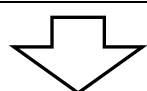
→関連施策：(ページ)

5 1 1 圏域別グループディスカッションの結果

『地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）』としては、「地域のつながり・活動・担い手不足」、「困りごとを抱える人・世帯」について多くの課題が出されています。

また、地域の課題をもとに話し合った『地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること』でも「地域のつながり・活動の活性化、担い手充実」、「困りごとを抱える人・世帯の支援」について多くの解決策、できることの意見をいただいています。

地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯	地域のつながり・活動・担い手不足	防災・防犯の課題	地域資源・インフラの課題
・ 高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加 ・ 孤独・孤立している人・世帯の存在 ・ 障害者支援の課題 ・ 子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ・ 情報格差がある	・ 自治会・町会等への加入者の減少、存続不安 ・ 居場所、交流の機会の不足 ・ シニアクラブへの加入者の減少、存続不安 ・ 地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心 ・ 地域のつながりの希薄化 ・ 地域の人がわからない、個人情報の壁あり ・ 地域活動団体、関係機関の連携不足 ・ 地域・活動の情報の収集と発信が困難	・ 防災対策、災害時要援護者の課題 ・ ゴミ等のマナーが悪い ・ 防犯対策が必要（詐欺が多い等） ・ 交通マナーが悪い	・ 道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題） ・ 買い物が不便、店が少ない ・ 交通の便が悪い、移動困難 ・ 空き家の増加



地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯の支援	地域のつながり・活動の活性化、担い手充実	防災・防犯対策	地域資源の活用・インフラ整備
・ 見守り・訪問・傾聴 ・ 買い物支援、移動販売の充実 ・ 助け合い活動 ・ 高齢者支援、認知症支援等 ・ 困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	・ あいさつ、声かけ、関係づくり ・ 行事・イベントの実施等 ・ 交流・居場所づくり ・ 地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化 ・ （地域）情報の発信の工夫 ・ 自治会・町会等の活性化（団体同士の連携） ・ 担い手の確保・育成、若い世代 ・ （個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり ・ シニアクラブの活性化 ・ 活動への参加	・ 防災・災害時対応（防災訓練、防災について話し合える場づくり、情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討）	・ 文化センター等の地域資源の活用（拠点化） ・ 空き家・スペースの活用 ・ 公共交通の充実、移動支援 ・ 道路整備、バリアフリーの推進

6 前計画期間の取組について

(1) 事業内容の評価（37事業）

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度まで）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市福祉のまちづくり推進審議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の4段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

「◎：取組計画を達成し、取組目標も達成、○：取組計画のとおり達成、

△：取組計画の一部を達成、×：取組計画が未達成」

目標1 地域力の強化

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、令和3年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、令和7年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名の22名体制となっています。また、令和3年度以来、すべての福祉エリアでわがまち支えあい協議会が活動を展開してきました。令和6年10月からは地域包括支援センターの担当地区も11の福祉エリアに再編されています。

そのほか、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1	地域の担い手の育成と支援	○	○	○	○	随時更新予定
2	地域の居場所及び見守り機能の強化	○	○	○	○	
3	市民の自主活動への支援	○	○	○	○	
4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	○	○	○	○	
5	情報交換の場の設置	○	○	△	○	
6	市民及び企業等との協働の取組の推進	○	○	○	○	
7	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化	○	○	○	○	
8	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	○	○	○	○	
9	防犯意識の向上	○	○	○	○	

目標2 包括的支援体制の整備

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉総合相談窓口を令和4年度から開設しています。また、令和8年4月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

そのほか、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
10	福祉情報提供体制の充実	○	○	○	○	随時更新予定
11	身近な相談機能の充実	○	○	○	○	
12	福祉の総合相談窓口の設置	○	○	○	○	
13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	○	○	○	○	
14	地域福祉活動推進事業の支援	○	○	○	○	
15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	○	○	○	○	
16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	○	○	○	○	
17	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり	○	○	○	○	
18	生活困窮者の自立支援事業の推進	○	○	○	○	
19	住宅確保に関する支援	○	○	○	○	
20	就業機会の拡大	○	○	○	○	
21	ひきこもりに関する支援	○	○	○	○	
22	福祉サービス事業者への運営支援及び指導	○	○	○	○	
23	専門的な人材確保のための支援	○	○	○	○	

目標3 生き生きと暮らすための環境づくり

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

そのほか、府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図っています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	○	○	○	○	随時更新予定
25	健康に関する相談・情報提供の充実	○	○	◎	◎	
26	介護予防事業の充実	○	○	○	○	
27	住まいのバリアフリー化の支援	○	○	○	○	
28	生活支援の充実	○	○	○	○	
29	府中市自殺総合対策計画の推進	○	○	○	○	

目標4 福祉のまちづくりの推進

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉まつりの開催、社会福祉協議会とともに福祉教育・啓発活動を推進しています。

また、公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、各分野で情報利用のアクセス機会の確保、バリアフリー情報の提供等を進めています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
30	福祉のまちづくり推進事業	○	○	○	○	随時更新予定
31	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	○	○	○	○	
32	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	○	○	○	○	
33	公園のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	
34	移動のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	
35	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	○	○	○	○	
36	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	○	○	○	○	
37	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	○	○	○	○	

評価一覧のまとめ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
◎：取組計画達成し、取組目標も達成	無し	無し	1事業	1事業	随時更新予定
○：取組計画のとおり達成	37事業	37事業	35事業	36事業	
△：取組計画の一部を達成	無し	無し	1事業	無し	
×：取組計画が未達成	無し	無し	無し	無し	

(2) 重点施策

令和3年度から令和8年度までの計画期間では、「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」及び「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」を重点施策として取組を進めました。

「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」の指標である「地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数」は、令和7年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を大きく上回り達成しています。

「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」の指標である「市民後見人受任者数」は、令和7年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を上回り達成しています。

① 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化

参考指標 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和7年度 実績値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数（件）	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	577 (令和元年度)	1,120	6,462

② 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

指標名 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和7年度 実績値
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	9 (令和元年度)	20	25

7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題

本市の現状、計画策定のための調査結果及び令和3年度から令和8年度までの取組を踏まえ、今後の地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

(1) 市民協働で進める地域づくり

① 地域福祉活動の促進

本市では、市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行っています。その中で令和3年度以来、市内11の福祉エリアで「わがまち支えあい協議会」が活動を展開してきました。また、地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援しています。

一般市民へのアンケート調査では、親しく近所づきあいをする人の割合は前回より下がり、近所づきあいない主な理由として「普段つきあう機会がないから」という回答が最も多くなっています。また、グループディスカッションでは、自治会・町会の加入者減や担い手不足、若い世代の参加の課題も出されています。

しかしながら、一般市民へのアンケート調査では、現在何らかの地域活動に取り組んでいる割合は17.0%で、前回の22.0%を下回っていますが、全体の半数以上が何らかの活動へ取組意向があると回答し、きっかけやつながりづくりが課題となっています。

これからの地域福祉は、市民が「地域に関心を持ち、日ごろから近隣の人と関わりを持つ」ことができるよう、きっかけづくりやつながりづくり、さらに身近な地域で多様な主体との協働の仕組みづくりをとおして、担い手を増やしていく必要があります。また、「わがまち支えあい協議会」をはじめとする身近な圏域での活動の強化が課題となっており、そのための活動の場、居場所が必要です。

② 多様な主体との協働の推進

本市では、市民及び企業等との協働の取組を推進しています。また、本市と府中市社会福祉協議会と共催で実施している「福祉まつり」や、障害のある方への理解と協力を深めていただく機会として開催している「Wa i Wa i フェスティバル」では、福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進しています。

グループディスカッションでは、自治会・町会等やシニアクラブへの加入者の減少、地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）という地域の課題が多く出されましたが、地域の“ちから”を活かしてできることとして、多様なアイデアが出され、企業の参加や施設の誘致も提案されました。

今後は、本市に居住する人だけではなく、働く人、学ぶ人、事業所・企業等も含めた多様な市民が地域の一員として参加・協働できる地域づくりを進める必要があります。

③ 再犯防止の地域づくり

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和２年から２３０～２５０件台で推移しています。再犯者率は令和２年から令和５年までは５０％でしたが、令和６年は４４．４％となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

本市では、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進のほか、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び府中刑務所見学会など市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行っています。

一般市民へのアンケート調査では、用語の認知度について、内容まで知っている割合は、「保護司」が２５．９％、「社会を明るくする運動」が３．７％と低くなっています。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、より一層、再犯防止に関わる周知理解を促進する必要があります。

（２）包括的な相談支援体制の推進

① 情報提供の充実

本市では、広報ふちゅう、ホームページ、冊子、メール配信サービス、SNSなど多様な媒体を活用して、福祉に関する相談窓口や利用できる制度等について、情報提供しています。

一般市民へのアンケート調査では、今後の市の福祉に関する情報の入手先について、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」、「市のホームページ等のインターネットサイト」、「行政の相談窓口」へのニーズが高くなっています。

グループディスカッションでは、情報の格差の課題として、インターネットを使えない、情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい、情報が必要な人に届かない、情報リテラシーが不足している等の課題が出されています。

また、福祉のまちづくり推進審議会からは、障害のある人の情報の取得に関する課題もあげられています。今後も多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援が必要です。

② 相談支援の充実

本市では、令和４年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、福祉総合相談窓口を設置するとともに、令和３年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しており、その後も体制を充実し、令和８年度には統括１名、エリアリーダー３名、拠点担当２２名の２６名体制となっています。そして、令和８年４月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、どこに相談したらよいか分からない悩みがある割合は１４．６％で、その内容は、自分の健康や家族の健康の割合が高くなっています。他調査でその割合は、【高齢】居宅サービス利用者調査が２２．８％、【障害】障害のある人の調査

が30.1%、子どもの育ちや発達に関する調査が42.4%であり、介護・ケアが必要な方ほど高い割合となっています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、単身世帯増、複合的問題を抱える世帯増、情報共有の問題への意見が出され、相互理解をとおして地域で共に暮らせる仕組みを作ることとそのための理解と行動が必要であることが示されています。

今後は、継続して身近な相談機能の充実を図るとともに、多機関協働による包括的な相談支援をより一層推進する必要があります。地域では、住民主体で解決する取組や情報共有する仕組みとあわせて、身近な地域での課題解決の仕組みを作っていくことが課題です。

③ 関係機関との連携強化

本市では、府中市社会福祉協議会と連携・協働をしながら、施策・事業に取り組み、地域福祉の推進を進めています。今後も、本計画と両輪となる府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と整合性を図りながら、取り組むことが重要です。

また、本市では、医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携に関する現状把握と課題の抽出を行うとともに、相互理解を深めるための研修会や事例検討会を実施しています。今後も医療と介護の更なる連携の推進が必要です。

さらに本市では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げており、地域で安心して継続した生活が送れるよう、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を支援しています。今後も医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関の連携を一層強化し、退院前から退院後まで切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、支援に係る情報共有を推進する必要があります。また、医療的ケア児・者が地域において安心して生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築を進める必要があります。

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

① 心身ともに健康に過ごす支援

本市では、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、主観的幸福度は10点満点で平均が6.9点であり、主観的健康感《よい》(「とてもよい」と「まあよい」の合計)の割合が79.9%となっています。そして、優先的に取り組むべき福祉施策では、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)が3番目に多く、ニーズが高くなっています。

地域の幸福や健康は、地域コミュニティの資源や人とのつながりから生まれるといわれることから、今後も地域福祉の推進により、人とのつながりをとおした健康な環境づくり、年代やライフステージごとの健康づくりを進めていく必要があります。

② 自立を支えるための支援

本市では高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援しています。また、生活支援コーディネーターが中心となり、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備しています。

さらに府中市社会福祉協議会が実施する在宅福祉助け合い事業や地域福祉コーディネーターによるわがまち支えあい協議会の支援を通じて、多様な主体や方法による生活支援の充実を図っています。

グループディスカッションでは、地域の健康づくりのために、移動支援や通院支援のようなモビリティ支援などの取組のアイデアが出されました。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、府中市社会福祉協議会と連携し、地域における生活支援・モビリティ支援の更なる充実を図る必要があります。

③ 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

本市では、高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めています。また、東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行っています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加、孤立している人・世帯の存在が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼びかけ、困りごとを抱える人・世帯の支援について関係者で検討できる仕組みづくりが出されました。

今後は、これまでの取組を継続し、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」、国の「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」も踏まえながら、誰もが孤立しないで生きがいと役割を持てる社会参加を進めていく必要があります。さらに、関係機関や地域（市民）に対し、ひきこもり相談窓口（福祉総合相談内で実施）の周知を推進するとともに、地域福祉コーディネーターなど関係機関同士の連携、地域と関係機関の連携を充実する必要があります。

④ こころと命を支え合う支援

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行以前から自殺者数の増加傾向が続いており、関係機関の報告からは、それぞれの自殺に至る経緯や事情は、家庭問題、社会的な問題、健康問題など、複雑化・多様化していることが確認できます。

本市の自殺対策に係る取組は、「府中市自殺総合対策計画」で定めて推進を図っています。今後も関係機関における様々な支援と連携し、生きることの包括的な支援として、追い込まれた現状の把握を強化し、強固な地域連携体制の下、総合的な自殺対策の推進・強化を図ります。

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

① 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

本市の高齢化率は上昇しており、高齢者世帯、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者数も増加傾向です。その中で、本市では成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安、亡くなった後のことへの不安を抱えている人も多く、特に身寄りのない方への新たな支援策の検討、権利擁護支援の充実が必要です。なお、「権利擁護センターふちゅう」は認知度が低く、役割・機能も85.8%の人が知らないため、周知が重要です。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加等が出されました。

今後は、身寄りのない方への支援策の検討、地域連携ネットワークの構築や市民・関係機関への周知等の権利擁護支援の充実が必要です。また、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めることも重要です。

② 困難を抱える人への支援

本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に「くらしと仕事の相談」で対応し、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めています。

今後も継続して取組を進めるとともに、「くらしと仕事の相談」の相談員及び現在実施している事業の質的向上に努めるとともに、各事業の効果的な連携に努める必要があります。また、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅部局と福祉部局の連携をより一層強化する必要があります。

③ 自然災害や犯罪から身を守るための支援

本市では、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、地域の防災対策に満足しているのは31.6%であり、災害時の不安や心配ごとを抱えている人は多くなっています。

グループディスカッションでは、地域の防災対策の課題、避難行動要支援者の課題（防災意識が低い、避難所に行けない、要援護者の避難の支援）、詐欺が多い等の課題が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、防災訓練、防災について話し合える場づくり、避難所の情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討、防犯対策が出されました。

障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、地震や災害など緊

急時にひとりで避難できる人は半数にとどまることから、多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要です。

④ 福祉サービスを安心して利用するための支援

本市では、福祉サービス提供体制及び質を確保するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成支援、事業者間の情報ネットワークの構築支援、福祉サービス事業者への運営指導、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を行っています。また、市内の福祉の専門的な人材の確保ができるよう、「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」を実施しています。

介護保険サービス事業者へのアンケート調査では、介護職は若い世代の人材の確保・育成が課題となっており、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、人材の確保・育成・定着についての課題は、「採用募集をかけても応募がない」が６割となっています。

さらに高齢者や障害のある人のアンケート調査では安心してサービスを受けられる体制へのニーズが多数出されており、それらの結果も受けて地域福祉の分野では、今後は高齢、障害分野と連携しながらサービス提供体制の充実や人材の確保・育成・定着支援に向けた取組が必要です。

（５）福祉のまちづくりの推進

① 心のバリアフリーの推進

本市では、全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図っています。

一般市民へのアンケート調査では、福祉の諸問題は社会の課題であると考えてる人は多いものの、福祉用語についてはいずれも「言葉を知っているが内容は知らない」が３～４割おり、一般的に福祉への理解が必要です。また、一般市民と高齢者へのアンケート調査で共通質問とした「認知症」について、内容を知っている人は一般市民が多かったものの、認知症になった場合の暮らし方では一般市民が高齢者より「介護施設（入所施設）などで必要な支援を受ける」を選択する割合が高く、当事者や介護者、地域の視点からの対話が必要です。

グループディスカッションでは、参加者から、外国人の方の支援や障害者支援の課題も出され、受け身から能動へ、市民の意識と行動を変えるための具体的方法が出されました。

あらゆる主体が地域を理解し、福祉を理解することとあわせ、市民が心のバリアフリーの意識、当事者意識をもって能動的に支え合い・助け合いに参加すること、それをもって共生社会や地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

② 情報・物理的・制度のバリアフリーの推進

本市では、障害物が取り除かれた歩道や道路等の物理的なバリアフリー、誰もが希望する社会活動に参加及び参画することを支援することによる制度のバリアフリー、分かりや

すい案内標示や手話通訳の配置や音声ガイド等による情報のバリアフリーに取り組んでいます。

一般市民へのアンケート調査では、『公園、道路等を含むまち全体』が＜整備されている＞と感じる割合は32.4%であり、福祉のまちづくりのために優先的に取り組む必要があることは「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」、「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」が多く、ハード面でのバリアフリー・ユニバーサルデザインが望まれる結果となっています。

グループディスカッションでは地域資源不足（医療、福祉）、買い物が不便、店が少ない、移動困難や空き家の課題も出されましたが、企業等とも連携した空き家の活用・リノベーション、文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする、外出しやすい環境整備もアイデアとして出されました。

今後は、道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて、継続して取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念

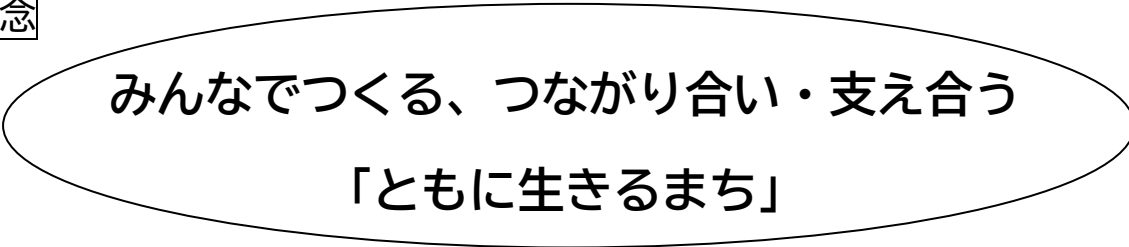
本市では、まちづくりの基本指針である総合計画において、「きずなを紡ぎ、未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を将来像に掲げ、基本目標の一つを保健福祉分野の基本目標として「人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち」とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

本市の福祉施策は、これまで福祉計画（上位計画）の「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に、「尊厳の保持」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」の考え方のもとで福祉施策を推進してきました。

社会福祉法等に基づき、地域福祉計画を上位計画として策定するにあたり、本市では、福祉計画並びに地域福祉計画の基本理念や考え方を継承するとともに、関連計画での考え方も取り込み、改めて、制度及び分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的な地域や社会をつくる、本市に相応しい「地域共生社会」を目指していきたいと考えています。

以上を踏まえ、本市では新たな計画の基盤となる考えを基に、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、下記の理念のもと、新たな地域福祉計画・福祉のまちづくり計画として施策を進めていきます。

理念



みんなでつくる、つながり合い・支え合う
「ともに生きるまち」

2 計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の3つの考えを計画の基盤として取組を進めていきます。

(1) 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、宗教、価値観などの違いを持つ人々が、排除や差別を受けることなく、平等に機会を得て社会に参加できる状態を指します。

また、社会的包摂は、教育や職場、地域社会など様々な場面で実践され、すべての人が参加できる環境づくりを目指す考え方です。

本市では、高齢者も障害のある人も子どももみんなが地域を支え合う存在であるという、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく、福祉施策を推進します。

(2) 尊厳の保持

尊厳の尊重は、一人ひとりの基本的な人権、担い手として、利用者としての権利を守り、その人らしい自立した生き方を支援することです。

あらゆる人の尊厳が保持されるよう、差別の禁止、虐待防止、日常生活における権利擁護、本人の自己決定を尊重した意思決定支援、尊厳を守るケア、地域社会とのつながりの確保等を重視します。

(3) ウェルビーイング（一人ひとりの幸福・地域の幸福）

ウェルビーイング（Well-being）は、身体的健康だけでなく精神的・社会的な充足を含む健康状態を指す概念であり、一人ひとりの幸福は、地域の幸福とつながるものである、といわれるようになっていきます。

本市においてもあらゆる市民が心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。居場所とつながりづくりを通して地域コミュニティの強化を図ります。

3 計画の基本目標

「みんなでつくる、つながり合い・支え合う「ともに生きるまち」」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 市民協働で進める地域づくり

全ての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気づきや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

【取組の方針】

- 地域福祉活動の促進
- 多様な主体との協働の推進
- 再犯防止の地域づくり

(2) 包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

【取組の方針】

- 情報提供の充実
- 相談支援の充実
- 関係機関との連携強化

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

【取組の方針】

- 心身ともに健康に過ごす支援
- 自立を支えるための支援
- 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援
- こころと命を支え合う支援

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援
- 困難を抱える人の支援
- 自然災害や犯罪から身を守るための支援
- 福祉サービスを安心して利用するための支援

(5) 福祉のまちづくりの推進

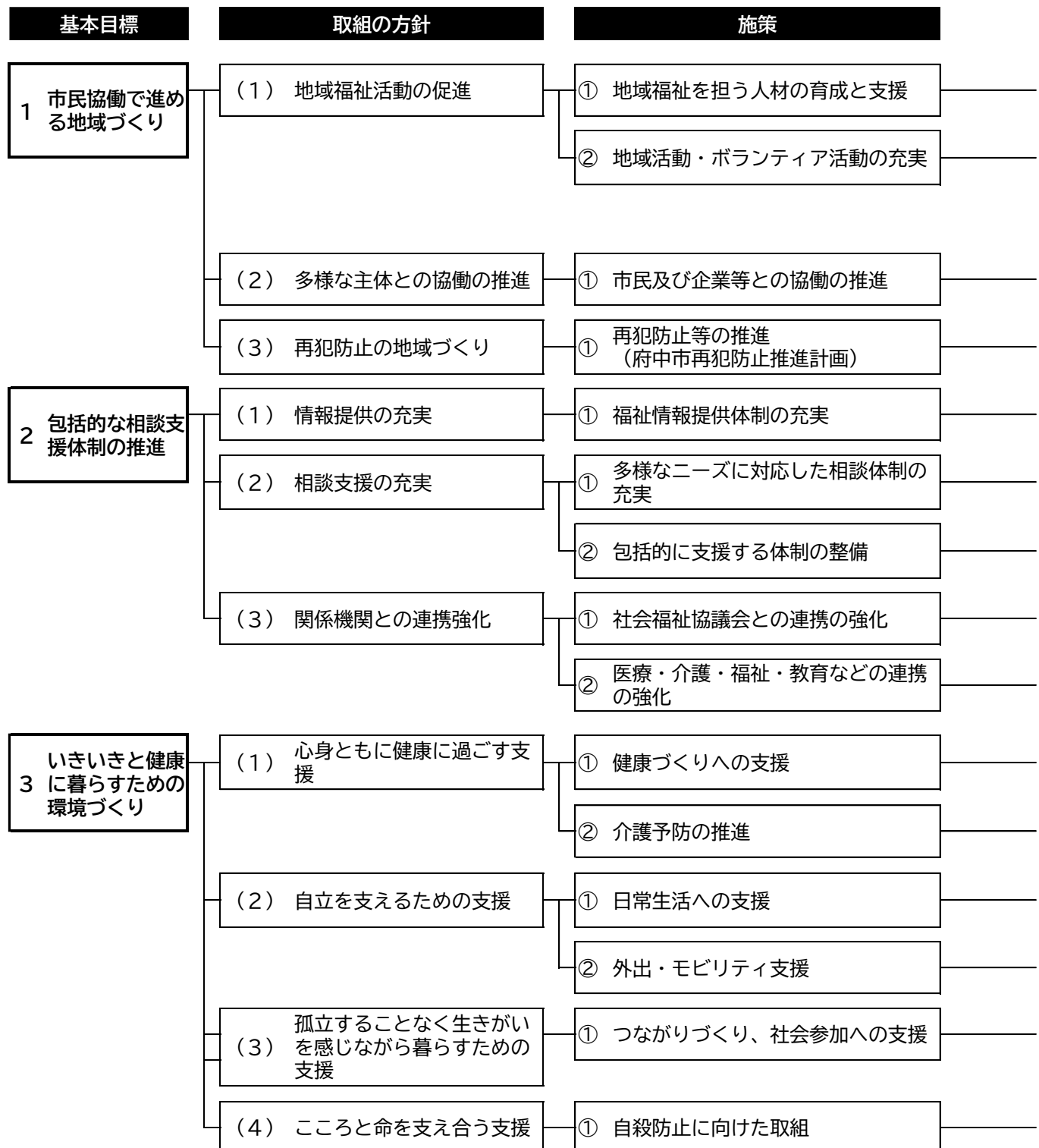
年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 物理的なバリアフリーの推進
- 制度のバリアフリーの推進

4 計画の体系

本計画の理念、基本目標の達成を目指し、ソフトとハードの両面からの一体的な地域福祉と福祉のまちづくりの推進に向けて、施策及び事業を展開します。



★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（本紙第5章参照）に位置付けた取組を含む事業
 【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の重点施策
 【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）」の重点施策
 <新規>：新規事業

事業

- 1 地域における多様な人材の確保・育成・支援【高齢重点】
- 2 ★地域における見守り・交流機能の強化【高齢重点】
- 3 ★地域における多様な活動の場や居場所づくり【高齢重点】
- 4 ★市民の自主活動への支援【高齢重点】
- 5 情報交換の場の拡充
- 6 市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充
- 7 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり
- 8 当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援
- 9 ★身近な相談機能の充実【高齢重点】
- 10 ★福祉の総合相談窓口の充実
- 11 ★地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援
- 12 ★多機関協働による包括的相談支援の推進【障害重点】
- 13 ★地域福祉活動推進事業の支援
- 14 ★多職種による連携及び協議の場の設置・推進<新規>
- 15 ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携
- 16 健康に関する相談・情報提供の充実
- 17 ★自立支援・介護予防・重度化防止のための取組【高齢重点】
- 18 住まいのバリアフリー化の支援
- 19 ★生活支援の充実
- 20 現在の外出支援策の拡充<新規>
- 21 ★就業機会の拡大
- 22 ★ひきこもりに関する支援
- 23 孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり
- 24 自殺総合対策計画に定める取組の推進

基本目標	取組の方針	施策
誰が安心して暮らせる仕組みづくり 4	(1) 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援	① 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）
		② 虐待防止の推進
	(2) 困難を抱える人への支援	① 生活困窮者への支援
		② 住まいに関する支援の充実
	(3) 自然災害や犯罪から身を守るための支援	① 地域の防災対策の推進
		② 地域の防犯対策の推進
	(4) 福祉サービスを安心して利用するための支援	① 事業者・事業者団体への支援
		② 多様な人材の確保・育成

【福祉のまちづくり推進計画】

福祉のまちづくりの推進 5	(1) 心のバリアフリーの推進	① 互いを理解し、ともに生きる意識の醸成
	(2) 情報のバリアフリーの推進	① あらゆる人のための情報提供の推進
	(3) 物理的なバリアフリーの推進	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	(4) 制度のバリアフリーの推進	① すべての人が参加・参画できる制度の推進

★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（本紙第5章参照）に位置付けた取組を含む事業
 【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の重点施策
 【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）」の重点施策
 <新規>：新規事業

事業

25 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進

26 多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実<新規>

27 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

28 ★生活困窮者の自立支援事業の推進

29 ★居住支援の充実

30 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

31 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

32 防犯意識の向上

33 福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）

34 福祉人材の確保・育成・定着【高齢重点】【障害重点】<新規>

35 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

36 多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】<新規>

37 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

38 福祉のまちづくり推進事業

39 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

40 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

41 公園のバリアフリー化の推進

42 移動のバリアフリー化の推進

43 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

5 評価指標

本計画の推進に当たっては、施策の実効性及び成果を明確に把握するため、ロジックモデルに基づく評価を導入します。

ロジックモデルは、事業や政策が最終的に目指す変化や効果を実現するための道筋を図示化した体系であり、施策の計画・実施・評価の各段階で、関係者間で「何を目指し、何を行い、どのように変化するか」を共通認識化するためのツールとして有効です。

本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定することとします。

計画の見直しに当たっては、データやアンケート調査等を通して市民の状況を測定して、計画進行管理組織の評価に諮りつつ、計画の見直しを行うことが考えられます。

【地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画全体のアウトカム】

評価指標		現状値	目標（R14）
基本理念 （全体）	主観的幸福度の平均点 【一般市民調査】	6.9点 （R7）	上昇

【地域福祉計画】

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる割合 【一般市民調査】	17.0% （R7）	上昇
取組の方針1	ボランティアセンター登録ボランティア数 【現計画進行管理表 P1】	個人登録:425人 団体登録:56団体 （R6）	増加
取組の方針2	市と各活動団体が協働実施している事業数 【現計画進行管理表 P12】	198件 （R6）	増加
取組の方針3	再犯者率	44.4% （R6）	低下

基本目標2 包括的な相談支援体制の推進

評価指標		現状値	目標
基本目標	居住地域の満足度「相談できる体制」に満足している割合（「満足している」＋「どちらかといえば満足している」） 【一般市民調査】	25.6% (R7)	上昇 (R14)
取組の方針1	①介護保険ガイド&おとしよりのふくし ②障害者のしおり 発行部数	①14,000部 ②2,000部	—
取組の方針2	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	6,462件	増加
取組の方針2・3	課題が混在する複雑な事例のうち、最初に受け付けた機関のみで対応すべき関係機関の整理を完了した割合 【相談支援機関等アンケート調査】	86% (R7)	90% (R11)

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

評価指標		現状値	目標 (R14)
基本目標	健康状態がよいと考えている人の割合（「とてもよい」＋「まあよい」） 【一般市民調査】	79.9% (R7)	上昇
取組の方針1	特定健康診査受診率 【現計画進行管理表 P43】	49.1% (R6)	上昇
取組の方針2	住宅に困窮する高齢者や障害のある人へ等の入居支援事業 相談件数 54件 【現計画進行管理表 P33】	54件 (R6)	増加
取組の方針3	ひきこもり新規相談件数 【現計画進行管理表 P37】	13件 (R6)	増加
取組の方針4	自殺死亡率 【現計画進行管理表 P48】	16.5% (H27)	低下

基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	暮らしの問題や福祉などの困りごとの相談相手がいない割合 【一般市民調査】	4.3% (R7)	低下
取組の方針1	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	25人 (R7)	増加
取組の方針2	生活困窮者の自立相談支援 新規相談件数	487件 (R6)	増加
取組の方針3	避難行動要支援者名簿登録者数 【現計画進行管理表 P14】	9,167人 (R6)	増加
取組の方針4	福祉サービス事業者への運営指導実績件数 ①社会福祉法人 ②介護事業所・障害事業所 【現計画進行管理表 P39】	①7件 ②介護35件 障害45件 (R6)	—

【福祉のまちづくり推進計画】

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	まち全体のユニバーサルデザインが整備されていると思う割合（「整備されている」＋「やや整備されている」） 【一般市民調査】	32.4% (R7)	上昇
取組の方針1	福祉まつり来場者数	20,900人 (R6)	増加
取組の方針2～4	バリアフリー基本計画に位置付けられた特定事業計画における各施設設置管理者が実施した特定事業件数	●件	●件

第4章 基本目標に向けた取組

第4章 基本目標に向けた取組

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

全ての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

取組の方針（1）地域福祉活動の促進

地域住民自身が地域課題に気付き、課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に参加するなどの地域福祉活動の促進のため、地域福祉を担う人材の育成、地域活動・ボランティア活動の支援、地域における多様な活動の場や居場所づくり、各団体が連携できる仕組みづくりを行います。

施策① 地域福祉を担う人材の育成と支援

事業番号1. 地域における多様な人材の確保・育成・支援【高齢重点】

地域福祉を担う人材の確保・育成・支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。

取 組	内 容
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図る。
民生委員・児童委員活動への支援	・ 民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、福祉エリアを基礎とする地区割においても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。
関係団体への支援	・ 府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。
福祉分野におけるボランティア活動の推進	・ 高齢者の社会参加、介護予防、地域支え合い体制の強化及び介護現場の負担軽減を図ることを目的に、福祉分野におけるボランティアを促進させる仕組みを検討する。

施策② 地域活動・ボランティア活動の充実

事業番号2. 地域における見守り・交流機能の強化 【重層事業】【高齢重点】

高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域における見守り・交流機能の強化を進めます。

取 組	内 容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。
認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	- 認知症サポーターを養成し、認知症のある人と家族の支援体制を構築する。 - オレンジサロンやチームオレンジの立ち上げ及び運営を支援する。
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流、地域活動を支援する。
地域における子育て支援事業の充実	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図る。

事業番号3. 地域における多様な活動の場や居場所づくり 【重層事業】【高齢重点】

身近な地域において、住民が主体となって行う多様な活動拠点づくり、居場所づくり、交流の場づくりを行い、市民が地域に参加・参画するきっかけとつながりをつくります。

取 組	内 容
文化センター等を活用した福祉活動の推進	- 市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。 - 文化センターもしくは圏域別の多様な拠点を活用し、地域で進められる福祉活動の場・機会の提供を行うほか、学習、交流、相談など、多様な福祉活動の支援を行う。
多様な活動の場や居場所づくりの推進	- 身近な地域において、住民ニーズに即した多様な福祉活動を広げるため、子ども・若者、高齢者、障害者等地域での活動の場、居場所を増やす取組を進める。 - その一つとして今後新たに市民協働で居場所機能もある多世代交流拠点も検討し、アクセスの工夫、活動の質を高め、より幅広い市民の活動を促していく。
活動拠点の拡充	地域のニーズに即した福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。

事業番号4. 市民の自主活動への支援 【重層事業】【高齢重点】

市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取 組	内 容
自主的な健康づくり・介護予防・フレイル予防への支援	・「地域交流のひろば」（通いの場）等を活用し、健康づくり・介護予防・フレイル予防を展開する。あわせて専門職の支援による市民の健康の管理も行う。 ・地域において自主的に健康づくりを実践している個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として活動を支援する。
交流活動の支援	・市民活動センターの運営を通じて、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流、相談の場を提供する。
地域での自主的な福祉活動の支援	・わがまち支えあい協議会等による地域の実情・ニーズに応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。
あらゆる市民の地域参加の促進	・知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、定年後のシニア世代や活動を始めたい人、外国籍市民への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。
小地域活動の推進	・自治会・町会等による助け合い・支えあいの活動を推進するための支援を行う。
地域活動のための自主財源の確保に対する支援	・市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。

事業番号5. 情報交換の場の拡充

福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。

取 組	内 容
情報交換の場の拡充	・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びNPO等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等も含めた情報交換を行うとともに、コミュニティ協議会や自主防災連絡会など、福祉エリアで活動する他分野の団体等との交流、連携・協働を推進する。

取組の方針（２）多様な主体との協働の推進

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

施策① 市民及び企業等との協働の推進

事業番号６．市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

市と市民及び企業等との協働の取組を推進します。

取 組	内 容
多様な主体との連携	・ NPO・ボランティア団体、大学、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図る。 ・ 福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働き掛けを行う。
地域との連携の推進	・ 福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。 ・ 保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。

取組の方針（３）再犯防止の地域づくり

様々な課題を抱える人も含めた全ての人が、自立や社会に参加しながら暮らすことができるよう、相談支援、就労や住居確保のための支援など社会参加に向けた支援を行います。

施策① 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）

事業番号７．再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取 組	内 容
就労及び住居の確保支援	・ ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。 ・ 関係機関等と連携し、就労及び住居の確保について支援する。

取 組	内 容
保健医療及び福祉サービスの利用促進	・ 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげる。 ・ 薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進する。
非行防止等の取組の推進	・ 青少年の健全な育成のための事業を推進する。
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	・ 府中地区保護司会等の活動の促進を支援する。 ・ 「社会を明るくする運動」や「国際更生保護ボランティアの日」の周知を含め、更生保護及び再犯防止に関する広報・啓発を推進する。
国・民間団体等との連携強化等	・ 刑務所、保護観察所、都のほか、更生保護女性会やＢＢＳ会などの民間団体との連携を強化し、再犯防止を推進する。

基本目標２ 包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

取組の方針（１）情報提供の充実

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

施策① 福祉情報提供体制の充実

事業番号８．当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実します。

取 組	内 容
分かりやすい情報の提供	- 福祉情報冊子・パンフレット等による、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。 - 情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。
使いやすい制度についての情報提供	多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるように、様々な制度について情報提供の充実に努める。

取組の方針（２）相談支援の充実

身近な地域で相談支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、複合化・複雑化した課題の解決に向けて包括的に支援する体制を構築します。

施策① 多様なニーズに対応した相談体制の充実

事業番号９．身近な相談機能の充実 【重層事業】【高齢重点】

地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会を充実する等、身近な地域における相談機能を強化します。

また今後は、介護者（ケアラー）が孤立することなく、生きる権利が守られ、豊かな生活を送れるようにする介護者（ケアラー）支援を充実します。

取 組	内 容
身近な相談窓口の充実	身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターと連携し相談体制の整備を進める。

取 組	内 容
利用者の立場に立った相談体制の充実	・ 市民、団体、民間等とも連携し、当事者、当事者家族の視点からの相談を充実する。 ・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。
苦情相談窓口の充実	・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。
介護者（ケアラー）への支援	・ 高齢者や認知症のある人、障害者、医療的ケア児等の介護を行う家族介護者（ケアラー）の実態を把握し、相談支援につなぐとともに、民間とも連携した情報提供を行います。 ・ ヤングケアラーネットワーク会議への参加を通して、介護者（ケアラー）への相談支援、情報提供等を実施します。

事業番号１０．福祉の総合相談窓口の充実 【重層事業】

年齢や属性にかかわらず福祉に関する相談を幅広く受け、内容に応じて必要な支援を受けられる窓口へ丁寧につなぐなど、制度の狭間にあるような課題、どこに相談したらいいかわからない課題への必要な支援のきっかけとなるように総合相談窓口の強化に努めます。

取 組	内 容
福祉総合相談窓口の充実	・ 福祉総合相談窓口において、年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止めて、アセスメントを行い、適切な部署、支援につなげる。

施策② 包括的に支援する体制の整備

事業番号１１．地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援【重層事業】

地域福祉コーディネーターを中心に複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届かない人にアプローチし、支援につなげます。

取 組	内 容
地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	・ 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う。 ・ 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプ

	□一斉等を実施する。
--	------------

事業番号12. 多機関協働による包括的相談支援の推進 【重層事業】【障害重点】

分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取 組	内 容
福祉課題の共有	・ 福祉課題の共有と解決のため、庁内及び関係機関との連携体制の確保に努める。
相談窓口の連携強化	・ 地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター等の相談窓口間の連携を強化する。
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	・ 複数分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世帯について、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図る。
部門別相談支援センターとの連携強化	・ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センターたち・しらとり、子ども発達支援センターはばたき等の相談支援との連携を図る。

取組の方針（3）関係機関との連携強化

府中市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進のための取組を連携して進めます。

施策① 社会福祉協議会との連携の強化

事業番号13. 地域福祉活動推進事業の支援 【重層事業】

地域福祉活動計画の推進を支援します。

取 組	内 容
地域福祉活動推進事業の支援	・ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。

施策② 医療・介護・福祉・教育などの連携の強化

事業番号14. 多職種による連携及び協議の場の設置・推進 【重層事業】＜新規＞

地域包括ケアシステム推進のために設置・推進されてきた多職種連携及び協議の場を、包括的支援体制の拡充に向けて、より一層深化・発展させていきます。

取 組	内 容
多職種による連携及び協議の場の設置・推進	・ 包括的支援体制の拡充に向けて、医療・介護・福祉・教育の連携を進める取組として、「在宅医療・介護連携会議」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」、「医療的ケア児支援推進連携会議」等の協議の場を充

基本目標３ いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

取組の方針（１）心身ともに健康に過ごす支援

生き生きと健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。それぞれのライフステージに合わせた健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

施策① 健康づくりへの支援

事業番号１５．ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進します。

取 組	内 容
医療機関との連携	・ 医療機関と連携した健康教育事业を実施する。 ・ かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。
こころの健康を守る取組の推進	・ こころの健康に関する相談窓口を充実するとともに、ストレス等への対応等、こころの健康についての啓発活動を行う。
各種健康診査・検診等の実施	・ 様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健康診査、特定健診、後期高齢者医療健診及び各種検診を実施する。

事業番号１６．健康に関する相談・情報提供の充実

健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。

取 組	内 容
健康に関する相談・情報提供の充実	・ 健康に関する相談・情報提供の充実を図る。

施策② 介護予防の推進

事業番号17. 自立支援・介護予防・重度化防止のための取組 【重層事業】【高齢重点】

健康で生き生きと暮らし続けるため、介護予防事業の充実を図ります。

取 組	内 容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	・ ライフステージに応じた健康づくりや介護予防に取り組むための場や機会を提供する。
介護予防事業の充実	・ 介護予防の必要性等について周知する。 ・ 介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。 ・ 各地域で介護予防活動の取組が広められるよう介護予防サポーター等の地域人材を育成する。 ・ 介護予防の自主グループの立ち上げや活動の継続を支援する。

取組の方針（２）自立を支えるための支援

全ての人が地域でつながりあい、自己決定をしながら、心身ともに自立し、自分らしく暮らせるようになるための支援を行います。

施策① 日常生活への支援

事業番号18. 住まいのバリアフリー化の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。

取 組	内 容
住まいのバリアフリー化	・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。

事業番号19. 生活支援の充実 【重層事業】

公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。

取 組	内 容
多様な主体や方法による生活支援の推進	・ ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の有償在宅福祉サービスなど、住民主体の生活支援のサービスの展開を支援する。 ・ ボランティア等による生活支援のサービスの充実と担い手の増加を図る。

施策② 外出・モビリティ支援

事業番号20. 現在の外出支援策の拡充<新規>

市民の日常生活や社会参加を支えるために、現在行われている外出支援を拡充します。

取 組	内 容
あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実	・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス等、既存の地域公共交通の維持を図る。 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業を見直していくなかで、日常生活圏域ごとの取組も参考にしながら、必要に応じて新たなサービスの拡充を検討する。

取組の方針（3）孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

頼れる身寄りがない高齢者をはじめ、誰もが孤立することなく生きがいを感じながら暮らすために、相談支援を充実するとともに、就労機会の拡大を図ります。

施策① つながりづくり、社会参加への支援

事業番号21. 就業機会の拡大【重層事業】

高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。

取 組	内 容
就業機会の拡大	・ 高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大する。 ・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援する。 ・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。 ・ ひとり親の就職を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業等を実施する。

事業番号22. ひきこもりに関する支援 【重層事業】

ひきこもりに悩む人や家族の支援を行います。

取 組	内 容
ひきこもりに関する支援	東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもりに悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行う。

事業番号23. 孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり

多様な機関と連携したフォーラムやイベント、相談・電話相談。居場所づくりやつながりサポーター養成を行い、協働・共創による孤独・孤立対策を推進します。

取 組	内 容
企業、NPO、医療・福祉関係機関等とも連携した事業の推進	- 企業・NPO、医療・福祉関係機関等とも連携し、社会的孤立を考える官民連携での事業を推進する。 - 孤独・孤立ダイヤルの啓発とともにまちの保健室などの相談や地域とのつながりづくり・居場所づくりを進める。

取組の方針（４）こころと命を支え合う支援

「こころといのちを支えあうまち」を目指して策定された府中市自殺総合対策計画を推進します。

施策① 自殺防止に向けた取組**事業番号24. 自殺総合対策計画に定める取組の推進**

府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図ります。

取 組	内 容
府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進	府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図る。

基本目標４ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（１）尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方の生活が守られ、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進します。また、高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待の防止を推進します。

施策① 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）

事業番号２５．成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進

成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。

成年後見制度は今後制度改正が予定されていることから、その動向を注視するとともに、今後は新たな制度のもとで、引き続き、制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。

取 組	内 容
地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施	・ 権利擁護センターふちゅうを地域における権利擁護の中核機関に位置付けるとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを担えるよう機能強化を図る。 ・ 日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、医療、福祉及び司法等の様々な専門機関から構成される成年後見制度利用促進協議会を運営する。
成年後見制度に関する相談・広報の拡充	・ 権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充する。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図る。
市民後見人等の養成及び支援	・ 市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行う。

事業番号26. 多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実<新規>

障害や認知症により自ら意思決定を行うのが困難な人々が、日常生活や社会生活で自己の希望や価値観に基づいた選択を行えるようにするため、自己尊重の視点から、情報提供、相談支援、意思決定のプロセスを重視した支援を目指した取組を行います。

取 組	内 容
意思決定支援のための情報提供及び相談の充実	福祉サービス事業者や相談支援事業者が、利用者本人の思いを大切にして、本人を中心とした支援をしていくために、サービス利用者の多様なニーズに対応し、意思決定支援のプロセスを大切にするための情報提供を行う。また既存の相談支援、ケアマネジメントに意思決定支援の視点が反映されるよう研修等も行う。

施策② 虐待防止の推進**事業番号27. 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組**

引き続き、子ども、高齢者、障害者等様々な福祉分野における虐待や暴力防止のための包括的な対策を進め、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。

取 組	内 容
虐待防止対策の推進	虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。

取組の方針（2）困難を抱える人への支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応し、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。また、住宅確保要配慮者に対する居住支援を進めます。

施策① 生活困窮者への支援**事業番号28. 生活困窮者の自立支援事業の推進 【重層事業】**

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

取 組	内 容
生活困窮者の自立相談支援の充実	生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。

取 組	内 容
生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施	・ ハローワーク等と連携し就労支援を行い、早期就労を図る。 ・ 生活リズムの崩れや就労経験がないなど、就労に向けた準備が整っていない方に対し、基礎能力向上を支援する。
生活困窮者の住居確保給付金の支給	・ 居住が不安定な離職者等に対して、求職期間中の家賃を支給し、生活再建を支える。
生活困窮者の家計改善支援の実施	・ 家計の改善のため、家計状況の把握、収支バランスの改善、負債整理等を支援する。
生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援の実施	・ 生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援により、健全な育成の促進、進学・就職に向けた支援を行う。

施策② 住まいに関する支援の充実

事業番号２９．居住支援の充実 【重層事業】

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めます。

取 組	内 容
住宅確保に関する支援	・ 居住支援法人、事業者等と連携し、居住支援協議会等での活動を通して高齢者、障害者、低所得者等、住宅確保要配慮者の住まい確保支援を行う。 ・ 高齢者や障害者及びひとり親世帯向けの公営住宅の確保に努める。 ・ 認知症高齢者、障害者が地域で共同生活するためのグループホームの整備を推進する。 ・ 社会福祉協議会による住宅に困窮する高齢者や障害のある人への民間賃貸住宅の居住保証を行う。
居住支援	・ 居住支援協議会等での取組を通じて住宅部門と福祉部門の連携を推進し、住宅確保要配慮者の入居時から入居後の生活までを一体的に支援できるよう、相談支援体制の充実を図る。 ・ 住宅セーフティネット法の改正による賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備や居住サポート住宅等の新しい仕組みも情報提供し、住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けられる住まいの仕組みづくりを行う。

取組の方針（３）自然災害や犯罪から身を守るための支援

高齢者や障害のある人等、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、地域における防災対策のための取組が、市民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう図ります。

施策① 地域の防災対策の推進

事業番号３０．避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。

取 組	内 容
避難行動要支援者支援体制の強化	・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。 ・ 平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。 ・ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、見直しを検討する。 ・ 避難行動要支援者名簿作成者を対象とする「個別避難計画」の作成を支援する。
避難所の課題の精査及び対応の検討	・ 学校及び地域が主体となり避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等の課題を精査し、対応を検討する。
防災マップの充実	・ ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。
社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	・ 災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所として、福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。

事業番号３１．地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。

取 組	内 容
防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	・ 地域における防災についての意識啓発や、防災をテーマとした情報交換等の場づくりを行う。

施策② 地域の防犯対策の推進**事業番号３２．防犯意識の向上**

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。

取 組	内 容
防犯意識の向上	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図る。また、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。
犯罪に関する情報提供の充実	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。
自主防犯パトロール活動の支援	・ 府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自主防犯パトロール活動を支援する。

取組の方針（４）福祉サービスを安心して利用するための支援

利用者が適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

施策① 事業者・事業者団体への支援**事業番号３３．福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）**

福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。

取 組	内 容
福祉サービス提供事業者への事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進	・ 被災した避難行動要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅等において、サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等を活用して、サービス提供事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。

取 組	内 容
事業者団体への支援	・ 福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。
福祉サービス事業者への運営指導	・ 福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保を図る。
民間活力の活用	・ 民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・ 福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。

施策② 多様な人材の確保・育成

事業番号34. 福祉人材の確保・育成・定着【高齢重点】【障害重点】＜新規＞

専門的な福祉人材の確保支援だけでなく、多様な福祉人材の確保・育成・定着のための取組を進めます。

取 組	内 容
専門的な人材確保のための支援	・ 社会福祉士資格取得費用助成事業及び介護職員初任者研修費用助成事業を実施し、専門的な人材の確保について支援する。
多様な福祉人材の確保・育成・定着	・ 福祉人材の確保・育成・定着に向け、介護現場における生産性向上や業務負担の軽減につながる取組を推進します。また、高齢者や外国人など多様な人材の活躍の促進やICT活用等による効率的なサービス提供のあり方について検討を進めます。

基本目標５ 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（１）心のバリアフリーの推進

子どもから大人まで、全ての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

施策① 互いを理解し、ともに生きる意識の醸成

事業番号３５．福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

取 組	内 容
福祉意識の醸成	・ 様々な広報媒体、福祉まつり等のイベントや地域共生社会の理解を深める様々な福祉教育を通じて、ソーシャル・インクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。 ・ 高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。
福祉教育・啓発活動の推進	・ 小中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。 ・ 教員を対象として福祉研修を実施し、各学校の理解の深化につなげる。 ・ 社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。

事業番号36. 多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】＜新規＞

性別や年齢、価値観、障害の有無など互いに違いを認め合い、尊重する取組や地域で活動する人々や事業者が、互いに理解し協力しながら共に生きる社会をつくるための施策を推進します。

取 組	内 容
多様な利用者への適切な配慮	・ 高齢者や障害者等が日常生活で利用する生活関連施設等において、多様な利用者に対し適切な配慮がなされるよう、施設設置管理者等に普及啓発を行います。 ・ 障害者差別解消法の改正により、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受けて、啓発、研修、情報提供を充実する。
「新しい認知症観」の普及・促進	・ 認知症になってもやりたいことがあり、地域とつながりながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける「新しい認知症観」の普及啓発を行う。認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座への参加を広げ、認知症があってもなくても心ゆたかに暮らすことができる地域づくりを進める。

取組の方針（２）情報のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人、外国人などを含め、誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。

施策① あらゆる人のための情報提供の推進**事業番号37. 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進**

誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。

取 組	内 容
多様な媒体を活用したバリアフリー情報の提供	・ 広報、ホームページ等による情報の即時性を向上させる。 ・ ケーブルテレビや出前講座、地域の掲示板等の多様な情報提供媒体を活用する。 ・ 新たな情報提供手段を検討する。
情報利用のアクセスの機会の確保	・ 多様な情報提供手段を活用し、高齢者、障害のある人、外国人など、情報入手が困難な方における情報利用のアクセスの機会の確保に努める。
案内・情報のバリアフリー	・ 生活関連施設・経路において、多様な利用者に分かりやすい案内板や公共サインの設置、音声や光、アプリ等による情報伝達機器の整備を推進する。

取組の方針（３）物理的なバリアフリーの推進

多くの市民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障害のある人を始め、全ての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

施策① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

事業番号３８．福祉のまちづくり推進事業

福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。

取 組	内 容
カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	・ 分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。 ・ 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。
福祉のまちづくり推進事業の実施	・ バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施する。
福祉的環境の整備の推進	・ 福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。

事業番号３９．ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。

取 組	内 容
公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	・ 学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。

事業番号４０．公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。

取 組	内 容
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を順次進める。

取 組	内 容
公共施設のサイン（案内）整備の拡充	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。
音声案内の整備	・視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。

事業番号41. 公園のバリアフリー化の推進

トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。

取 組	内 容
トイレのバリアフリー化の促進	・誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。
ベンチ設置の拡充	・自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置する。
歩行空間の段差解消の推進	・階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園、緑道等の段差解消を推進する。

事業番号42. 移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取 組	内 容
道路のバリアフリー化の推進	・段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等市道のバリアフリー化を推進する。
交通事業者との連携強化	・子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ快適に移動できるようにするため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場等の整備について、交通事業者との連携を強化する。
福祉移送の支援	・高齢者、障害のある人等、移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援する。
コミュニティバスの運行	・コミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援する。
自転車駐車場の整備	・自転車利用者の利便性を確保するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。

取組の方針（４）制度のバリアフリーの推進

障害等のあるなしにかかわらず、全ての市民が希望する社会活動等に参加及び参画ができるための制度づくりや必要とされる福祉ニーズの把握を行います。

施策① すべての人が参加・参画できる制度の推進

事業番号４３．社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。

取 組	内 容
市民参画による制度づくり	・ できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。
協議会等への参加促進	・ 当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。
市民の福祉ニーズの把握	・ 支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。

第5章 重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業実施計画)

第5章 重層的支援体制の構築

(重層的支援体制整備事業実施計画)

1 事業の内容

(1)「重層的支援体制整備事業」の概要

重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。

		機能	既存制度の対象事業
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成	新

(※)「既存制度の対象事業」欄の【 】内の文言は実施根拠となる法令を示しております。

【介護】:介護保険法 【障害】:障害者総合支援法 【子ども】:子ども・子育て支援法 【困窮】:生活困窮者自立支援法

重層事業においては、自治体の各種施策に係る支援機関等が相互に連携し、当事者や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要です。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するためのプロセスが必要不可欠となります。

重層事業は、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、ケースに関わる支援者等が「支援チーム」となって支援していく仕組みです。「支援者支援」の機能を担い、一つの機関で「支援困

難ケース」を抱え込まないよう「支援チーム」が一丸となり、すべての地域住民を対象に伴走支援を通じた繋がり続ける支援体制を構築します。

〔Ⅰ 相談支援〕

①包括的相談支援事業

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

○ 支援機関の既存のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけます。

○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

③多機関協働事業

○ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する

重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

○ 重層事業の中核を担う役割を果たす

重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の体制として伴走支援ができるように支援します。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

〔Ⅱ 参加支援〕 (④参加支援事業)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

重層的支援体制整備事業の利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、利用者と支援メニューのマッチングを行います。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、利用者や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

○ 利用者への定着支援と受け入れ先の支援を行う

利用者と支援メニューをマッチングしたのち、利用者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

〔Ⅲ 地域づくり〕 (⑤地域づくり事業)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。また、地域を超えたより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

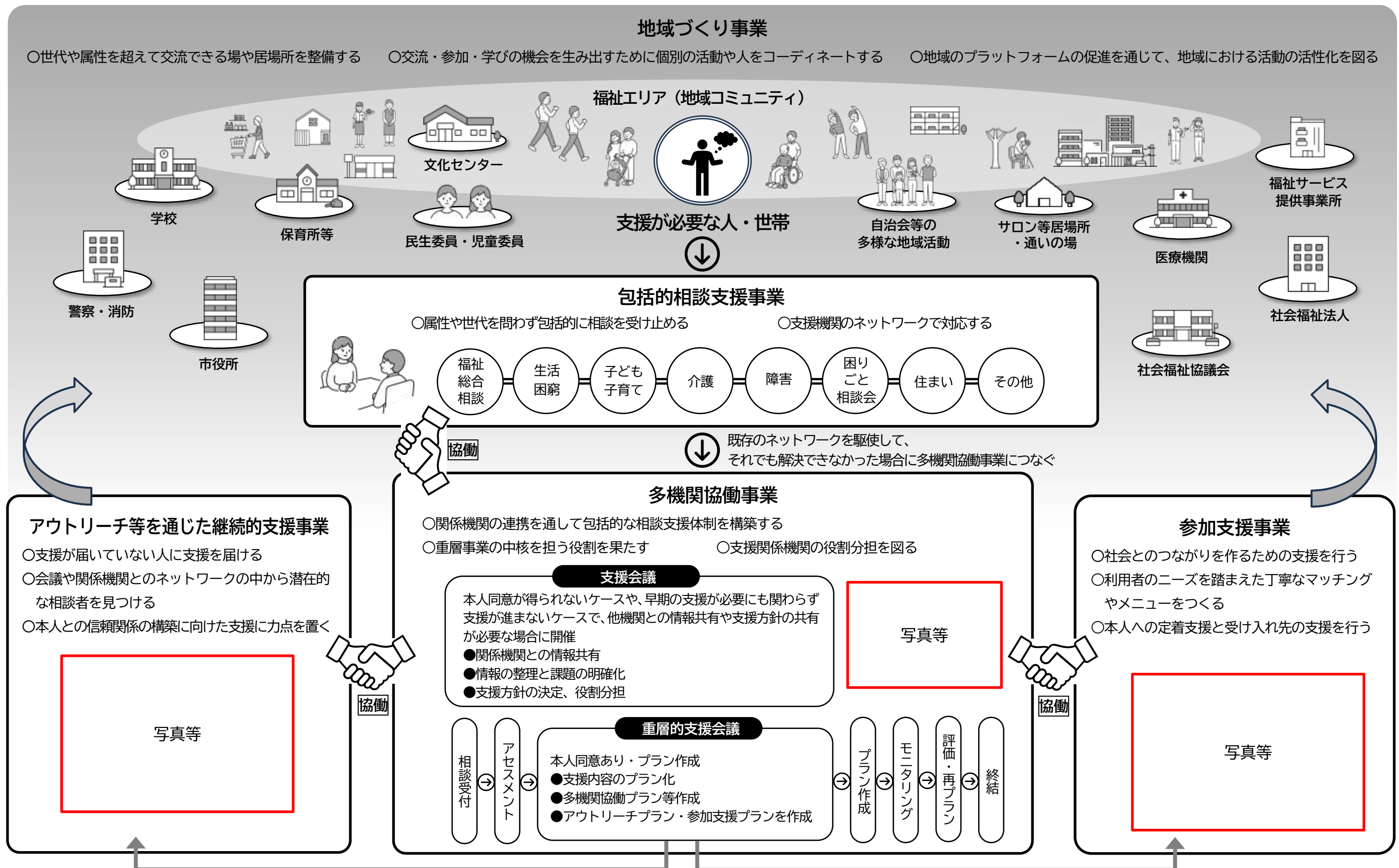
(2) 府中市の重層事業の目的・考え方

本市では、〔Ⅰ 相談支援〕〔Ⅱ 参加支援〕〔Ⅲ 地域づくり〕の枠組みに基づき、重層事業を実施します。

本市の重層事業は、これまでの市の相談支援機関のネットワークを生かしつつ、庁内の各部門に実務者である相談支援包括化推進員を幅広く配置することで、部署間の垣根を越えた連携を図ります。そして必要に応じて支援会議及び重層的支援会議を随時開催し、多機関協働事業を展開していきます。

また、文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリアに配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて各種支援機関や地域住民等と共に継続的に生活を見守ります。

(3) 重層事業の全体像



(4) 重層事業に位置付けている各事業

① 包括的相談支援事業

福祉の制度の狭間にある課題解決を目指すため、市の福祉総合相談窓口及び各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容を包括的に受け止める「断らない相談」を目指します。

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りネットワークで対応します。

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援会議及び重層的支援会議で検討を行い、各種支援機関等と連携を図ります。

◆法定事業

事業名	内容	所管課
地域包括支援センターの運営 【介護保険法】	身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、地域包括支援センターにおける相談体制を充実させます。	高齢者支援課
	設置か所数	
	主な対象分野	
	設置形態	
	運営形態	
	対象圏域	
障害者相談支援事業 【障害者自立支援法】	障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。	障害者福祉課
	設置か所数	
	主な対象分野	
	設置形態	
	運営形態	
	対象圏域	
利用者支援事業 【子ども・子育て支援法】	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行います(基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。)	子ども家庭支援課、保育支援課
	設置か所数	
	主な対象分野	
	設置形態	
	運営形態	
	対象圏域	

事業名	内容	所管課
自立相談支援事業 【生活困窮者自立支援法】	生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行うことで、課題の解決に向けた支援を行います。	生活福祉課
	設置か所数 ●か所	
	主な対象分野 生活困窮分野	
	設置形態	
	運営形態	
	対象圏域	

◆主な事業

事業名	内容	所管課
福祉総合相談窓口	年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止める最初の窓口となり、アセスメントを行った結果、適切な部署、支援につなげます。	地域福祉推進課
地域福祉コーディネーター事業	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	
子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たちち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じます。	子ども家庭支援課
青少年総合相談事業	青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行います。	児童青少年課
教育相談	学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じます。 （相談については、府中市子ども発達支援センター「はばたき」で実施しています。）	教育部指導室
ひとり親家庭自立支援相談事業	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行い、自立を促します。	子育て応援課

事業名	内容	所管課
困難な問題を抱える女性等への支援事業	女性問題相談を通じて、家族のこと・育児のこと・配偶者のこと・離婚やDV相談等の日常の困りごとに関する相談に応じ、困難な問題を抱える方に包括的な支援を行います。	多様性社会推進課
外国人相談事業	多文化共生センターDIVEでは、外国人住民の生活に関する困りごとの一次相談窓口として、庁内各課や関係機関と連携し、外国人住民本人が問題を解決できるようサポートを行います。	多様性社会推進課
保健相談室	からだ・こころ・歯と口の健康、食事などの健康に関する相談を保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談を受け付けます。	健康推進課

府中市の現状は？

◆「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)【再掲】

項目	現状値
居住地域の満足度について、相談できる体制については、満足している市民の割合 ※「満足している」、「どちらかといえば満足している」の計	25.6%
「福祉総合相談」を知っている市民の割合	10.9%

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
認知症に関する相談窓口を知っている	高齢者(ニーズ調査) 36.7%
相談機関等に求めること	障害者(障害のある人)
希望したときに相談に応じてもらえる	55.9%
必要に応じて、他の相談機関や専門機関につないでもらえる	53.7%

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届かない人、届いていない人にアプローチし、支援につなげます。

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけます。

当事者と直接対面し継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、当事者に伴走して寄り添い、継続的な支援を行います。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	

府中市の現状は？

◆「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査（令和7年度）【再掲】

項目	現状値
「地域福祉コーディネーター」を知っている市民の割合	3.5%
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	一般市民 14.6%

◆高齢者福祉・障害者（児）に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	高齢者（ニーズ調査） 16.1%
	高齢者（居宅サービス利用者） 22.8%
	障害者（障害のある人） 30.1%
	障害児（保護者、育ちと発達） 42.4%

③ 多機関協働事業

本市では、複雑化・複合化した事例の調整役として関係機関の実務者である相談支援包括化推進員を配置し、相談支援包括化推進会議を定期開催して、その運営を行うとともに、社会福祉法に定める多機関協働事業として「支援会議」・「重層的支援会議」の2つの会議を随時開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

※支援プラン作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は多機関協働事業と一体的に実施。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
相談支援包括化推進員の配置	市役所内および社会福祉協議会内の各部署に配置し、多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担います。 また、一次相談支援機関等が多機関協働事業に提出を検討している事例について、連絡・相談を受け多機関協働事業につなぐ役割、および支援会議や重層的支援会議等に参加し、事例検討を行います。	地域福祉推進課
	設置方法 ●●	
支援会議の開催	複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、会議を開催します。	地域福祉推進課
重層的支援会議の開催	支援会議で検討した結果、市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に会議を開催します。	地域福祉推進課

支援会議（社会福祉法 106 条の 6）

構 成 員：当該事例に係る関係課の推進員、支援チーム等、事務局
開催頻度：随時開催

事務局ミーティングにて、支援会議での検討が適当とされた場合に、事務局が各相談支援包括化推進員、支援チーム等を招集して、支援会議を開催します。

支援会議では各分野の推進員を交え、多角的な視点で検討を行います。会議体の構成員には社会福祉法第106条の6第3項に基づいて本人同意がなくても情報共有が可能となっています。また、構成員は、気になる事例の情報提供・情報共有、各支援機関同士の共通認識のもとでの支援方針の明確化、見守りや機関内での支援体制の構築、緊急性がある事案への対応等の役割を担います。

複雑化・複合化した課題を有する人には、当事者に問題意識がない場合や、過去の経験等から支援を拒否しているなど、支援に関する同意が得られない場合も少なくありません。支援会議には守秘義務が課せられていることから、特に自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人への支援を行うための効果が期待されています。支援会議で話し合われる内容については、前述の構成員が担う役割のとおりですが、想定される動きとして、現在進行形で実施されている個別支援プラン等の支援の経過から成果や課題を把握し、当事者の意識や状況の変化に応じて個別支援プラン等の見直しをすることも検討内容に含まれています。

重層的支援会議（社会福祉法 106 条の 6）

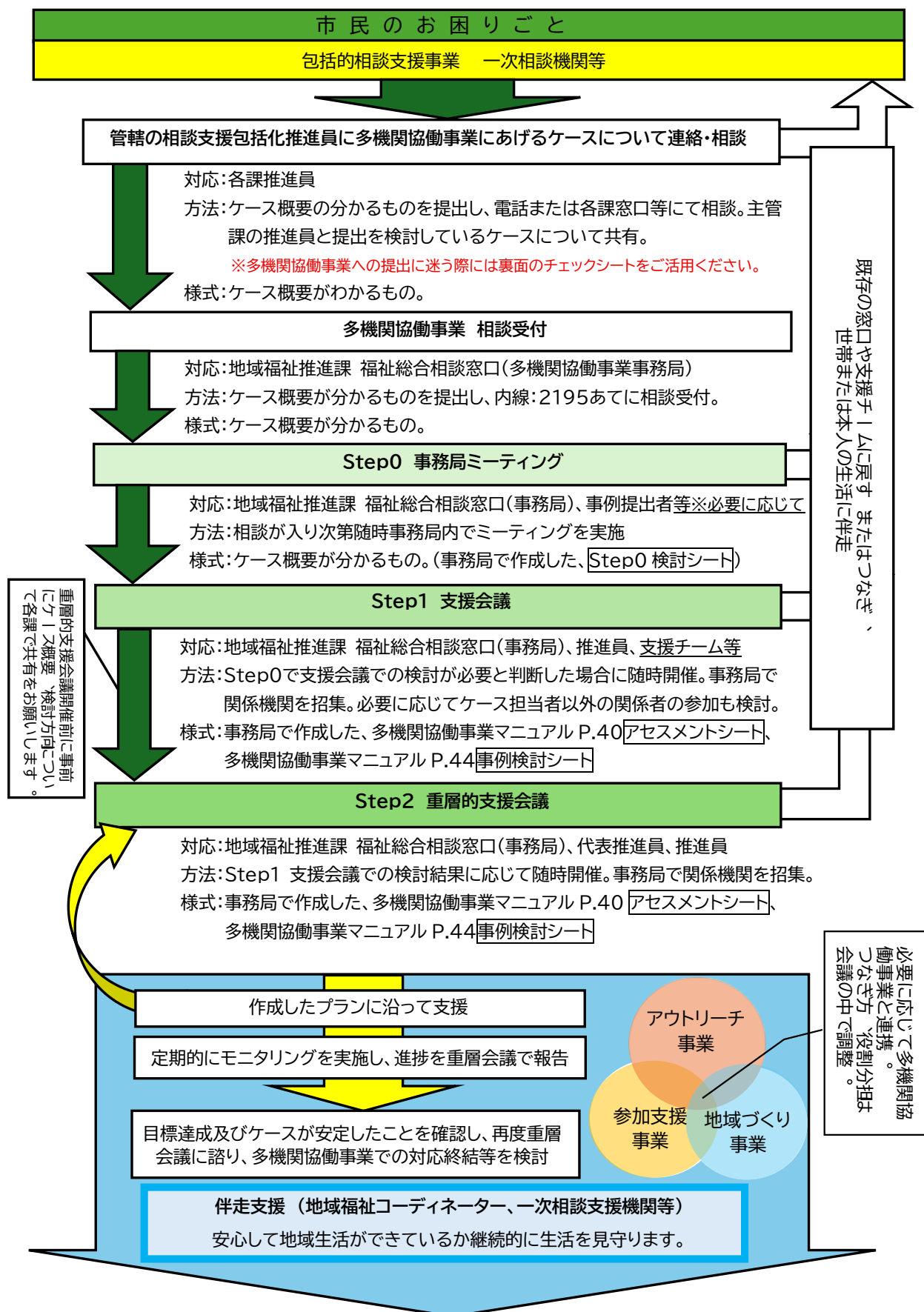
構 成 員：当該事例に係る関係課の代表相談支援包括化推進員、相談支援包括化推進員、事務局
開催頻度：随時開催

支援会議で検討した結果、本市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に事務局が上記の構成員を招集し、重層的支援会議を開催します。支援会議同様、支援会議から重層的支援会議に諮るまでの時間や対応は、ケース状況に応じて異なります。

重層的支援会議では、本市としての決定が必要と想定されることから、相談支援包括化推進員に加えて、代表相談支援包括化推進員が参加し、課を超えた調整が期待できる場となっています。重層的支援会議の構成員は、本市としての支援方針及び垣根を超えたサービスの決定、不足しているサービスや社会資源の開発に必要な課題の整理・認識の共有（地域課題共有）、プラン作成やプランの適切性の判断、再プラン作成等の役割を担います。

重層的支援会議はプラン作成や適切性の判断等を目的としていることから、会議後には、支援チームがプランをもとに当事者及び世帯に対する支援を実施します。既に個別支援プランがある場合には、重層的支援会議で決定した方針や新たに作成したプランに合わせた個別支援プランの見直しが必要となります。多機関協働事業等でのプランと個別支援プランの内容の整合性がとれて初めて一体的な支援が可能となります。

府中市多機関協働事業対応システムフロー



府中市の現状は？

◆相談支援機関等へのアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
対応困難ケースの年間実件数の計	414 件
対応困難ケース中で役割分担や支援方針の判断が難しく、実際に多機関協働事業にあげたい事例の件数の計	57 件

◆「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
地域における課題を抱えた世帯の把握状況	
高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯	4.0%
ごみが処分されていない世帯	3.1%
高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯	2.8%
子育てと親の介護に、同時に直面して困っている世帯	2.6%
家族や地域との関わりがなく、社会的に孤立した世帯	2.1%
ひきこもり状態の人が、適切な支援に結び付いていない世帯	2.0%
家族の間で虐待、DVが疑われる世帯	1.4%
家族の介護などで自分の時間をもてない未成年の子ども(ヤングケアラー)がいる世帯	0.7%

④ 参加支援事業

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない当事者や世帯のニーズ等に対応するため、地域資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う事業です。

当事者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、自立支援、リカバリーの視点から、当事者と支援メニューのマッチングを行います。

なかでも、精神障害者や認知症のある人が望む生活を送ることができるよう、新たに社会資源に働きかけ既存の社会資源の拡充を図り、当事者及び多世帯のニーズや状態にあった府中らしい新たな支援メニューを開発します。

さらに、当事者と支援メニューをマッチングしたのち、当事者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援(地域支援)を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
ひきこもりに関する支援	東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行います。	地域福祉推進課
居場所支援	継続支援しているケース児童(中学生)同士が交流できる場(小集団規模)を定期的に設定しています。	教育部指導室

事業名	内容	所管課
就労支援事業を中心とした就労支援体制	・府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。	障害者福祉課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。	子育て応援課
住宅確保要配慮者への居住支援	高齢者・低額所得者・障害者・子どもを養育する者等の住宅確保要配慮者が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携し、府中市居住支援協議会(市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成)による住宅確保に係る支援を行います。	住宅課 府中市居住支援協議会

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
健康づくりや趣味等の地域づくり活動に参加者として参加したい割合(「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計)	高齢者(ニーズ調査) 53.2%
健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営(お世話役)として参加したい割合(「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計)	高齢者(ニーズ調査) 30.2%
働くために必要なこととしてどのようなことを希望するか	障害者(障害のある人)
自分の近くに働く場所がある	38.9%(※1)
健康状態とあわせた働き方ができる	37.5%(※2)

※精神障害者では ※1)53.3%、※2)56.7%

⑤ 地域づくり事業

地域での孤立化防止と生活課題の解決に向けて、地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。地域で実施されている個別の活動や地域人材を把握した上で、住民に身近な圏域を中心として、「人と人」や「人と居場所」などを有機的につなぎ、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

また、府中市以外の広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

さらに、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

◆法定事業

事業名	内容	所管課
地域介護予防活動支援事業 【介護保険法】	・運動習慣の継続の場として、また、仲間同士で好きな活動をするきっかけの場として、その参加者同士が学んだ体操などを通じて交流する「地域交流ひろば」を開催することで、身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出します。 ・各地域包括支援センターに配置した介護予防コーディネーターにより、介護予防の普及・啓発を目的に、文化センターや地域包括支援センターにおいて、介護予防講座の開催、市内の各種イベントへの参加及び相談への対応を行います。 ・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組を支援します。	高齢者支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	

事業名	内容	所管課
生活支援体制整備事業 【介護保険法】	・生活支援コーディネーターを配置し、既存の地域資源や、今後新たに創出される生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。 ・一部の生活支援コーディネーターは、地域共生社会の実現に向けて取り組む地域福祉コーディネーターの役割も兼ねており、高齢者、障害者及び子どもを含めた全ての方が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	高齢者支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
地域活動支援センター事業 【障害者自立支援法】	障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害者福祉課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
地域子育て支援拠点事業 【児童福祉法】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども家庭支援課、保育支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
生活困窮者の共助の基盤づくり事業【生活困窮者自立支援法】	生活に困りごとを抱える人が、問題を深刻化させる前に地域の中で気づかれ、つながり、支援につながるよう、地域福祉コーディネーターを中心に地域住民・民生委員・行政などが一体となった“共助”の基盤づくりに取り組みます。	地域福祉推進課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援(地域支援)を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	
地域での自主的な福祉活動の支援	わがまち支えあい協議会、ふれあいいきいきサロン等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。	社会福祉協議会
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ります。	社会福祉協議会
チームオレンジの推進	ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの設置を進めます。	高齢者支援課
地域子ども・子育て応援事業	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助します。	子ども家庭支援課
外国につながる児童・生徒の居場所事業	外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行います。	多様性社会推進課
元気いっぱいサポーターの活動支援	ソーシャルキャピタルの醸成により、健康づくりを広げていくことを目的に、保健計画・食育推進計画の趣旨を理解し、共に健康づくりを推進する市民を元気いっぱいサポーターとして登録します。さらにサポーターリーダーの中から元気いっぱいサポーターおよび食育推進リーダーを養成します。主にサポーターリーダーで構成される自主グループを支援します。	健康推進課

府中市の現状は？

◆「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)【一部再掲】

項目	現状値
社会からの孤立を感じることがある市民の割合 ※「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の計	38.4%
何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる市民の割合	17.0%
家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人への手助けの経験がある市民の割合	70.5%

◆高齢者福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
ボランティアグループに参加している人の割合 ※「週4日以上」、「週2日～3日」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」の計	高齢者(ニーズ調査) 9.5%

2 事業の推進体制

本市では、包括化支援推進体制の構築にあたり、市・関係機関の実務を担う相談支援包括化推進員を配置し、推進体制の中核を担っていきます。

具体的には、多機関協働事業の中心となる「支援会議」及び「重層的支援会議」を円滑に運営していくために、庁内関連機関の担当者で構成する「相談支援包括化推進会議」及び課長級職員で構成する「代表相談支援包括化推進会議」を開催し、事務局機能を担うとともに事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します。

会議名	相談支援包括化推進会議	代表相談支援包括化推進会議	支援会議	重層的支援会議
出席者	推進員	代表推進員	当該事例に係る関係課の推進員	当該事例に係る関係課の代表推進員と推進員
開催頻度	定例開催 (年5回程度)	定例開催 (年1～2回)	随時開催	随時開催
会議内容	・ 重層的支援体制推進に関する事項 ・ 個別支援の充実に係る事項 ・ 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・ 各関係機関の取組の共有 など	・ 相談支援包括化推進会議の事業計画や実績、評価に関する事項 ・ 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・ 多機関協働事業で扱った事例の進捗確認、評価 など	・ 気になる事例の情報提供・情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解と検討 ・ 緊急性がある事案への対応等の検討 ・ 支援チームでの役割分担 など	・ 府中市として世帯全体の支援方針及びサービスの決定 ・ 役割分担の明確化 ・ 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・ プラン策定、中断、終結等の検討 など

推進員：相談支援包括化推進員 代表推進員：代表相談支援包括化推進員 のこと

相談支援包括化推進員選出部署一覧

(令和8年4月1日現在)

福祉保健部地域福祉推進課
福祉保健部生活福祉課（生活保護相談担当）
福祉保健部生活福祉課（自立生活支援担当）
福祉保健部高齢者支援課（相談担当）
福祉保健部介護保険課
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当 精神・発達）
福祉保健部障害者福祉課（基幹相談支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（子ども発達支援センター発達支援担当）
福祉保健部健康推進課（成人保健係）
子ども家庭部子育て応援課（母子・父子自立支援担当）
子ども家庭部子ども家庭支援課（母子保健係）
子ども家庭部子ども家庭支援課（相談担当）
子ども家庭部保育支援課
子ども家庭部児童青少年課
市民協働推進部地域コミュニティ課
市民協働推進部多様性社会推進課（男女共同参画推進係）
市民協働推進部多様性社会推進課（多文化共生係）
都市整備部住宅課
教育部指導室
教育部教育センター
生活環境部産業振興課
市民部保険年金課
市民部納税課
府中市社会福祉協議会 地域活動推進課
府中市社会福祉協議会 権利擁護課

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

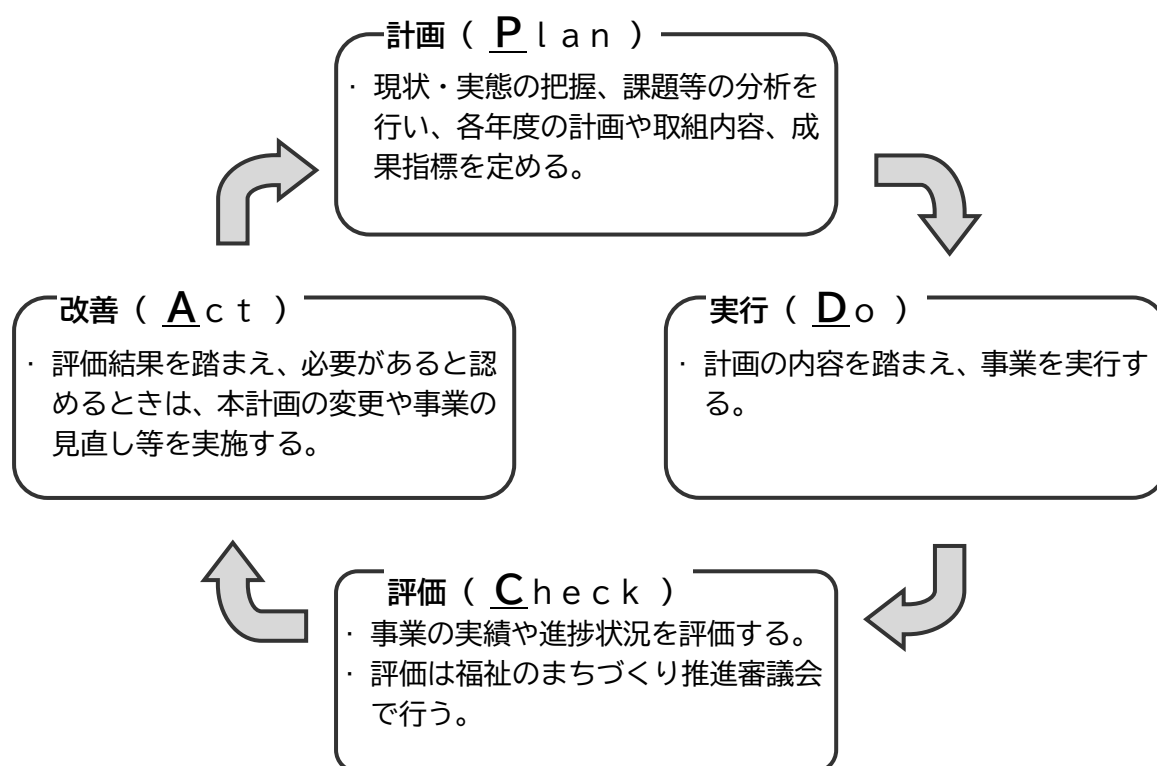
1 計画の評価体制

(1) 検討組織による計画の評価、推進

本計画の推進のため、引き続き、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表6－1 PDCAサイクルの図



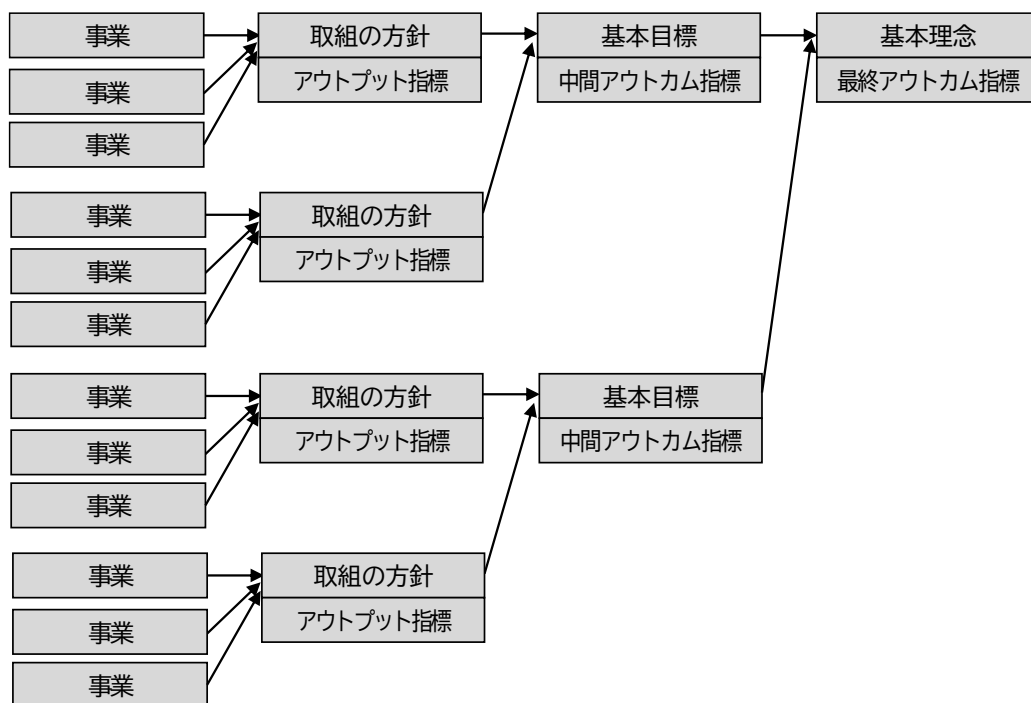
(2) ロジックモデルの考え方に沿った指標設定及びモニタリング

本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定しています。

ロジックモデルは、事業や政策が最終的な目標を達成するまでの道筋を体系的に示した政策評価の手法です。ロジックモデルは施策を目的と手段に分解し、施策実施による対象者の状況変化をアウトカム（成果）指標で測定し、地域・社会への波及効果を測定する、PDCAサイクルの手法のひとつです。

本市では、ロジックモデルの考え方に沿った指標を設定し、事業評価と一体となった施策評価を進めます。

図表6-2 ロジックモデルの構造



2 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

地域福祉及び福祉のまちづくりは様々な分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 地域、国・東京都との協働・連携

市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び社会福祉法人等の事業者並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

その中でも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の理念のもと、整合性を図り取組を進めます。

(3) 計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通認識を持ってもらうことが必要です。

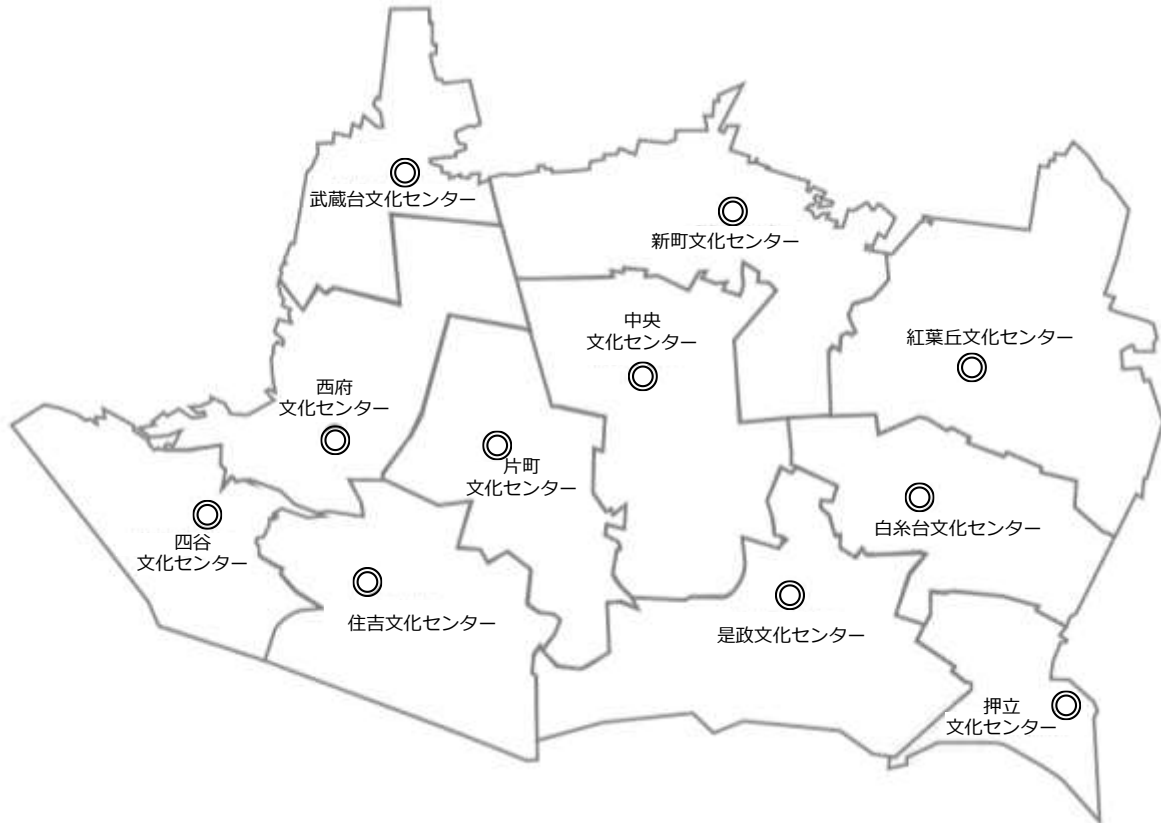
そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。

資 料

資 料

資料 1 福祉エリア別の現状・地域資源

福祉エリア



◆福祉エリア

エリア	該当地域
中央福祉エリア	天神町（１・２丁目）、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町（１丁目）、寿町、晴見町（１・２丁目）
白糸台福祉エリア	白糸台（車返団地除く）、小柳町（１・３丁目）、若松町（１・２丁目）、清水が丘（３丁目）
西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町、西府町
武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
新町福祉エリア	浅間町、天神町（３・４丁目）、新町、晴見町（３・４丁目）、栄町
住吉福祉エリア	南町、分梅町（２～５丁目）、住吉町
是政福祉エリア	小柳町（２・４～６丁目）、清水が丘（１・２丁目）、是政
紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町（３～５丁目）
押立福祉エリア	押立町、車返団地
四谷福祉エリア	四谷
片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町（２～５丁目）、分梅町（１丁目）、日鋼町、美好町

中央文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		3.66km ²
地域		天神町(1・2丁目)、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町、晴見町(1・2丁目)
世帯 (全市に占める割合)		24,170世帯 18.4%
人口 (全市に占める割合)		45,912人 17.6%
3 区 分 人 口	0～14歳	5,561人 12.1%
	15～64歳	30,632人 66.7%
	65歳以上	9,719人 21.2%
	75歳以上(再掲)	5,439人 11.8%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・安立園特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・生活協同組合パルシステム東京 グループホーム府中陽だまり
	特定施設入居者生活 介護(介護付き有料老人 ホーム)	・メディカル・リハビリホーム くらら京王東府中 ・デンマークINN府中 ・SOMPOケア ラヴィーレ府中 ・リアンレーヴ府中 ・やかた三本木
	その他	・府中市シルバー人材センター(ふれあい会館内)
障 害 の あ る 人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターあけぼの
	指定特定相談支援事業所	・エンパワメントふちゅう ・地域生活支援センターあけぼの ・ふくし・生活の相談 and ・サポートにんな
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの
	日中活動系施設	・FLAGS design ・manaby府中駅前事業所 ・童里夢工房 ・カンタービレ ・LITALICOワークス府中 ・manaby 府中駅前事業所 ・Cocorport 府中駅前office ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにい」 ・府中さくらの杜 ・ウェルビー府中駅前センター
	障害児通所施設	・放課後等デイサービス ふあんふあん 天神町 ・放課後等デイサービス ふあんふあん 府中町 ・スポーツひろばプレイス 府中教室 ・放課後デイサービス ぽーと ・放課後等デイサービスリアン府中緑町 ・Tossie ・マーシーアーティスト
	グループホーム	・けやきの樹 ・グループホームあけぼの

地域資源		
子ども・子育て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「たっち」 ・子育て世代包括支援センター「みらい」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」さんぽんぎ
	市立保育所	・中央保育所 ・八幡保育所 ・三本木保育所
	私立保育園	・府中愛児園 ・晴見保育園 ・府中めぐみ保育園 ・そよかぜハーモニー保育園 ・よつば保育園 ・第2キッズランド府中保育園 ・このめ保育園 ・まなびの森保育園府中 ・府中緑町・学びの保育園
	認証保育所	・府中プチ・クレイシュ ・ビジョンランド府中 ・ポピンズナーサリースクール府中 ・みのり保育園 ・ぱる★キッズ府中
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこはちまん
	幼稚園	・私立府中文化幼稚園 ・私立府中天神町幼稚園 ・私立あおい第一幼稚園
	小学校	・市立府中第一小学校 ・市立府中第二小学校
	中学校	・市立府中第一中学校
	学童クラブ	・第一学童クラブ本館・分館 ・第二学童クラブ本館・分館
保健		・多摩府中保健所(府中合同庁舎内) ・保健センター ・府中市医師会 ・府中市歯科医師会 ・府中市薬剤師会
その他	文化・コミュニティ	・中央文化センター ・府中の森芸術劇場分館 ・ふるさと府中歴史館 ・市民会館(ルミエール府中内) ・旧府中グリーンプラザ分館 ・市民活動センター「プラッツ」 ・中央図書館(ルミエール府中内) ・宮町図書館(ふるさと府中歴史館内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所府中駅北第2庁舎 ・中央防災センター(東京消防庁府中消防署内) ・市政情報センター ・消費生活センター ・府中国際交流サロン(府中駅北第2庁舎内) ・いきいきワーク府中 ・府中市社会福祉協議会(ふれあい会館内) ・府中ボランティアセンター(ふれあい会館内) ・ふれあい福祉相談(ふれあい会館内) ・権利擁護センターふちゅう(ふれあい会館内) ・生活福祉資金貸付事業相談窓口(ふれあい会館内) ・府中地区保護司会サポートセンター(ふれあい会館内) ・多摩交流センター(府中駅北第2庁舎内) ・東京消防庁府中消防署 ・警視庁府中警察署 ・府中防犯協会(府中警察署内) ・武蔵府中郵便局 ・府中三郵便局 ・府中八幡宿郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

白糸台文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.34km ²
地域		白糸台(車返団地除く)、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)
世帯 (全市に占める割合)		15,979世帯 12.2%
人口 (全市に占める割合)		30,671人 11.8%
3 区 分 人 口	0～14歳	3,583人 11.7%
	15～64歳	20,824人 67.9%
	65歳以上	6,264人 20.4%
	75歳以上(再掲)	3,482人 11.4%

※面積・世帯・人口は白糸台を全て含む。

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター白糸台
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホームたちばなの園 白糸台
	短期入所生活介護	・たちばなの園白糸台
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ファミリート府中
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ぐるーぷほーむ 白糸台
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護 なぎの木
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・メディカル・リハビリホームボンセジュール白糸台 ・グランダ府中白糸台
障害のある人	住宅型有料老人ホーム	・ベストライフ府中
	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターふらっと
	指定特定相談支援事業所	・し〜ま ・ケアチーム大芽 ・地域生活支援センターふらっと
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターふらっと
	日中活動系施設	・ギャロップ ・ケアチーム大芽 ・わかまつ共同作業所 ・むさし結いの家 ・作業所TOTTO
	障害児通所施設	・ちゃいぐる児童デイサービス府中 ・放課後等デイサービスリアン府中白糸台 ・放課後等デイサービス オンリーワン
子ども・子育て	私立保育園	・山手保育園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・太陽の子清水が丘三丁目保育園 ・ふちしらコスモ保育園 ・まなびの森保育園東府中
	幼稚園	・府中白糸台幼稚園 ・府中佼成幼稚園
	小学校	・市立白糸台小学校 ・市立小柳小学校 ・市立府中第四小学校 ・市立南白糸台小学校
	学童クラブ	・第四学童クラブ ・白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・白糸台文化センター ・白糸台図書館(白糸台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所東部出張所(白糸台文化センター内) ・府中白糸台郵便局 ・府中車返団地内郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

西府文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.80km ²
地域		東芝町、本宿町、 日新町、西府町
世帯 (全市に占める割合)		9,424世帯 7.2%
人口 (全市に占める割合)		20,172人 7.7%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,732人 13.5%
	15～64歳	13,631人 67.6%
	65歳以上	3,809人 18.9%
	75歳以上(再掲)	2,212人 11.0%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・鳳仙寮ショートステイ ・ショートステイ ソラスト西府
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホームえがおの家西府 ・ニチイケアセンター西府
	小規模多機能型居宅介護	・ケアホームこまつ府中営業所
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	・ベストライフ西府 ・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘 ・アビリティーズ・気まま館 ブルーベリーコート府中 ・チャーム府中日新町
	住宅型有料老人ホーム	・コートウエスト府中
障害のある人	日中活動系施設	・西府いこいプラザ ・就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府 ・みらい
	障害児通所施設	・児童デイサービス サンフラワー府中 ・根っこくらぶ ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室
	グループホーム	・ベリイーズ ・西府いこいプラザ ・Method
子ども・子育て	市立保育所	・西保育所
	私立保育園	・府中保育園分園 ・まなびの森保育園西府 ・第2府中保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・府中エンゼルホーム ・リブリエンゼル府中
	幼稚園	・私立府中あおい幼稚園
	小学校	・市立府中第五小学校 ・市立本宿小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第十中学校
	学童クラブ	・第五学童クラブ本館 ・第五学童クラブ分館 ・本宿学童クラブ ・日新学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・西府文化センター ・国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館 ・西府図書館(西府文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所西部出張所(西府文化センター内) ・府中日新郵便局 ・府中西府町郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

武蔵台文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.68km ²
地域		武蔵台、北山町、西原町
世帯 (全市に占める割合)		7,064世帯 5.4%
人口 (全市に占める割合)		13,897人 5.3%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,506人 10.8%
	15～64歳	8,492人 61.1%
	65歳以上	3,899人 28.1%
	75歳以上(再掲)	2,390人 17.2%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
障 害 の あ る 人	日中活動系施設	・東京都立府中療育センター ・食彩さしすせそ
	障害児通所施設	・ドリームボックス武蔵台
	障害児入所施設	・小児総合医療センター ・東京都立府中療育センター
	グループホーム	・コスモス ・ケアホーム はんもつく ・クオーレ武蔵台グループホーム
	特別支援学校	・都立武蔵台学園 ・都立武蔵台学園府中分教室 ・都立府中けやきの森学園 くぬぎ分教室
	障害児支援機関	・都立府中療育センター ・都立小児総合医療センター
	その他	・東京都多摩難病相談・支援室(東京都立神経病院内)
子 ど も ・ 子 育 て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」きたやま
	市立保育所	・北山保育所
	私立保育園	・千春保育園
	地域型保育事業	・ねぎし保育園
	幼稚園	・私立北山幼稚園
	小学校	・市立府中第七小学校 ・市立武蔵台小学校
そ の 他	中学校	・市立府中第七中学校
	学童クラブ	・第七学童クラブ ・武蔵台学童クラブ
	文化・コミュニティ	・武蔵台文化センター ・武蔵台図書館(武蔵台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中北山郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

新町文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.91km ²
地域		浅間町、天神町 (3・4丁目)、 新町、晴見町 (3・4丁目)、 栄町
世帯 (全市に占める割合)		12,382世帯 9.4%
人口 (全市に占める割合)		25,920人 9.7%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,835人 11.2%
	15～64歳	15,797人 62.5%
	65歳以上	6,658人 26.3%
	75歳以上(再掲)	3,918人 15.5%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしんまち
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・セントケアホーム府中新町
	小規模多機能型居宅介護	・セントケア府中新町 ・パナソニックエイジフリーケアセンター府中栄町・小規模多機能
	看護小規模多機能型居宅介護	・セントケア看護小規模府中新町
障害のある人	日中活動系施設	・ワークショップさかえ ・ちえホーム
	障害児通所施設	・ドリームボックス浅間町 ・きぼうクラブ
	グループホーム	・調布寮 ・グループホームSunSun浅間町
子ども・子育て	市立保育所	・北保育所
	私立保育園	・めぐみ第二保育園
	認証保育所	・府中北プチ・クレイシュ ・田中保育所 ・きなり保育園 ・結hana保育園
	幼稚園	・私立明星幼稚園 ・私立府中新町幼稚園 ・私立三光幼稚園
	小学校	・市立府中第六小学校 ・市立府中第九小学校 ・市立新町小学校 ・私立明星小学校
	中学校	・市立府中第五中学校 ・市立浅間中学校 ・私立明星中学校
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・新町文化センター ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場 ・新町図書館(新町文化センター内) ・生涯学習センター図書館(生涯学習センター内)
	上記以外の主な公共施設	・府中刑務所 ・栄町出張所(消防) ・府中浅間郵便局 ・府中学園通郵便局 ・府中栄町郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

住吉文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等			地域資源		
面積		2.91km ²	高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターみなみ町
地域		南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
世帯(全市に占める割合)		13,426世帯 10.2%		短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
人口(全市に占める割合)		27,058人 10.4%		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・たのしい家 武蔵府中 ・グループホーム みんなの家・府中南町 ・グループホーム きらら府中中河原
3区分人口	0～14歳	3,219人 11.9%		特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・ニチイケアセンター府中南町
	15～64歳	17,423人 64.4%	障害のある人	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターみ～な
	65歳以上	6,416人 23.7%		指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
	75歳以上(再掲)	3,988人 14.7%		障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
				日中活動系施設	・府中市立心身障害者福祉センター作業生活実習訓練事業所 ・集いの家 ・作業所スクラム ・梅の木の家共同作業所 ・フレンズファーム ・コットンハウス ・プロジェクトツツケやきのもり
				障害児通所施設	・リボン 第3教室
			子ども子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」すみよし
				市立保育所	・住吉保育所
				私立保育園	・南分倍保育園 ・府中保育園 ・キッズランド府中保育園 ・府中中河原雲母保育園 ・まなびの森保育園中河原 ・ヴィラまなびの森保育園住吉町
				幼稚園	・府中わかば幼稚園
				小学校	・市立住吉小学校 ・市立南町小学校
				学童クラブ	・住吉学童クラブ ・南町学童クラブ
			その他	文化・コミュニティ	・住吉文化センター ・男女共同参画センター「フチャール」 ・郷土の森博物館 ・住吉図書館(住吉文化センター内)
				上記以外の主な公共施設	・分梅出張所(消防) ・都立多摩職業能力開発センター府中校 ・府中分梅郵便局 ・府中中河原郵便局 ・東京多摩郵便局

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

是政文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		3.44km ²
地域		小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
世帯 (全市に占める割合)		11,603世帯 8.8%
人口 (全市に占める割合)		23,600人 9.0%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,721人 11.5%
	15～64歳	15,447人 65.5%
	65歳以上	5,432人 23.0%
	75歳以上(再掲)	3,069人 13.0%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターこれまさ
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホームこもれび家族
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・グッドタイムナーシングホーム府中式番館
	住宅型有料老人ホーム	・ファミリー・ホスピス ライブクロス
障害のある人	障害児通所施設	・ハッピーテラス東府中 ・ちゃいくる2号館
子ども・子育て	市立保育所	・小柳保育所
	私立保育園	・是政保育園 ・是政保育園分園 ・にじのいろ保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・ソラスト府中保育園 ・ソラスト府中保育園分園
	認証保育所	・エーワン東府中駅前保育園 ・ごんべのお宿保育園 ・京王キッズプラッツ東府中
	幼稚園	・府中白百合第二幼稚園
	小学校	・市立府中第八小学校
	中学校	・市立府中第九中学校
	学童クラブ	・第八学童クラブ ・小柳学童クラブ
その他	教育センター	・教育センター ・学びの多様化学校「かがやき」(教育センター内)
	文化・コミュニティ	・是政文化センター ・郷土の森観光物産館(郷土の森観光情報センター) ・是政図書館(是政文化センター内)
	上記以外の主な公共施設	・是政出張所(消防) ・府中小柳町郵便局 ・府中清水が丘郵便局 ・府中是政郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

紅葉丘文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		4.14km ²
地域		多磨町、朝日町、 紅葉丘、若松町 (3～5丁目)
世帯 (全市に占める割合)		11,609世帯 8.8%
人口 (全市に占める割合)		23,213人 8.9%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,791人 12.0%
	15～64歳	15,386人 66.3%
	65歳以上	5,036人 21.7%
	75歳以上(再掲)	2,949人 12.7%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・はなまるホーム紅葉丘
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	・ニチイホーム東府中
障害のある人	日中活動系施設	・障害者支援施設 みずき ・わかたけ作業所 ・府中生活実習所 ・Tomorrow
	障害者入所施設	・障害者支援施設 みずき
	障害児通所施設	・デイクアステーションカルテット
	グループホーム	・せんげん
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園
	生活実習所	・府中生活実習所
子ども・子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」ひがし
	市立保育所	・東保育所
	私立保育園	・さくらんぼ保育園 ・さくらんぼ保育園分園 ・わらしこ保育園 ・キッズエイド武蔵保育園 ・やまびこ保育園 ・わらしこ第2保育園
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこわかまつ
	幼稚園	・私立府中つくし幼稚園 ・私立武蔵野学園ひまわり幼稚園
	小学校	・市立府中第十小学校 ・市立若松小学校 ・私立武蔵野学園小学校
	中学校	・市立府中第二中学校
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・若松学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・紅葉丘文化センター ・紅葉丘図書館(紅葉丘文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・朝日出張所(消防) ・府中紅葉丘郵便局 ・府中若松町郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

押立文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.31km ²
地域		押立町、車返団地
世帯 (全市に占める割合)		4,520世帯 3.4%
人口 (全市に占める割合)		9,450人 3.6%
3 区 分 人 口	0～14歳	967人 10.2%
	15～64歳	5,577人 59.0%
	65歳以上	2,906人 30.8%
	75歳以上(再掲)	1,642人 17.4%

※面積・世帯・人口は車返団地を含まない。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターおしたて
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ふれあいの里
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・つくしんぼう
	障害児相談支援事業所	・つくしんぼう
	日中活動系施設	・府中あゆみ園 ・府中ひまわり園
	グループホーム	・アメニティ府中
子ども・子育て	私立保育園	・押立保育園 ・押立第二保育園
	中学校	・市立府中第六中学校
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・押立文化センター ・押立図書館(押立文化センター内)

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

四谷文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.87km ²
地域		四谷
世帯 (全市に占める割合)		5,751世帯 4.4%
人口 (全市に占める割合)		13,127人 5.0%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,831人 13.9%
	15～64歳	8,533人 65.0%
	65歳以上	2,763人 21.0%
	75歳以上(再掲)	1,637人 12.5%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ウイング
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホーム みんなの家・府中 ・グループホーム よつや正吉苑
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
子ども・子育て	私立保育園	・第2府中保育園 ・明桜保育園
	認証保育所	・ヒューマンアカデミー中河原保育園
	幼稚園	・私立府中ひばり幼稚園
	小学校	・市立四谷小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第八中学校
	学童クラブ	・四谷学童クラブ ・日新学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・四谷文化センター ・四谷図書館(四谷文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中四谷郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

片町文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.39km ²	
地域	矢崎町、本町、 片町、宮西町(2 ～5丁目)、分梅 町(1丁目)、日鋼 町、美好町	
世帯 (全市に占める割合)	15,402世帯 11.7%	
人口 (全市に占める割合)	28,608人 11.0%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,334人 11.7%
	15～64歳	19,224人 67.2%
	65歳以上	6,050人 21.1%
	75歳以上(再掲)	3,296人 11.5%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	131,330世帯	
人口	260,998人	
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ピースプラザ
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・まどか府中 ・グッドタイムホーム 府中 ・ヘルス・ケア・ヴィラ府 ・チャーム府中番場
	介護予防推進センター	・介護予防推進センター「いきいきプラザ」
障害のある人	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	・地域生活支援センタープラザ
	指定特定相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室 たいよう ・地域生活支援センタープラザ ・相談室ウェル
	障害児相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室ウェル
	日中活動系施設	・毎日CAMP
	障害児通所施設	・放課後デイサービス プティ フォンティ ーヌ ・発達支援つむぎ府中ルーム ・こもれび ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室 ・咲楽
	グループホーム	・グループホーム こんぺいとう ・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームVif ・グループホームあさや
子ども・子育て	子ども発達支援センター	・府中市子ども発達支援センター「はばたき」
	市立保育所	・西保育所 ・本町保育所 ・美好保育所
	私立保育園	・高安寺保育園 ・分倍保育園 ・光明高倉保育園 ・光明府中南保育園 ・アスク府中本町保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・アスク府中片町保育園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・グローバルキッズ府中本町園 ・こもれび保育園府中本町園
	幼稚園	・府中白百合幼稚園
	小学校	・市立府中第三小学校 ・市立矢崎小学校
	中学校	・市立府中第三中学校 ・市立府中第四中学校
	学童クラブ	・第三学童クラブ ・矢崎学童クラブ
	文化・コミュニティ	・片町文化センター ・片町図書館(片町文化センター内)
その他	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所 ・府中公共職業安定所(ハローワーク府中) ・府中本町二郵便局 ・府中片町郵便局 ・府中日鋼町郵便局 ・府中美好郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

資料２ 府中市福祉のまちづくり推進審議会

(１) 委員名簿

任期：令和７年８月１日～令和９年７月３１日

	氏名	選出区分	団体名等
○	菱 沼 幹 男	学識経験者	日本社会事業大学
◎	横 倉 聡	学識経験者	東洋英和女学院大学
	阿 部 真 子	市民	府中市立小中学校ＰＴＡ連合会
	久保寺 治	市民	府中市自治会連合会
	野 本 和 久	事業者	府中市医師会
	宮 本 史	事業者	むさし府中商工会議所
	石 渡 章 浩	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会 【令和７年８月１日～令和８年３月３１日】
	花 岡 麻穂子	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会 【令和８年４月１日～令和９年７月３１日】
	田 中 陽 子	事業者(社会福祉事業)	府中地区保護司会
	原 田 まち子	事業者(社会福祉事業)	府中市民生委員児童委員協議会
	比 嘉 登美枝	事業者(社会福祉事業)	社会福祉法人 多摩同胞会
	山 寄 福	高齢者団体の代表者	府中市シニアクラブ連合会
	高 橋 隆 行	障害者団体の代表者	府中視覚障害者福祉協会
	高 橋 史	障害者団体の代表者	府中市肢体不自由児者父母の会
	中 村 純 子	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
	若 松 正 子	公募市民	

(選出区分内で５０音順・敬称略)

◎会長、○副会長(団体名等は就任時)

(2) 検討経過

【令和7年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和7年 8月8日(金)	1 会議の公開等について 2 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について 3 府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)について 4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について 5 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて
第2回	令和7年 9月12日(金)	1 第1回福祉のまちづくり推進審議会からの資料の変更・修正について 2 府中市地域福祉計画策定連携会議委員の推薦について 3 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施するアンケート調査について
第3回	令和7年 11月17日(月)	1 11圏域別グループディスカッションの実施結果について 2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和3年度から令和8年度)の進行管理及び評価方法について 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和6年度実績について
第4回	令和7年 2月20日(金)	1 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査(一般市民調査)及び11圏域別グループディスカッションの集計結果について 2 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向について

【令和8年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 5月15日（金）	1 次期計画策定に係る調査報告書について 2 次期計画の体系と基本的考え方について
第2回	令和8年 7月17日（金）	1 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について
第3回	令和8年 8月14日（金）	

資料3 地域福祉計画策定連携会議

(1) 委員名簿

任期：令和8年2月12日～令和9年3月31日

	氏名	選出区分	肩書
◎	横 倉 聡	府中市福祉のまちづくり推進審議会	会長
	廣 瀬 圭 子	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	会長
	藤 原 佳 典	府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	会長
	岡 本 直 樹	府中市障害者計画推進協議会	委員
	平 田 嘉 之	府中市子ども・子育て審議会	副会長

(敬称略)

◎会長（団体名等は就任時）

(2) 検討経過

【令和7年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 2月12日（木）	1 地域福祉計画策定連携会議について 2 各計画における検討・進捗状況について 3 各分野アンケート調査及びグループディスカッションの結果報告 4 今後のスケジュールについて

【令和8年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 6月16日（火）	1 次期計画の理念・体系・骨子について
第2回	令和8年	

資料4 用語集

ア行

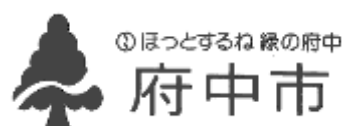
■愛の手帳 【P●】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画
(令和9年度～令和14年度)

令和9年3月

発行：府中市 福祉保健部地域福祉推進課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042-335-4161 (直通)



次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関する委員意見一覧

通番	該当ページ	内容	事務局
1	P 9 1	基本目標 2：取組の方針（3）関係機関との連携強化 施策②医療・介護・福祉・教育などの連携の強化 事業番号14. 他職種による連携… →施策や取組内容に「教育」が入っているが、教育に関する連携の取組や協議の場の具体例の記載がなく、想像しにくい。	記載内容のうち、「医療的ケア児支援推進連携会議」においては、地域において安心して生活できる体制を整備するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育、子育て等の関係機関が連携して、地域課題に対して継続的に情報共有及び意見交換を行っておりますので、その旨を追記させていただきます。
2	P 9 9	基本目標 4：取組の方針（3）自然災害や犯罪から身を守るための支援 施策①： 事業番号30. 避難行動要支援者及び… →枠内の取組の2つ目「避難所の課題の精査及び対応の検討」の内容に「・学校及び地域が主体となり避難所開設に取り組む学校を増やすとともに…」という記載があるが、避難所開設にあたっては、学校・地域が先に動くものではなく、 災害時は市の初動班が先に動いてこそ地域・学校が追従するもの と考えている。課題の精査・対応にあたっては、まず市から学校・地域での訓練実施を呼びかけてほしい。 →よって“学校及び地域が主体となり”という言葉に違和感がある。 “学校及び地域と協力し…”または”学校及び地域と連携し…”という表現に変えられないか。	避難所開設に当たっては、市の初動班による対応を基本としており、学校や地域が単独で主体となって避難所を開設することを意図したものではありません。 一方で、市では、自主防災連絡会を通じた地域との連携や、学校・地域・市の初動班による避難所開設訓練などを実施し、避難所運営における協力体制の構築を進めています。本記載は、そのような連携の中で、避難所開設や運営に協力して取り組む学校を増やしていく趣旨で記載したものです。 ご指摘のとおり、「学校及び地域が主体となり」という表現は、避難所開設の主体について誤解を招く可能性があるため、「学校及び地域と連携し」など、趣旨がより適切に伝わる表現への修正をさせていただきます。
3	P 1 0 2	基本目標 5：取組の方針（1）心のバリアフリーの推進 施策①：事業番号35. 福祉教育・啓発活動の推進による… 枠内の取組の2つめ「福祉教育・啓発活動の推進」 →内容に「・小中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り…」 府中市内の高校にもボランティア体験等の呼びかけをしてみてもと思う。福祉面だけではなく将来、府中市での就業や暮らしを考えるきっかけになるのではないか。	市では、福祉教育・啓発活動の一環として、府中市社会福祉協議会が市内の小中学校、また高校に向けて実施している社会教育やボランティア体験事業への補助金を交付しております。 補助金の交付を引き続き継続するとともに、将来に向けた福祉人材の確保のために、更なる啓発活動も検討してまいります。
4	P 1 0 2	基本目標 5：取組の方針（1）～（3） →バリアフリーにまつわる取組が、自分が委員として別で参加している府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会の内容と共通する部分がある。 府中市バリアフリー基本計画に基づいた同協議会は”だれもが円滑に移動や施設の利用ができる”という移動についてのバリアフリーに特化した事業取組だが、福祉分野を考慮した移動・情報や「心のバリアフリー」に関して、お互いに情報や取組をを共有・協力しあえるとういのではと思う。	府中市バリアフリー基本計画及び府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会に基づく取組と、本計画におけるバリアフリーの取組には共通する部分があり、特に移動環境の整備や情報提供の充実、理解啓発などの「心のバリアフリー」の推進は、双方に関連する取組であると認識しています。 いただいたご意見のとおり、両計画の取組には関連性があることから、今後も関係部署や協議会との情報共有・連携を図りながら、効果的な施策の推進に努めてまいります。